

川俣町都市マスタープラン 【改定版】

平成29年3月
川 俣 町

はじめに

本町では、平成 22 年に「第 5 次川俣町振興計画」（以下、「振興計画」という。）を策定し、平成 24 年には、東日本大震災からの復興の道標として、振興計画を補完する「川俣町復興計画」を策定しました。現在、「みんなでつくるまち」「安全快適に暮らせるまち」「安心の笑顔があふれるまち」「いきいきと学び楽しむまち」「活気ある産業を育てるまち」の 5 つのまちのすがたを実現するため“みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた”を将来像に、震災後は安全の確保や雇用の確保、結いと絆の維持なども念頭に置き、様々な施策に取り組んでいるところです。

このような中、川俣町の将来あるべき姿を描いた、都市整備の基本となる計画として、このたび「川俣町都市マスタープラン」を改定しました。

平成 10 年 3 月に策定したこれまでの川俣町都市マスタープランをもとに、約 3 年にわたって見直しと検討をおこない、策定委員会、町民アンケート、地区懇談会、パブリックコメント等により、まちづくりの主役である町民の皆さんにも可能な限り参加していただきました。

今後は、改定された都市マスタープランをもとにまちづくりを推進していくことになりますが、都市マスタープランでは都市整備の基本的な方針を示したにすぎず、具体的にまちづくりを進めていくためには、まちづくりの気運を高め、今後さらに検討を継続していく必要があります。

そのためには、町民の皆さんの「自分たちのまちは自分たちでつくる」という主体的な取り組みが必要不可欠です。

まちづくりの「実現化方策」は、「まちづくり進め方」「まちづくりの主体」「まちづくりの進行管理」として第 5 章にとりまとめていますが、今後はこれらの方策を推進し、私たちの郷土川俣町が「暮らしやすく」「活気にあふれ」「みんなが誇りに思える」町となるよう、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、ともに協力してまちづくりを推進していく必要があります。

「川俣町都市マスタープラン」がその一つの指針、きっかけとなれば幸いです。

平成 29 年 3 月
川 俣 町

目 次

はじめに

第1章 都市マスタープラン見直しにあたって	1
1. 都市マスタープラン見直しの背景と目的	1
(1) 見直しの背景	1
(2) 見直しの目的	1
2. 都市マスタープランの位置づけと役割	2
(1) 都市マスタープランの位置づけ	2
(2) 都市マスタープランの役割	3
3. 対象区域及び目標年次	3
4. 人口の見通し	3
第2章 川俣町の現況と課題	4
1. 川俣町の現況	4
(1) 町の概況	4
(2) 人口等の状況	5
(3) 産業構造	6
(4) 土地利用	7
(5) 都市計画及び都市施設等の状況	8
(6) 都市環境・都市防災等の状況	9
2. まちづくりに対する町民意向	11
(1) アンケート調査の概要	11
(2) アンケートの回答状況	11
3. 計画見直しの視点	14
(1) 社会経済情勢の変化と上位関連計画の概要	14
(2) 見直しの視点	15
第3章 都市づくりの方針	17
1. まちづくりの基本理念	17
(1) まちづくりの理念と3つの基本目標	17
(2) まちづくりの視点（9つの柱）	18
2. 都市構造の方針	22
(1) 将来都市構造の考え方	22
(2) 将来都市構造	27
(3) 中心拠点形成のイメージ	30
3. 都市づくりの基本方針	32
1). 土地利用の方針	32

(1) まちなかエリア形成の方針	32
(2) 田園居住エリア形成の方針	36
(3) 里山環境保全エリア形成の方針	38
2). 交通体系の方針	41
(1) 道路の方針	41
(2) 公共交通の方針	43
(3) 自転車・歩行者ネットワークの方針	43
3). 公園・生活サービス施設等の方針	45
(1) 都市公園等の方針	45
(2) 生活サービス施設の方針	46
(3) その他都市施設の方針	48
4). 都市防災の方針	49
5). 環境形成の方針	51
(1) 自然環境の方針	51
(2) 都市環境の方針	52
(3) 景観形成の方針	53
第4章 地域づくりの方針	55
1. 地域区分	55
2. 地域別の方針	56
1). 川俣地域	56
(1) 地域の概況	56
(2) 地域づくりの課題	58
(3) 地域づくりの方針	60
2). 小神・鶴沢地域	65
(1) 地域の概況	65
(2) 地域づくりの課題	67
(3) 地域づくりの方針	69
3). 飯坂地域	73
(1) 地域の概況	73
(2) 地域づくりの課題	75
(3) 地域づくりの方針	76
4). 東福沢地域	80
(1) 地域の概況	80
(2) 地域づくりの課題	82
(3) 地域づくりの方針	83
第5章 実現化方策	87
1. まちづくりの進め方	87

2. まちづくりの主体	87
(1) 各主体の役割	87
(2) 参加の支援	88
3. まちづくりの進行管理	92
(1) P D C Aサイクルによる進行管理	92
(2) 進行管理の主体	92
資料	95
■川俣町都市マスタープラン改訂版策定経緯	95
■川俣町都市マスタープラン策定体制	98
■川俣町都市マスタープラン策定委員会名簿	99
■川俣町都市マスタープラン策定委員会設置要綱	99
■川俣町都市計画審議会名簿	101
■諮問・答申書	102





第1章 都市マスタープラン見直しにあたって

1. 都市マスタープラン見直しの背景と目的

(1) 見直しの背景

川俣町都市マスタープランは、平成 10 年 3 月に策定され、これに基づきまちづくりを進めてきました。しかし、平成 28 年現在で計画策定から 18 年が経過し、さらに東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故が発生する等、本町を取り巻く状況が著しく変化しています。

①社会情勢が著しく変化しています

- ・人口減少と少子高齢社会の進展への対応
- ・地球規模での環境問題への意識の高まり
- ・安全・安心に対する意識の高まり
- ・東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の発生 等

②都市マスタープランに関わる上位関連計画の改定等に合わせた見直しが必要です

- ・第 5 次川俣町振興計画（平成22年 9 月）（川俣町復興計画第 2 次（平成 24 年 3 月）を含む。以下「振興計画」という）の改定
- ・川俣町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成28年 1 月）（以下「総合戦略」という）の策定
- ・川俣都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(川俣都市計画区域マスタープラン)の策定(平成26年 5 月)

③新たな課題への対応や現状を踏まえた計画の見直しが必要です

- ・工業団地造成事業等の整備に伴う具体的な都市機能の立地への対応
- ・現状を踏まえた計画の見直し（都市計画区域、用途地域、都市計画道路）

(2) 見直しの目的

都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示す計画です。

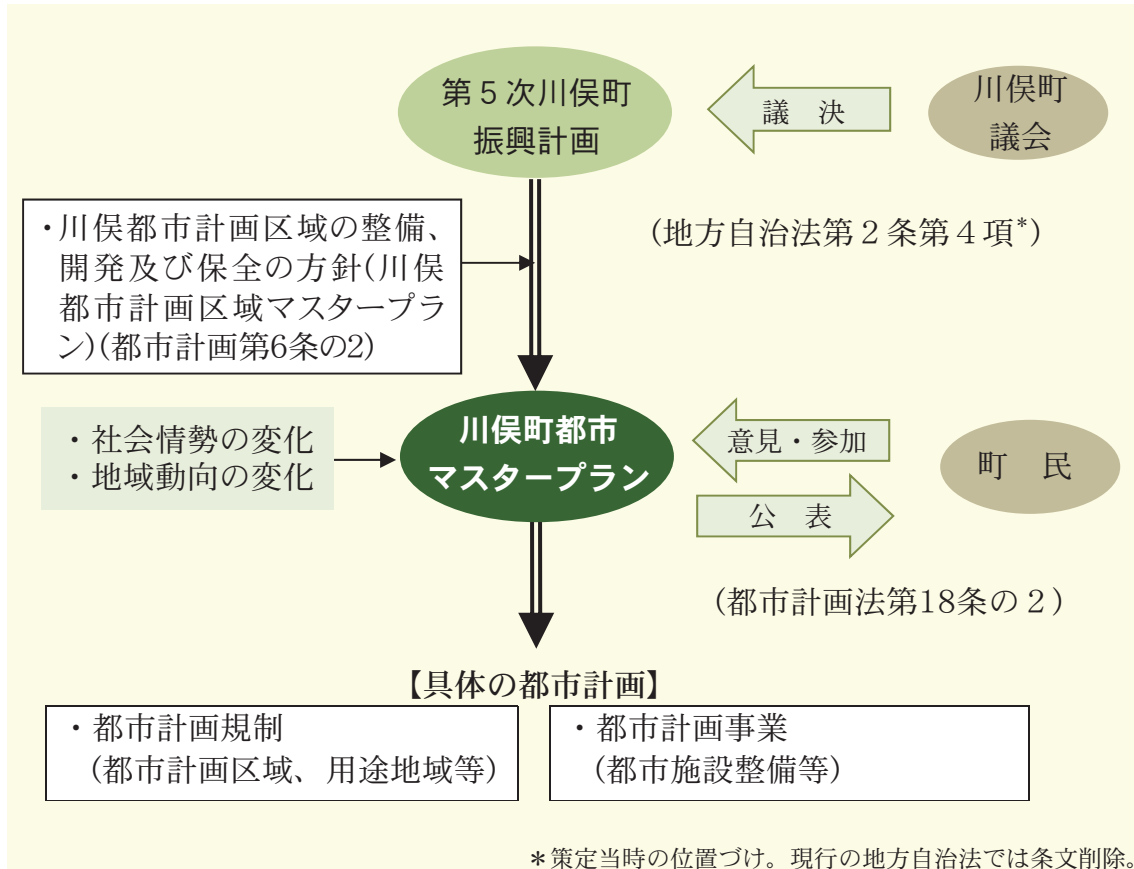
川俣町都市マスタープラン（以下、「本計画」という）は、まちづくりの現状や振興計画・総合戦略等を踏まえ、おおむね 20 年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、施設等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示すものです。

見直しの背景を踏まえ、まちづくりを効果的に進めるとともに、新たな都市の将来像の具現化を図ることを目的とします。

2. 都市マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市マスタープランの位置づけ

本計画は、振興計画、総合戦略及び「川俣都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用等の基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本町における都市づくりの総合的な指針となるものです。



都市マスタープランの位置づけ

(2) 都市マスタープランの役割

本計画は、本町における都市計画に関する基本的な方針を長期的・総合的な視点で示すとともに、住民主体のまちづくりを推進していくため、次の4点の役割を担うものとします。

① 町全体や地域ごとの将来像を示します

都市計画やまちづくりに対する住民の理解と参加を容易にするため、町全体や地域ごとの実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにします。

② 個別の都市計画の方向を示します

将来像を実現するために必要となる土地利用や都市施設（道路、公園等）等の個別の都市計画について総合的な調整を図るとともに、個別の都市計画を決定・変更する根拠としての役割を担います。

③ 住民主体によるまちづくりの方向を示します

まちづくりを進める上での様々な課題に対処し、地域の視点からみたまちづくりを推進するため、今後住民が主体となって取り組むまちづくりの方向性を示します。

④ 住民と行政の役割分担を示します

将来像の実現に向け、住民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組む必要があるため、各々の役割分担を明確にします。

3. 対象区域及び目標年次

本計画の対象区域は、川俣都市計画区域（約 1,940ha）を基本とします。ただし、山木屋地区の復興、集約型都市構造の確保と集落維持及びまち全体の活性化を図るため、都市の全体的な方針については、川俣町全域を対象とします。

目標年次は、長期的な本町の都市づくりの基本方針を示すものとして、おおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）とします。なお、計画の推進にあたっては、社会情勢や周辺都市の動向、上位計画との整合等に十分配慮し、必要に応じて見直しを行い、都市計画の円滑な推進を図るものとします。

4. 人口の見通し

総合戦略に基づき、おおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）の将来人口を 11,300 人程度と見込みます。



第2章 川俣町の現況と課題

1. 川俣町の現況

(1) 町の概況

本町は、福島県北東部、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、東は相馬郡飯舘村・双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接しており、面積は 127.7km²です。

阿武隈の山並みには、花塚山（918m）、高太石山（836m）、女神山（599m）がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地が開けています。丘陵地であり集水面積が小さく、大河川の発達はみられません。

慶長年間（1596 年～1614 年）から生糸や絹織物取引の市が立ち、江戸城御用の川俣絹を生産する等、国内で有数の絹織物産地に発展し、明治・大正・昭和の時代には輸出花形商品の羽二重を織り出しました。

古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、また、県都福島市と浪江町を連絡する国道 114 号や伊達市と二本松市を縦貫する国道 349 号が通る等交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として発展してきました。

昭和 30 年（1955 年）に、川俣町・富田村・福田村・小島村・飯坂村・小綱木村・大綱木村、安達郡山木屋村の 1 町 7 か村が合併して川俣町となり現在に至っています。



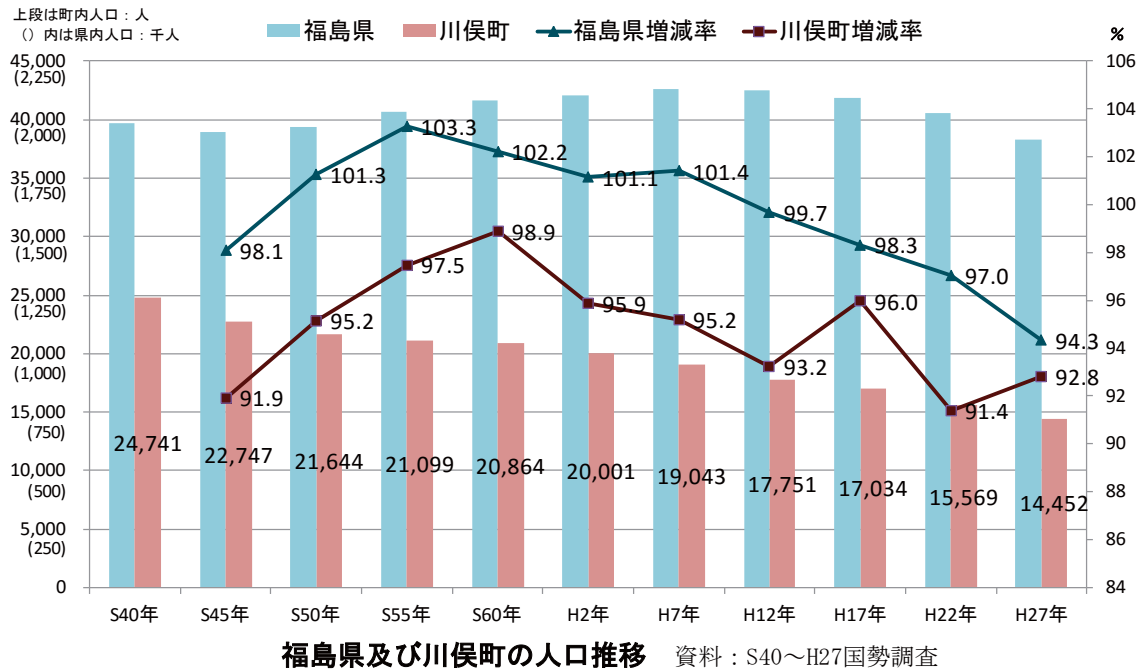
(2) 人口等の状況

① 人口動向

本町の人口は平成 27 年 10 月 1 日現在で 14,452 人（国勢調査）であり、昭和 40 年以降減少が続いています。

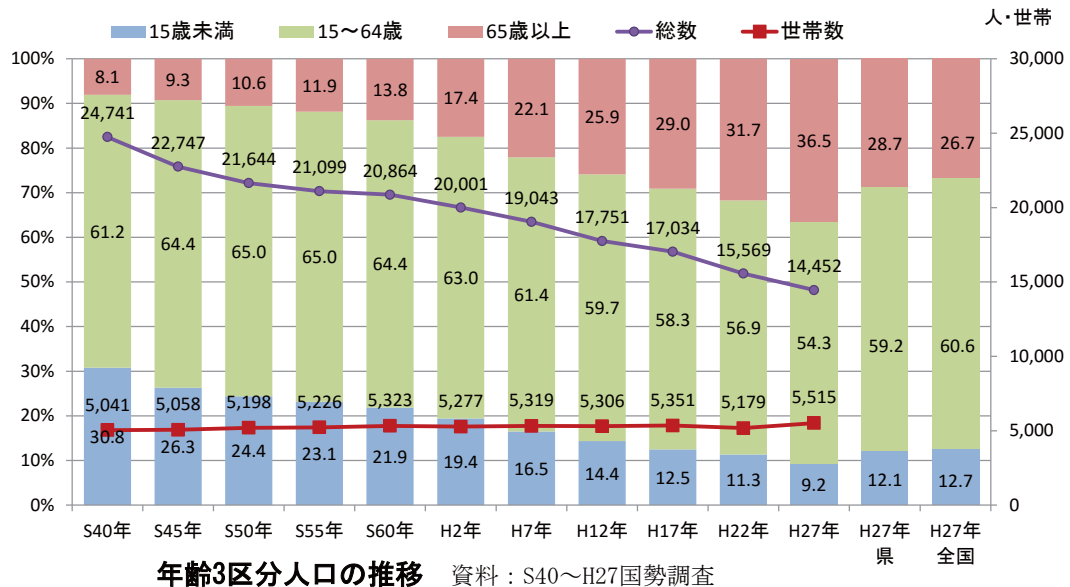
自町就業・就学率は減少し、福島市や二本松市等へ通学・通勤の広域化が進行しています。

地形的な制約により、市街地のある町の中心部に人口が集中しており、用途地域内に総人口の 5 割近くが集中して居住しています。



② 少子高齢化の状況

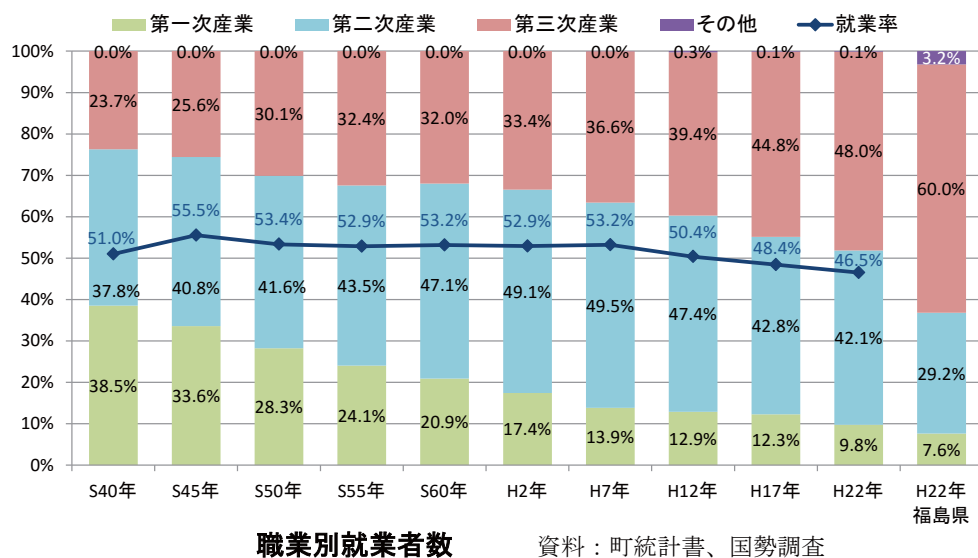
本町の高齢化率は、平成7年では約5人に1人だったものが、平成27年現在36.5%と、約3人に1人以上が高齢者となっており、高齢化が急速に進んでいます。



(3) 産業構造

本町の産業の状況を産業別就業者数からみると、昭和40年は第1次産業と第2次産業が中心産業でした。しかしその後、平成22年には第1次産業就業者数が全体の10%程度まで減少し、第2次産業も42.1%と減少傾向にあるのに比べ、第3次産業は48.0%と増加傾向にあります。福島県全体と比較すると第2次産業の割合は依然高いものの、次第に第3次産業を中心とした産業構造へと移行していることがわかります。

観光については、鶴沢地区の「シルクピア（「道の駅」川俣）」が最も多く、年間約19万人が訪れています。また、「コスキン・エン・ハボン」には約1万人、「川俣シャモまつり」には約8千人の観光客が来訪します。



(4) 土地利用

① 自然的土地利用

都市計画区域の土地利用をみると、都市的土地利用が約2割、自然的土地利用が約8割と、豊かな自然を有する地域です。

山林は、地域森林計画対象民有林に指定され、特に保全が必要なものは保安林に指定されています。

用途地域外は、農業振興地域が指定され、主要な農地については農用地区域に指定されています。

② 都市的土地利用

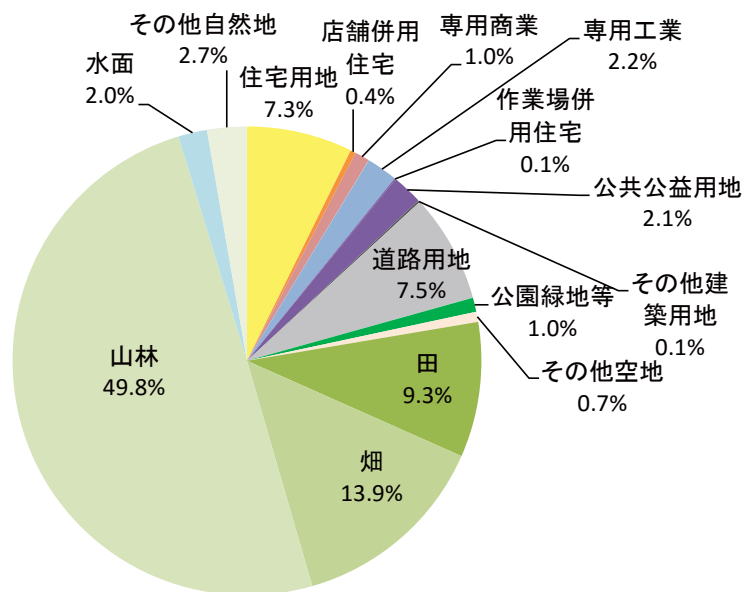
住宅地は、地形的な制約から市街地に集約して立地していますが、住宅のうち約10%が空き家となっている等、今後の住宅地のあり方について、検討が必要となります。

地場産業を中心に市街地のほぼ全域に工場が点在します。これらのうち、一部の工場跡地は子どもの屋内運動場や復興公営住宅の用地等公共性の高い施設に利用されています。

工業地としては、飯坂工業団地や中山工業団地がみられます。また近年、西部工業団地、羽田産業団地が新たに整備されています。

商業地は、中心市街地と国道114号沿道の鶴沢地区に集約して立地しており、2つの商業地の住み分けが課題となっています。

中心市街地の商業地は衰退傾向にあり、空き店舗が多数存在します。



都市計画区域内における土地利用面積の割合

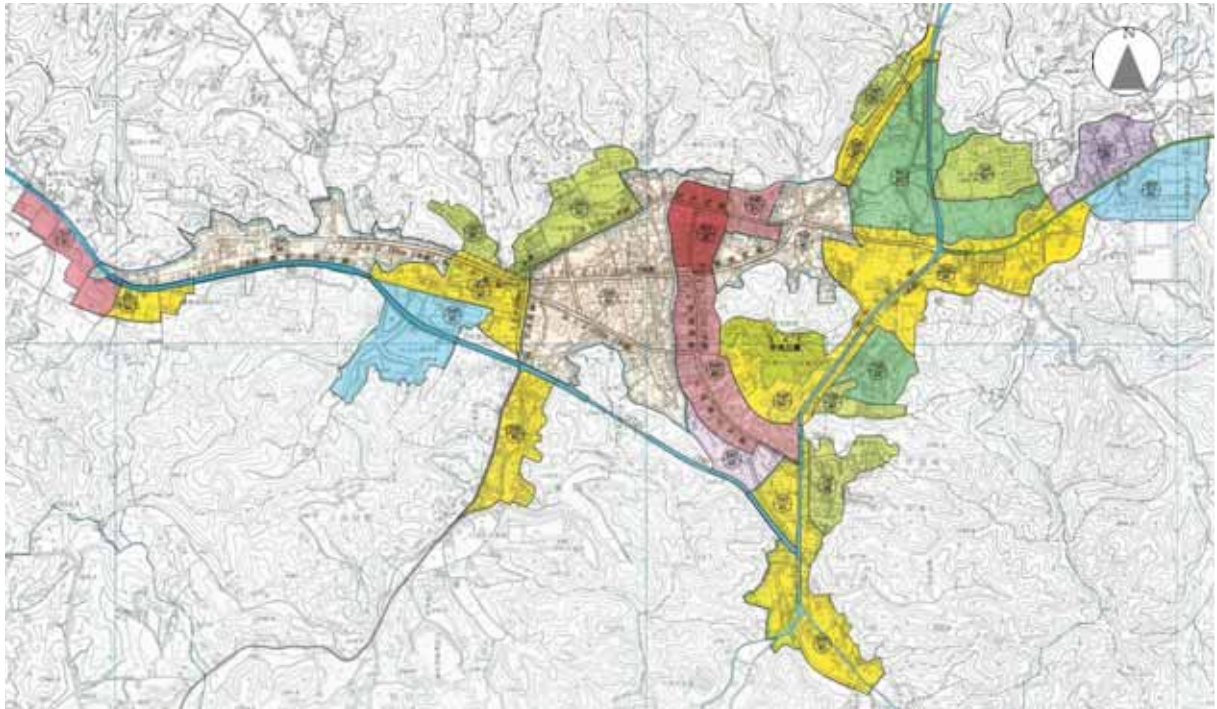
資料：H25都市計画基礎調査

(5) 都市計画及び都市施設等の状況

① 都市計画区域及び地域地区

川俣都市計画区域は、1,940ha となっており、用途地域が 255.7ha 指定されています。内、住居系は 194.2ha、商業系は 29.5ha、工業系は 32.0ha です。

また、地場産業の保護・育成を図るため、用途地域の一部 71.4ha に特別工業地区が指定されています。



都市計画図（用途地域周辺拡大）

資料：建設水道課

区 分	凡 例	備 考
都 市 計 画 区 域		
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	（100/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	第1種中高層住居専用地域	（150/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	第1種住居地域	（200/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	第2種住居地域	（200/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	近隣商業地域	（200/80） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	商業地域	（300/80） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	準工業地域	（200/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
	工業地域	（200/60） ※容積率・建ぺい率の制限あり
特 別 工 業 地 域		
都 市 計 画 道 路	（注）	
都 市 計 画 公 園		
国 道		
主 要 地 方 道		
一 般 県 道		

〔注〕無指定区域の建ぺい率は60%、容積率は200%である

用途地域及び特別用途地域面積

	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	24.2
第一種中高層住居専用地域	31.0
第一種住居地域	78.0
第二種住居地域	61.0
近隣商業地域	23.0
商業地域	6.5
準工業地域	11.0
工業地域	21.0
計	255.7
特別工業地区	71.4

② 都市計画道路

都市計画道路は、8路線ありますが、完成路線が2路線、整備中路線が1路線となっています。

未整備路線5本は、都市計画決定より20年以上が経過した長期未整備道路となっています。



③ 都市計画公園及び都市下水路

都市計画公園は、中央公園（総合公園）及びふれあいポケットパーク（街区公園）の2公園で、いずれも供用されています。

都市下水路は、排水区域 37ha、管渠延長 270m が供用されています。



④ 公共交通

公共交通は、乗合バス（福島交通・JR バス東北）や自治体バスが運行されています。交通空白地域解消を図るための交通手段として、ふれあいタクシー（デマンド型乗合タクシー）が運行されています。

⑤ その他の都市施設

公共公益施設・文教施設・医療福祉施設等生活利便施設は、中心市街地となる川俣地区内に集中して立地しています。

人口減少により学校の統廃合が進み、小学校が羽山の森美術館やおじまふるさと交流館等、人々の交流を育む施設として再生されています。

また最近、町役場庁舎や復興公営住宅等の整備も行われました。



（6）都市環境・都市防災等の状況

① 景観

絹の町として栄えた歴史があることから、当時の栄華をしのばせる歴史的建築物が町内に点在します。

中心市街地については、古き良き昭和の商店街の雰囲気を残しており、これを活かした景観づくりが望まれます。

コスキン・エン・ハポンや川俣シャモまつり等の観光イベントにおける賑わい景観も重要な要素となっています。

秋山の駒ザクラ、羽田 春日神社の大フジ、ざる菊の里等の花の名所、川俣春日神社社殿と社そう林等、歴史的景観要素をもつ施設も点在します。

本町は周囲を山々に囲まれており、花塚山、高太石山、女神山等の阿武隈山地の山々の眺望が本町を特徴づけています。



② 自然環境

市街地周辺には、コナラ等の二次林が多く、里地里山の環境が残されていますが、農業人口の減少や高齢化等に加え、原子力災害の影響によりその荒廃が懸念されます。



③ 都市防災

東日本大震災により、様々な建物や道路等に大きな被害を受けたほか、原子力災害により、山木屋地区が計画的避難区域に指定されました。また、市街地では、木造建物の密集による災害危険性が指摘されています。

防災・減災を強化するため、地域防災計画による取組みを進めるとともに、ハザードマップにより過去の災害被害や避難所の周知を図っています。

2. まちづくりに対する町民意向

(1) アンケート調査の概要

本計画見直しの基礎資料として、町民の方々の意向を把握するため、平成27年2月に「川俣町まちづくりアンケート調査」を実施しました。

調査対象は、中学生以上の本町在住者から住民基本台帳より無作為に抽出した1,335人です。そのうち、572件の回答が集まり、回収率は42.8%となっています。

(2) アンケートの回答状況

① 町の将来イメージ

町の将来イメージでは、「防災・防犯対策の充実した安全・安心のまち」30.4%、「生活に必要な機能の整ったコンパクトなまち」27.6%、「福島へのアクセス性のよさを活かした住宅都市」23.8%の順となり、安全・安心で、コンパクトに機能が整った住宅都市の形成が望まれていることがうかがえます。

② 地域の将来イメージ

地域の将来イメージでは、「地域の人々自らが地域づくりのために活動するまち」28.0%、「防災・防犯対策の充実した安全・安心のまち」27.6%、「人々が絆で結ばれたあたたかな交流のあるまち」26.2%となりました。

地域の将来イメージについては上記3つを中心に地域ごとに傾向が異なっており、川俣では「防災」、鶴沢では「福島へのアクセス性」、山木屋では「田園都市」との回答がトップとなっています。

③ まちづくりでやるべきこと

中心市街地のまちづくりでやるべきことでは、「生活に必要な機能が集中した便利な生活拠点の形成」46.3%、「高齢化社会に対応した地域ぐるみの福祉・医療体制の充実」44.2%と高い値を示し、次いでほぼ同数で「空き地・空き家の解消や防災性向上等の既成市街地の改善」23.6%、「若い世代が取得しやすい住宅の供給促進」23.4%となりました。この結果から、生活拠点の形成や福祉・医療体制づくりが特に望まれていることがうかがえます。

④ 道路・交通施設の整備について

道路・交通施設については、「日常利用する生活道路を整備・拡幅する」が43.9%と突出して高く、次いで「近隣都市や町内を結ぶ幹線道路を整備する」25.3%、「路線バスの本数や運行ルート等を見直し利用しやすくする」24.5%となり、生活道路の整備が特に望まれていることがうかがえます。

⑤ 都市防災対策のあり方

都市防災対策のあり方では、「大規模災害時等緊急時の情報伝達手段の整備」40.2%、「避難所等の防災拠点の整備や機能の強化」38.8%、「要援護者の避難誘導体制の整備」34.3%の順となり、情報伝達、防災拠点整備、要援護者の対応等、多面的な対応が望まれていることがうかがえます。

⑥ 川俣町らしい景観・大切な場所

川俣町らしい景観・大切な場所では、「コスキンパレードや川俣シャモまつり等にぎやかな行事の風景」が54.2%と高い割合を占め、次いで「川俣中央公園とそこからの眺望」32.5%、「口太山や女神山等のうつくしま百名山の山々」27.1%となっています。「にぎやかな行事の風景」がトップとなる地域が多いものの、川俣・鶴沢では「川俣中央公園」、東福沢は「史跡や文化財」、飯坂や小綱木は「花塚山一带」との回答が多くなる等、地域特性を反映した結果となりました。

⑦ 緑や水への取組で重要なこと

緑や水への取組で重要なことでは、「広瀬川等の河川・水路の水質浄化と環境整備」37.8%、「町民の憩いの場となる広い公園や広場の整備」28.7%、「周辺に残された里山等豊かな自然や農地の保全」27.8%の順となり、広瀬川の水質浄化と環境整備が特に望まれていることがうかがえます。

⑧ 低炭素まちづくりのあり方

低炭素まちづくりのあり方の項目では、「太陽光発電等による再生可能エネルギーの導入促進」44.4%、「歩いて暮らせるまちなか居住の促進」32.7%、「歩道や専用レーン等歩行者・自転車が利用しやすい施設の整備」30.9%の順となり、再生可能エネルギーの導入促進が特に望まれていることがうかがえます。

⑨ 地域まちづくりの課題

【⑨-1 土地利用・建物の課題】

土地利用・建物の課題については、「歩ける範囲に商店等がなく、生活が不便」が44.4%となり、12地域中9地域で、最も高い割合を占めました。次いで「人口が減少し、集落の維持が困難になりつつある」35.1%、「空き家、未利用地等が多い」29.7%となっており、人口減少・高齢社会における対応が求められていることがうかがえます。

【⑨-2 道路・交通の課題】

道路・交通の課題については、「バス等の公共交通が不便」が突出して高く 42.3%で、12 地域中 10 地域で最も高い割合を占めていました。次いで「生活道路が狭く、車で利用しづらい」28.0%、「交通安全に問題のある箇所が多い」27.6%の順となっており、公共交通への対応が主要課題であることがうかがえます。

【⑨-3 緑・環境の課題】

緑・環境の課題については、「農地や山林の放射性物質による汚染が心配」が 56.5%と半数を占め、12 地域中 11 地域で最も高い割合を占めました。次いで「身近な公園や広場が不足している」34.8%、「公共施設や公園の草木の手入れが不十分」22.2%となっており、放射性物質による農地や山林の汚染に高い関心があることがうかがえます。

【⑨-4 公共施設等の課題】

公共施設等については、「下水処理・排水路の整備が不十分」が 39.9%で、12 地域中 8 地域で最も高い割合を占めました。次いで「学習やスポーツ等学び楽しむ場が不足している」32.2%、「交流やふれあいの場が不足している」28.5%の順になっており、下水処理・排水路の整備への対応が求められる他、学び楽しむ場や交流の場の形成が求められていることがうかがえます。

【⑨-5 防災・防犯の課題】

防災・防犯については、「高齢者、障害者等災害発生時に避難が困難な人が多い」が 50.2%と突出して高く 12 地域中 8 地域で最も高い割合を占めました。次いで「地震や土砂災害・洪水等の自然災害の危険性が高い」30.8%、「建物の密集や老朽化等の火災延焼の危険性が高い」27.8%となっており、要援護者への避難誘導対応が重要な課題となっていることがうかがえます。

⑩ 町がやるべきこと

町民参加に関して町がやるべきことでは、「都市整備やまちづくりに関して町民への情報提供の機会を増やす」が 28.7%、「町民参加によるまちづくりを支援する体制を充実する」20.8%、「まちづくり計画の実施状況を町民が評価・検証する仕組みを創設する」17.0%となり、情報提供や参加の仕組みづくりが重要な課題となっていることがうかがえます。

⑪ あなた自身がやりたいこと

あなた自身がやりたいことでは、「自治会の活動等を通じて(まちづくりに)参加したい(している)」29.7%、「まちづくりに関する講習会等に参加したい(している)」14.0%、「まちづくりを議論・検討する場があれば、積極的に参加したい(している)」12.4%の順になっており、自治会活動を通じた参加を望んでいることがうかがえます。

3. 計画見直しの視点

(1) 社会経済情勢の変化と上位関連計画の概要

本計画で踏まえるべき点			
① 社会経済情勢	② 都市計画に係る国の動き	③ 上位関連計画	
・放射性物質と風評被害への対応 ・避難者の個別意向への対応	・復興庁の設置 ・「新しい東北」の創造等各種復興事業の推進	・川俣町復興計画(第2次)p9「マイナスからプラスへの復興を目指す」 ・山木屋地区復興まちづくり基本計画策定 ・川俣町再生加速化事業計画の策定	①復興まちづくりを強力に進める
・人口減少・超高齢社会において、集約型の都市構造とすることが都市を維持していく上で重要 ・行政ニーズの増大に伴う財政支出の増大への対応	・都市再生特別措置法等の改正と立地適正化計画等の創設 ・「多極ネットワーク型コンパクトシティ」をめざす ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正と地域公共交通網形成計画の創設 ・まちひとしごと創生法・総合戦略	・総合戦略P42 基本目標「活力があり 安心な暮らしを守る まちづくり」 ・川俣町中心市街地活性化基本計画p50 基本方針「人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る」「人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る」 ・川俣都市計画区域マスタープラン(県計画)p8 都市づくりの理念「絹の歴史に育まれた快適な暮らしと交流のあるまちづくり…にぎわいのある都市づくり」	②人々で賑わう市街地の再生をめざす
・東日本大震災により一段と早まる少子高齢社会への対応		・総合戦略P33 平成52年(2040年)目標人口10,000人程度を維持(約4,000人減) ・川俣町復興計画(第2次)p10「健康の増進と医療の充実を目指す」p13「将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指す」 ・川俣町地域福祉計画「誰もが笑顔で元気に暮らせるまちかわまた」	③少子高齢社会・人口減少社会に対応する
・世界及び我が国の経済情勢の変化への対応 ・産業構造の変化への対応 ・放射性物質と風評被害への対応	・まちひとしごと創生法・総合戦略 ・東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略の策定	・総合戦略p42 基本目標「川俣町への新しい人の流れをつくる」「川俣町における魅力ある雇用の場を創出する」 ・川俣町復興計画(第2次)Ⅲ施策の基本方向p11「魅力ある産業の再生・復興を目指す」 ・復興整備計画の策定(p3 羽田産業団地) ・川俣町再生加速化基本計画の策定(第2回申請様式1・2西部産業団地)	④産業を支える
・歴史的まちなみ景観や緑の保全・創出についての環境の充実と社会的関心の増大 ・富岡製糸場の世界遺産登録による産業遺産等への社会的関心の増大	・景観みどり3法(景観法の制定、都市緑地法及び都市公園法の改正) ・歴史まちづくり法の制定	・第5次川俣町振興計画p23 まちづくりの理念「自然と歴史・文化を活かしたまちづくり」「誰もが安心して暮らせ、学べるまちづくり」 ・川俣都市計画区域マスタープラン計画)p8 都市づくりの理念「絹の歴史に育まれた快適な暮らしと交流のあるまちづくり…快適な生活都市づくり・絹の里として歴史・文化を生かした都市づくり」	⑤自然と歴史に囲まれた居心地のよい都市環境を創造する
・総合的な防災まちづくりの推進 ・環境問題、電力不足・脱原発等エネルギー問題への対応 ・地球温暖化の進行への対応	・都市の低炭素化の促進に関する法律の制定と低炭素まちづくり計画の創設	・川俣町復興計画(第2次)p10「災害に強いまちを目指す」p11「再生可能エネルギーの活用を目指す」 ・川俣町地域防災計画の策定 ・復興整備計画の策定(p3 山木屋地区太陽光発電施設整備事業)	⑥防災・減災の強化と持続可能なまちづくりを目指す
・全国先進自治体による都市マスへの実効性確保の取組み	・国土交通省における業績指標と政策目標(成果に着目し、具体的な指標で明示)	・総合戦略p61 第4章総合戦略の推進と検証 定期的に進行管理をし、外部機関である「川俣町地域創生推進会議」における評価を行いながら必要な軌道修正	⑦実効性を高める仕組みをつくる
・地域コミュニティの変化への対応	・都市計画提案制度の創設(都市計画法) ・エリアマネジメント推進マニュアル	・第5次川俣町振興計画p23 まちづくりの理念「元気と笑顔に満ちた協働のまちづくり」 ・川俣町復興計画(第2次)p13「さらなる協働のまちづくりを目指す」 ・川俣町みんなで作るまちづくり条例	⑧人々の力を結集させる

(2) 見直しの視点

① 復興まちづくりを強力に進める

本町にとって東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興が最重要課題です。

復興まちづくりを強力に進め、これと連携した都市づくりを進めることで、はじめて次世代の川俣町に進むことができます。

本計画では、復興まちづくりを支援しつつ、まちづくりに活かすとともに、必要に応じて都市計画の指定・変更等の方向性についても示します。

② 人々で賑わう市街地の再生を目指す

賑わいは人が集まってはじめて生まれます。

今以上に人口が減少し高齢化が進む中、賑わいを維持するためには、市街地に人が集まって住むこと、交通アクセスを高め積極的に交流を進めることが重要です。人々で賑わう市街地にするため、本計画では、まちなかに住宅をつくるとともに、人々が住みたくなる、訪れたくなるまちとして魅力を高める方策を検討します。

特に、まちなかの商店街活性化や、福祉・医療施設、公共施設の充実、交通アクセスの向上を図り、人が集まり、人で賑わうコンパクトで魅力ある市街地への再生を目指します。

③ 少子高齢社会・人口減少社会に対応する

本町の高齢化は、全国より約 25 年先行しており、少子化、人口減少とともに、今後急激に進行することが懸念されます。

自動車の運転が困難な高齢者が増える中、本計画では、自動車に過度に依存しない、歩いて暮らせる、高齢者が元気に活動できるまちづくりの方策を示します。また、少子化に対応するため、子育て世代を支援するための方策等を示します。

加えて、人口減少社会に対応するため多世代が住みやすい環境を整備し、このまちに住みたいと思う人が、定住できるまちを目指します。

④ 産業を支える

古くから絹織物産業で栄えた本町では、工業は今も重要な産業です。

本計画では、工業とともに農業、商業、サービス業等、様々な産業活動の利便性を向上させる土地利用や道路ネットワークのあり方等について示します。

また、コスキンパレード等のイベントや絹織物工場等の産業遺産を活かした観光等、町の新たな産業の活性化に結びつくまちづくりのあり方についても示します。

⑤ 自然と歴史に囲まれた居心地の良い都市環境を創造する

人口の流出を防ぐには、まちへの愛着を生む居心地の良い都市環境の形成が必要です。

居心地の良い都市環境を形成するために、本計画では、生活道路や身近な公園等の都市基盤の整備を推進します。加えて、本町の宝となる自然や歴史、文化資源等の保全・活用についての方向性についても示します。

また、自然に囲まれた郊外(在)の集落の維持と農地・山林保全のあり方についても検討します。

⑥ 防災・減災の強化と持続可能なまちづくりを目指す

東日本大震災による被害そして、原発事故に起因する放射線被害は本町のあり方を大きく変えてしまいました。

震災の教訓を踏まえ、本計画では、都市防災の観点から災害に強いまちづくりのあり方について、重点的に検討します。

なお、原子力や化石燃料に依存しない社会に移行するため、再生可能エネルギーの導入促進等を総合的に検討し、持続可能なまちづくりを目指します。

⑦ 実効性を高める仕組みをつくる

現行計画の施策を評価する中で、改めて計画の実効性を高める必要性が明らかになりました。

計画の実効性を高めるため、本計画では、計画の進行管理の仕組みを検討し、社会経済情勢の変化に対応できる体制づくりを進めます。

⑧ 人々の力を結集させる

計画を実行に移すためには地域の人々の力は不可欠です。

本計画では、コミュニティ施設や広場等のハード面を中心に、地域の絆を育むまちのあり方について検討します。

また、施策の実現段階において、多くの方がまちづくりに参加できる仕組みづくりを示します。



第3章 都市づくりの方針

1. まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの理念と3つの基本目標

本町では、「暮らしやすく 活気にあふれ みんなが誇りに思える 川俣町」を、基本理念として、まちづくりを進めます。

また、継続性のある都市づくりを実現するよう、平成10年に策定した川俣町都市マスタープランの目標を受け継ぎ、「暮らしやすい川俣町にする」「活気あふれる川俣町にする」「みんなが誇りに思える川俣町にする」の3つを基本目標とします。

【基本理念】

**「暮らしやすく 活気にあふれ
みんなが誇りに思える川俣町」**

【基本目標】

暮らしやすい川俣町にする

活気あふれる川俣町にする

みんなが誇りに思える川俣町にする



(2) まちづくりの視点（9つの柱）

まちづくりの3つの基本目標を実現するための基本的な視点として、次のような9つの柱を立て、まちづくりを進めていきます。

基本理念

「暮らしやすく 活気にあふれ みんなが誇りに思える川俣町」

3つの目標

暮らしやすい
川俣町にする

活気あふれる
川俣町にする

みんなが誇りに思える
川俣町にする

9つの柱

3つの外なまちなか
と各地域が連携
する魅力あるまち

人々が憩い、
学び、集うまち

青い空と緑と水が
豊かなまち

子どもから高齢者
まで誰もが心地
よく暮らせるまち

交流で人の
あふれるまち

絹の歴史と伝統を
大切にする
まち

災害に強い
安全・安心なまち

魅力あふれる
産業のまち

みんなでつくる
まち

① 暮らしやすい川俣町にする

コンパクトなまちなかと各地域が連携する魅力あるまち

少子高齢社会・人口減少社会に対応しつつ、人々で賑わう市街地の再生を目指すため、効果的な都市機能の集約によりコンパクトなまちなかを形成するとともに、各地域が連携し、機能を補完しあう魅力あるまちづくりを実行します。

中心市街地については、商業のみならず、医療・福祉・行政・居住・交流等生活に便利な機能の集約化を図るとともに、地域への小さな拠点の形成と各拠点間の公共交通の充実を図る等、まちなかと各地域が「連携」したまちづくりを目指します。



子どもから高齢者まで誰もが心地よく暮らせるまち

誰もが安心して暮らせるという視点に加え、少子高齢・人口減少社会へ対応するため、「子ども」の健やかな成長や「子育て世代」への支援、「高齢者」の暮らしのサポート等、多世代の多様な居住ニーズへの対応を、都市づくりの分野から支え、定住人口の維持・増加を目指します。

復興公営住宅の整備等を契機に、宅地供給の促進、住環境の形成等、暮らしの器を整え、誰もが心地よく暮らせるまちを目指します。



災害に強い安全・安心なまち

東日本大震災後の防災・復興まちづくりの方向性に加え、山木屋地区をはじめとする再生可能エネルギーを導入したまちづくりや低炭素まちづくり等の視点から、災害に強い持続可能なまちづくりを目指します。

建物の安全性の向上、避難所や避難路の確保、防災拠点の形成等に取り組むほか、交通安全や自主防災体制の充実等安全・安心なまちづくりを図ります。また、スマートコミュニティプランの実施や原子力災害への対応についても、関係機関と協力しつつ着実な取り組みを図ります。



② 活気あふれる川俣町にする

人々が憩い、学び、集うまち

活気あふれる川俣町であるため、人々が普段の暮らしの中で、憩い、学び、集うまちづくりを進めます。

地域の実情に応じて、身近な公園や広場、散歩道等の充実、地域内でのコミュニティスペースの確保等、町のそこかしこに楽しく交流が行われる場づくりを進めます。



交流で人のあふれるまち

町は古くから交通の要衝として、また、周辺地域の商業の中心地として栄えてきた歴史があります。また、現在では「コスキン・エン・ハポン」や「絹市」「シャモまつり」等のイベントが行われ、町内外から多数の人が訪れ、賑わいをみせています。

活気あふれる川俣町であるため、他地域との交流を一層活発化するように、交流を支える道路・公共交通等の利便性の向上や周辺都市との機能連携を図ります。また、交流人口の増加に向け、既存商店街の活性化や道の駅等の交流施設の活用促進、花塚山一帯等、多くの人々が集う場の維持と魅力の向上を図るとともに、イベント時等における町の魅力のPRを図ります。



魅力あふれる産業のまち

活気あふれる川俣町であるためには、産業の活性化が重要です。企業誘致に伴う工業団地の整備が行われ、今後も工業の育成と就業の場の形成に向け、一層の取組みを進めます。また、工業とともに、農業、商業、サービス業等、様々な産業活動の利便性を向上させる方策を進めます。

本町は絹織物産業で栄えた歴史があり、地場産業・伝統産業の活用や育成、絹織物工場等の施設を活かした観光等、新たな産業の活性化を目指します。



③ みんなが誇りに思える川俣町にする

青い空と緑と水が豊かなまち

町にはのどかな田園風景や山々、まちなかを流れる広瀬川等、多くの自然が残っています。みんなが誇りに思える川俣町にするため、残された自然環境を大切に守り育て、青い空と緑と水が豊かなまちづくりを目指します。

まちなかでは、広瀬川の活用や緑の創出等、人々が身近に自然に触れ合える空間づくりを図ります。また、自然と調和した郊外の集落の維持を図るとともに、国や県等の関係機関と協力しながら、農地・山林の保全についても取組みを進めます。



絹の歴史と伝統を大切にするまち

町は古くから養蚕・絹織物の町として栄えてきた歴史があり、今なお「蔵」や「鋸屋根の工場」等を見ることができます。また、町には春日神社や常泉寺、河股城跡、薬師堂等の史跡や文化財も多く残されています。こうした歴史的な資源は、川俣に生きた先人たちの残した、町独自の重要な財産として、歴史と伝統を大切にするまちづくりを今後も継続していきます。



史跡や文化財等の保全を図るとともに、「絹のまち」等を活かした景観誘導等、歴史や文化を活用したまちづくりを検討していきます。

みんなでつくるまち

都市マスタープランに基づきまちづくりを進めるにあたっては、町民、事業者、町が協働し、取り組みを継続することが重要です。

まちづくりへの情報提供や参加機会の充実等により、みんなでつくるまちを目指します。



2. 都市構造の方針

(1) 将来都市構造の考え方

美しい山々と田園に囲まれた本町は、古くから養蚕・絹織物の町として栄えてきた歴史があり、国道 114 号、国道 349 号が交差する交通の要衝、周辺地域の商業の中心地として発展してきました。

しかし、少子高齢化の進展や経済情勢の低迷による地域コミュニティの活力低下が進行し、また、平成 23 年には東日本大震災が発生し、山木屋地区が「計画的避難区域」に指定される等、本町の都市構造は大きな変化を余儀なくされています。

こうした情勢に対応する都市づくりを行うため、「3つの目標」をもとに以下の3つの都市構造の方向性を設定します。

●暮らしやすい川俣町にする

→市街地と集落を結ぶ拠点ネットワーク型の都市構造をつくる

●活気あふれる川俣町にする

→交流・連携・活力を生み出す都市構造をつくる

●みんなが誇りに思える川俣町にする

→美しい山々と田園等を保全し、自然と共生する都市構造をつくる

<都市構造の構成>

3つの都市構造の考え方を実現する都市の骨格形成のため、「拠点」「軸」「土地利用の基本区分」を設定します。

○「拠点」	都市機能の集積を図ります。
○「軸」	公共交通や道路及びその沿道の連続的な土地利用により、つながりをつくります。
○「土地利用の基本区分」	地域の特性に応じ、地域の土地利用を大まかに区分します。

① 市街地と集落を結ぶ拠点ネットワーク型の都市構造をつくる

本町の都市構造は、古くから中心市街地を中心として発展してきました。将来都市構造においても、行政・医療・福祉・商業等、既存の都市機能・都市基盤の集積を最大限に活かし、その整備・更新を図ることにより、人々の生活を支える中心拠点を中心とした都市構造としていきます。

また、人口減少・高齢化の進展により、将来的にコミュニティの維持が困難になる周辺集落もあり、集落におけるコミュニティの維持を図る集落拠点を配置するとともに、集落と中心拠点を結び、集落生活をも支える「拠点ネットワーク型都市構造」を構築します。

■拠点の配置

- 本町の中心となる中心市街地に様々な都市機能の集積を図る「中心拠点」を配置
- 集落の維持に必要な機能の集積を図る小さな拠点として「集落拠点」を配置
- 山木屋地区については東日本大震災からの復興の拠点として「復興拠点」を配置
- 中心拠点と集落拠点を道路及び公共交通等で結ぶ「集落連携軸」を配置



市街地と集落を結ぶ拠点ネットワーク型の都市構造イメージ

② 交流・連携・活力を生み出す都市構造をつくる

本町は、郊外部にも広域からの人々をも惹き付ける特徴ある空間を有しています。これらを地域の活力源として活用することにより、人やモノの交流や連携を育み、町に活力を生み出す都市構造としていきます。

■拠点及び軸の配置

【交流の都市構造】

鶴沢地区の道の駅周辺は、広域から人々が訪れる交流の場となっています。ここを「広域交流拠点」と位置づけ、交流機能の充実を図ります。また、中心市街地の「中心拠点」とを結び、交流を強化する構造としていきます。

- 鶴沢地域の商業地及び道の駅周辺に、多くの人々が来訪する町の西側からの玄関口となる「広域交流拠点」を配置
- 本町の中心となる中心市街地に様々な都市機能の集積を図る「中心拠点」を配置（再掲）
- 広域交流拠点と中心拠点を結ぶ町道鶴東鉄炮町線（旧国道114号）に「都市交流軸」を配置

【活力の都市構造】

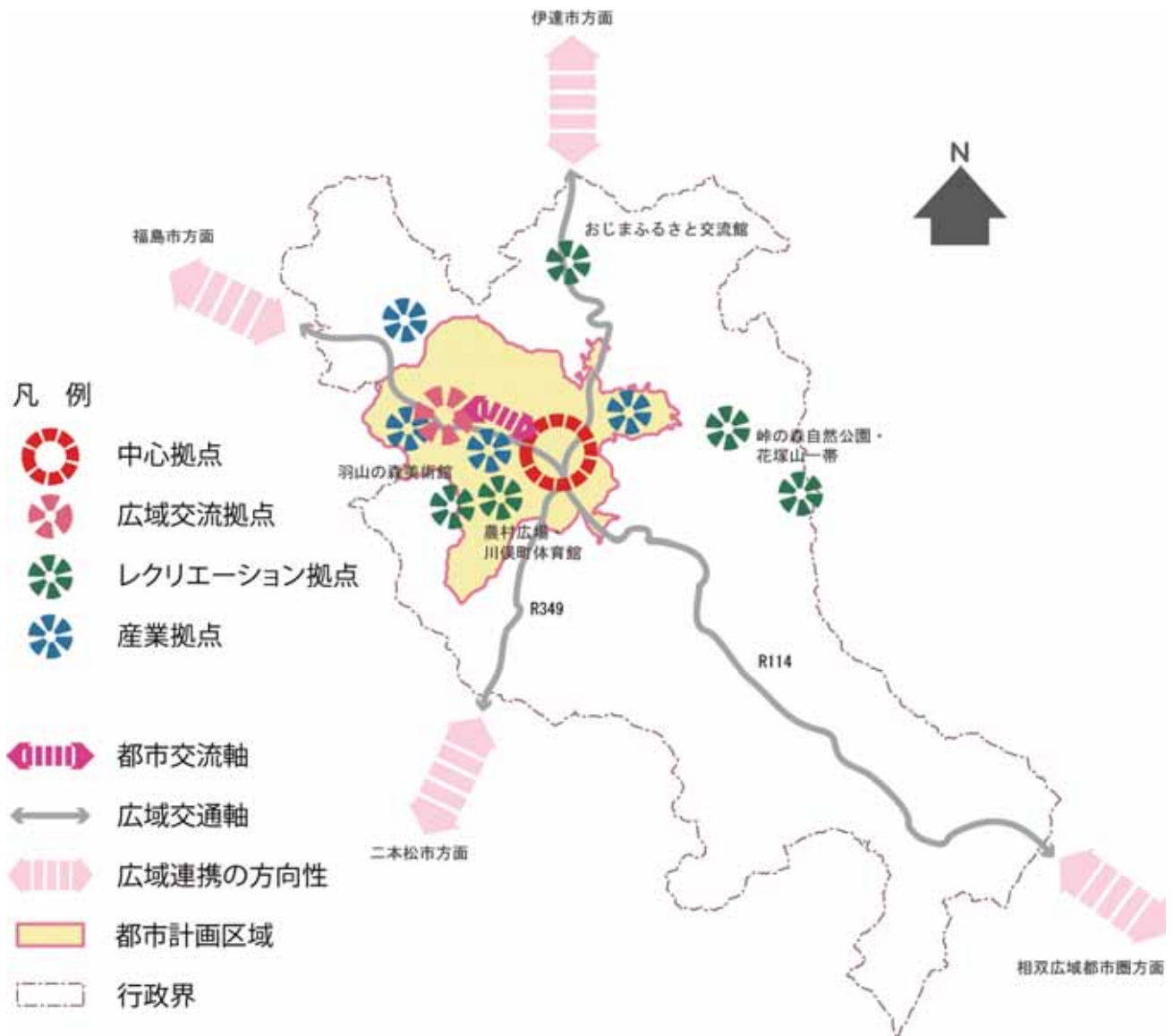
豊かな自然や文化を活かし様々な活動が展開できる施設に「レクリエーション拠点」を、工業団地等、産業の集積地に「産業拠点」を配置し、更なる機能の充実を図ることにより、まちの活力を生み出す構造としていきます。

- 豊かな自然や文化を活かし様々な活動が展開できる農村広場・川俣町体育館、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館、峠の森自然公園・花塚山一帯に「レクリエーション拠点」を配置
- 工業団地等、産業の集積地に「産業拠点」を配置

【連携の都市構造】

国道114号及び国道349号は、町内や周辺都市とこれらの拠点を結ぶ軸として、また、生活圏の広域化等に対応し、福島市等周辺都市との連携を図る軸として、広域交通軸を配置し、連携を強化する構造としていきます。

- 広域と連携する国道114号、国道349号に「広域交通軸」を配置



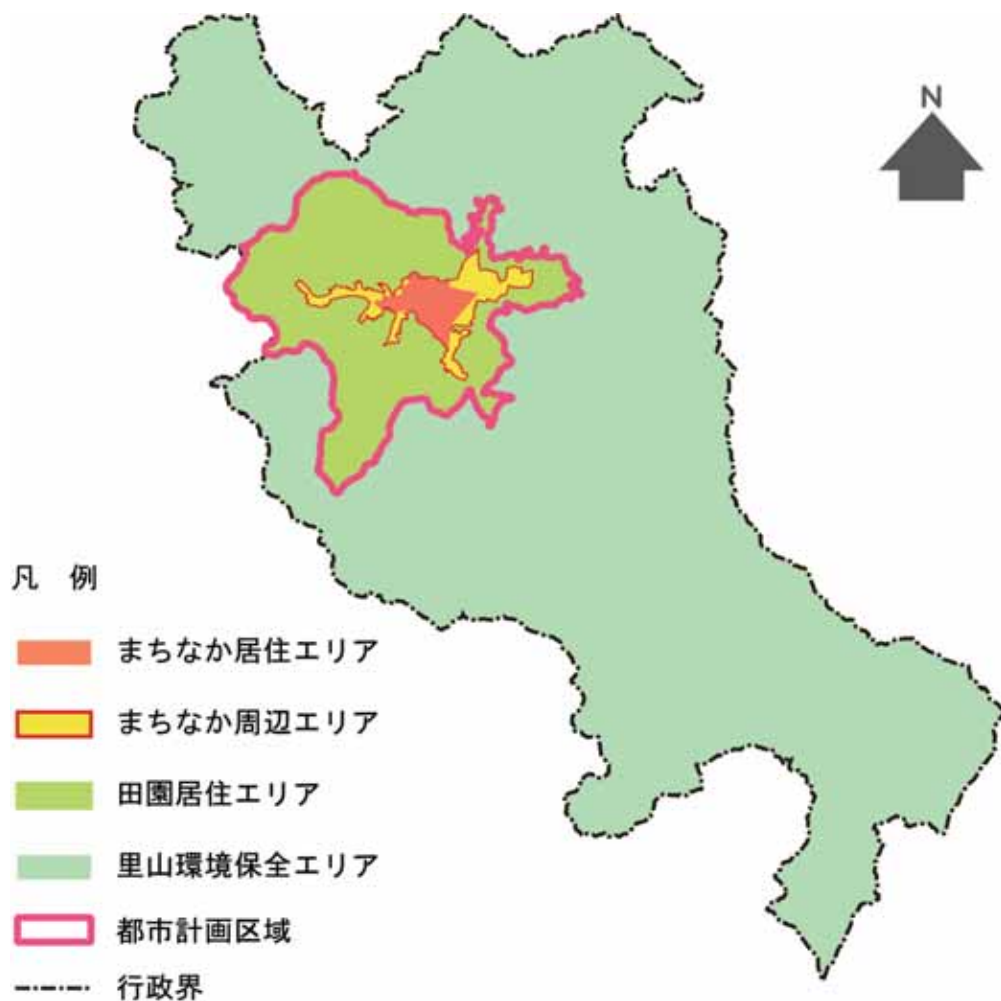
交流・連携・活力を生み出す都市構造イメージ

③ 美しい山々と田園等を保全し、自然と共生する都市構造をつくる

本町には多くの自然が残っており、のどかな田園風景や山々、まちなかを流れる広瀬川等は、町民の心の拠所であり、町の財産でもあります。これらを次世代に引き継いでいくよう、居住の中心として都市的土地利用をまちなかに集約するとともに、美しい山々と田園等を保全し、自然と共生する都市構造を今後も維持していきます。

■基本となる土地利用を区分

- 都市機能を集約させるとともに居住機能の充実を図る中心市街地エリアを「まちなかエリア（中心部）」として区分
- 中心市街地エリア以外の用途地域指定エリアを「まちなかエリア（周辺部）」として区分
- 上記以外の都市計画区域のエリアを「田園居住エリア」として区分
- 都市計画区域外について環境保全を図る「里山環境保全エリア」として区分



自然と共生する都市構造イメージ

(2) 将来都市構造

① 拠点の配置

■ 中心拠点 川俣地区の中心市街地

中心拠点は、歴史ある本町の古くからの中心であるとともに、人々の生活を支える中心市街地として、商業・業務、行政、医療・福祉、文化・芸術、居住等、様々な都市機能の集積した拠点の形成を図ります。また、町の個性を活かし、地域の誇りや愛着を感じる空間となるよう、周辺の山々や広瀬川の流れ等の自然や、歴史的な景観を活かした都市空間の形成を図ります。

■ 集落拠点 集落の中心地

集落拠点は、地域の中心地となる場所に、公民館やコミュニティ施設等集落機能を支える施設の維持・集積を図り、集落生活を支える小さな拠点の形成を図ります。

■ 復興拠点 山木屋地区スマートコミュニティ事業地

山木屋地区で新たに整備するスマートコミュニティ事業地は、復興拠点と位置づけ、集落拠点としての機能とともに、再生可能エネルギー事業をはじめとする事業展開を行い、復興まちづくりをけん引する空間整備を図ります。

■ 広域交流拠点 鶴沢地区

広域交流拠点は、広域からも多数の来訪者が訪れる町の西側の玄関口として、商業・業務機能、観光機能等の集積を図り、交流でにぎわう拠点を形成します。また、本町の魅力を発信する空間としての整備を図ります。

■ レクリエーション拠点 川俣町体育館・農村広場、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館、峠の森自然公園・花塚山一帯

川俣町体育館、農村広場、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館等は、町民のスポーツやレクリエーションの場として、また、人々の交流と憩いの拠点として、機能の維持・更新を図ります。また、峠の森自然公園・花塚山一帯についても広域的なレクリエーションの拠点として、活用を図ります。

■ 産業拠点 中山工業団地 西部工業団地 飯坂工業団地 羽田産業団地

産業拠点については、工業施設等を集積する拠点と位置づけ、新たな企業誘致やまちなかにある既存の工場等の移設を促進します。

② 軸の配置

■都市交流軸 中心拠点と広域交流拠点を結ぶ道路（町道鶴東鉄炮町線（旧国道114号））

中心拠点と広域交流拠点を結ぶ町道鶴東鉄炮町線（旧国道114号）沿道を都市交流軸として、来訪者をあたたかく迎え入れ本町の魅力をPRする空間整備を図ります。

■広域交通軸 国道114号及び国道349号

国道114号及び国道349号は、町内から各拠点、福島市や周辺都市とを結ぶアクセス道路として、また基幹的公共交通の軸として、その機能の維持を図ります。

■集落連携軸 周辺地区、集落から中心拠点へのアクセス道路

周辺地区・集落から中心拠点を結ぶ道路は、まちの中心部へのアクセス道路としてその機能の維持・向上を図るとともに、周辺地区の生活を支えるため、バスやデマンドタクシー等の公共交通で結びます。

③ 土地利用の基本区分

■まちなかエリア（中心部） 中心市街地のエリア

中心市街地は、都市機能が集積した利便性の高いエリアとして位置づけ、歩いて暮らせるような居住機能の充実を図り、まちなか居住を促進します。

■まちなかエリア（周辺部） 中心市街地周辺の用途指定エリア

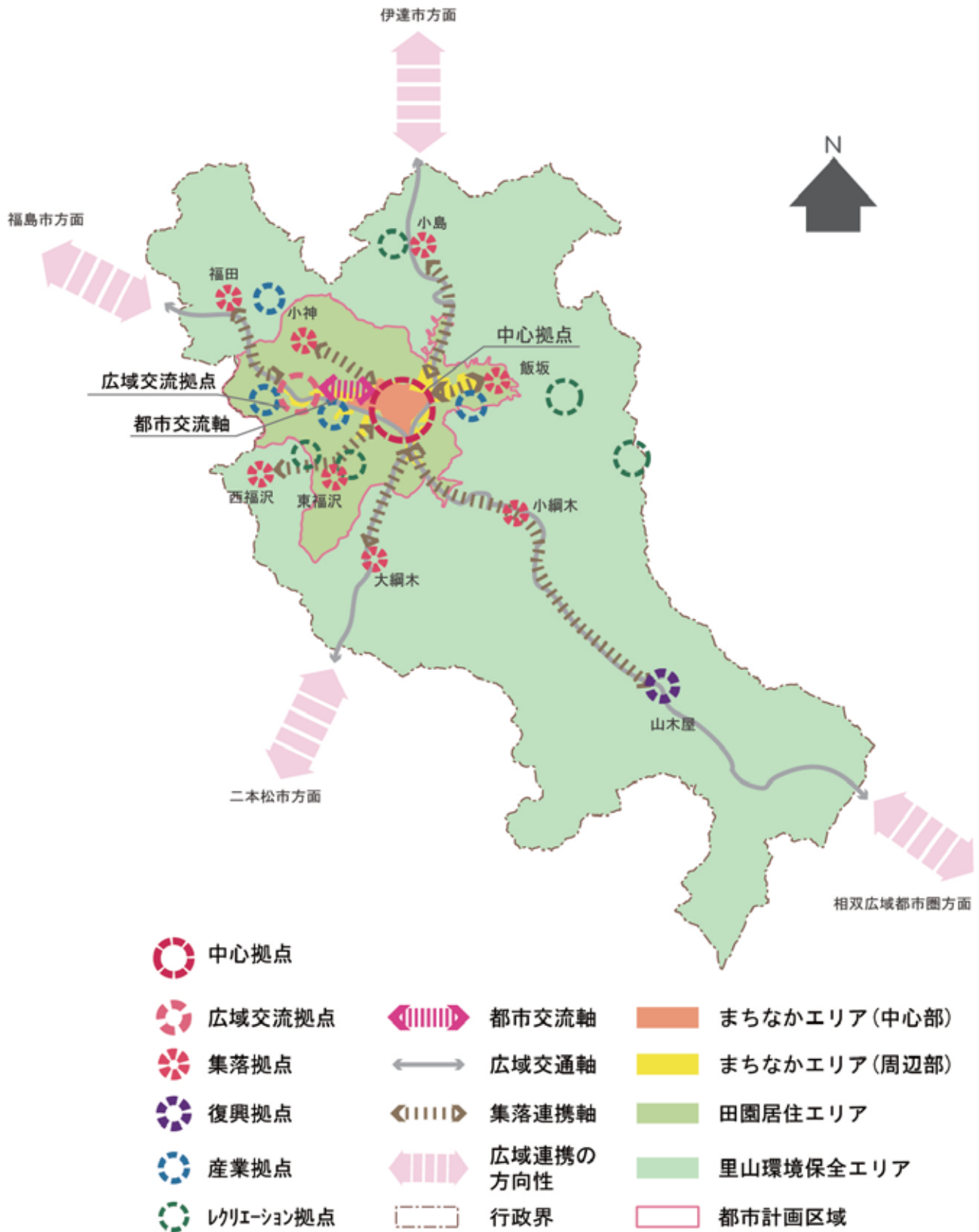
中心市街地周辺の用途地域内は、まちなか周辺エリアとして位置づけ、まちなかエリアとの結びつきの強さを活かした居住環境の整備を図ります。

■田園居住エリア 都市計画区域のエリア

用途指定外の都市計画区域は、周辺に広がる田園環境と共存したゆとりある田園居住エリアとして位置づけ、環境共生に配慮するとともに、地域の活力の維持に必要な居住環境の形成を図ります。

■里山環境保全エリア 都市計画区域外のエリア

都市計画区域外のエリアは、周辺に広がる里山や田園の豊かな里山環境保全エリアとして位置づけ、自然環境の保全を図ります。また、自然とともにある里山の暮らしを大切にしながら、集落機能の維持・向上を図ります。



川俣町将来都市構造図

(3) 中心拠点形成のイメージ

中心拠点は、本町の中心として、その発展を支えた歴史を有し、多くの都市機能が集約しています。今後も、東日本大震災からの復興まちづくりや少子高齢社会の進展等、社会経済情勢の大きな変化やまちづくりの課題への対応等、中心拠点に求められる役割は非常に多様かつ重要です。

今後のまちづくりの中で重要なウエイトを占める拠点の形成に向け、川俣町中心市街地活性化基本計画及び総合戦略等と連携しながら、以下のような取り組みを図ります。

① 求められる役割

■多くの人が暮らす「居住地」の役割

中心拠点は、医療・福祉・介護施設や子育て支援施設、商業施設等が揃い、誰もが暮らしやすい「居住地」であることが求められます。

■様々な活動を支える「まち」の役割

中心拠点は、「居住地」であることに加え、「学ぶ」「楽しむ」「交流する」等、生活を更に豊かにする高次の活動を支える「まち」であることが求められます。

■川俣の「かお」の役割

中心拠点は、まちの自然や歴史を感じ、住む人々にまちへの誇りや愛着を育む場であるとともに、来訪者に魅力をPRする「かお」であることが求められます。

② 取り組み

■都市機能の集積

- 医療・保健・福祉機能の維持・強化
- 行政・文化機能の維持・強化
- 商業機能の充実と中心商店街の活性化
- 多世代交流施設等住民ニーズに対応した新たな都市機能の誘導
- 公共施設の集積促進
- 不燃化等都市の防災性の向上

■居住人口の確保

- 都市機能の維持を可能にする居住人口の確保

■回遊性の確保

- 様々な都市機能を連携する空間の形成

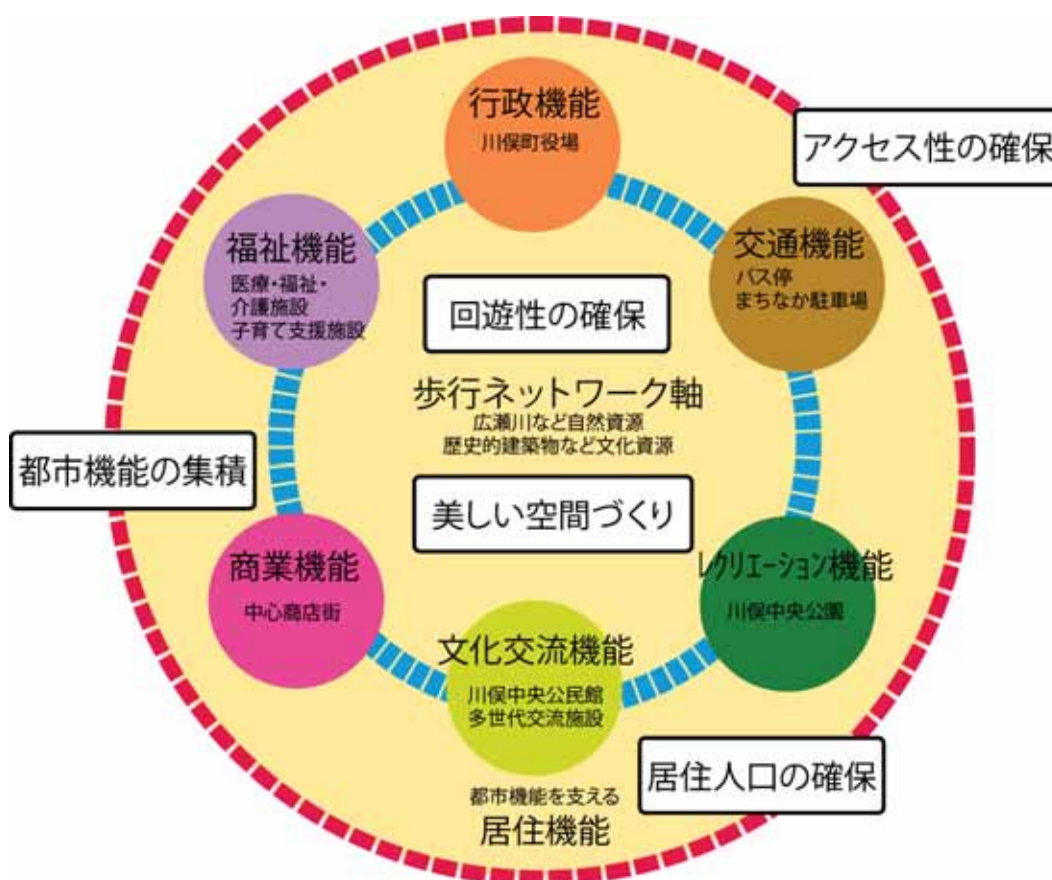
- 高齢者等多様な人々の移動を支援する空間の形成
- 休憩施設やオープンスペースの確保等、憩いの空間づくり

■美しい空間づくり

- 中心にふさわしい景観の形成
- 歴史的建築物やまちなみの保全・活用
- 広瀬川等の自然に親しめる空間の形成

■アクセス性の確保

- 公共交通によるアクセス性の向上
- まちなか駐車場の整備等自動車需要等への適切な対応
- 交通アクセスを円滑にする道路整備の促進



中心拠点形成に向けた取り組みのイメージ

3. 都市づくりの基本方針

まちづくりの将来像を実現するため、「土地利用」「交通施設」「公園・生活サービス施設等の方針」「都市防災」「都市環境（景観・環境・低炭素）」の5分野について、その方向性を整備方針として示します。

1). 土地利用の方針

将来都市像の実現を目指し、計画的な土地利用を推進するため、土地利用の方針を示します。

なお、土地利用の方針は、2. 都市構造の方針（2）将来都市構造の③土地利用の基本区分に示す区分に従い、用途地域の指定のある「まちなかエリア」、都市計画区域の指定のある「田園居住エリア」、都市計画区域外となる「里山環境保全エリア」に区分します。

（1）まちなかエリア形成の方針

① 基本的考え方

まちなかエリアは、自然との共生や防災へ配慮しつつ、本町の中心としての様々な都市機能の集積・連携・強化を図るとともに、居住の中心を担う土地利用を図ります。



- 用途地域等の適切な見直し
- 中心市街地の機能強化
- 地域特性に応じた多世代が住みやすい居住環境の形成
- 広域商業地等まちの活力となる土地利用
- 自然と共生する土地利用
- 防災に配慮した土地利用

② 整備・誘導の方針

【まちなかエリアの全体方針】

- ・まちなかエリアの枠組みとなる用途地域の指定区域については、時代の変化や都市づくりの必要性に応じて、農林業等との調整を図りつつ、適切な見直しを検討します。
- ・また、用途地域の指定内容やその他地域地区についても、土地利用の目的に応じて必要な見直しを検討するとともに、良好な都市環境の形成の観点から地区計画の導入についても検討を図ります。

【まちなかエリア中心部】

■まちなか商業・業務地 川俣地区の中心商店街周辺(中心拠点)

- ・ 中心市街地内の商業・業務地は、公共施設、保健・福祉施設、商業施設等の都市機能の維持・集積・連携の強化により、人々の多様な活動の舞台となる空間の形成を図ります。
- ・ 都市機能の整備・更新にあたっては、まちづくりの方向性に合わせた計画的な機能導入を図るとともに、空き地・未利用地や空き店舗等の活用を進めます。
- ・ 建替えによる建物の耐震・耐火性の向上、耐震改修の促進、空き地等を活用したオープンスペースの確保等、災害に強い中心市街地の形成を図ります。
- ・ 歴史的建築物の活用や「絹」をテーマとした景観づくり等、まちなかにふさわしい空間の形成を図ります。
- ・ 都市機能へのアクセス性向上を図るため、道路や公共交通の利便性の向上や駐車場の確保等を図ります。また、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した歩行空間等の整備を図ります。
- ・ 中央公園とその周辺緑地については、まちなか商業地との連携を図りながら保全・活用を図ります。



■行政・福祉等集積地 役場、中央公民館、川俣病院周辺(中心拠点)

- ・ 中央公民館、済生会川俣病院、消防署等の既存の公共施設ストックの維持を図るとともに、町役場新庁舎の活用と周辺の景観整備を進め、行政・福祉の中心となる空間の形成を図ります。

■まちなか住宅地 中心市街地活性化基本計画区域内の住宅地

- ・ 中心市街地内の住宅地は、医療・福祉施設や子育て支援施設等、様々な都市機能との連携と、地域の実情に応じた生活道路や公園等の都市基盤整備により、多世代が住みやすく、歩いて暮らせる住宅地の形成を図ります。
- ・ まちなかの居住人口を維持するよう、新中町地区への復興公営住宅の整備や宅地供給の支援、定住促進策等により、安価で良質な住宅の供給を促進します。
- ・ 木造老朽家屋が密集した区域を中心に、建物の共同建替えや建物の更新に伴う耐震・耐火性の向上、空き地等を利用したオープンスペースの確保等、居住環境の改善と防災性の向上を図ります。



- ・住宅地に身近な春日神社や常泉寺、河股城址等歴史的に価値の高い建物や史跡等の保全を図るとともに、まちの歴史や自然と親しめる空間の形成を図ります。

【まちなかエリア周辺部】

■広域商業・業務地 鶴沢地区の道の駅周辺商業・業務地(広域交流拠点)

- ・広域商業・業務地は、広域からも多くの人を訪れる町の西側の玄関口として、自動車利用を主体とした商業機能の適切な立地・誘導を図ります。
- ・観光の拠点となる道の駅周辺と国道 114 号沿いの沿道型商業施設の集積が見られる地域では、道の駅川俣活性化計画に基づき、広域交流拠点として、道の駅や観光施設の機能向上や再整備等を検討し、本町の魅力を広く内外にPRする空間として更なる活用を図ります。

■まちなか周辺住宅地 まちなか住宅地以外の用途地域内住宅地

- ・コミュニティ施設等の維持・更新や身近な生活道路・公園等の整備を進め落ち着いたゆとりある居住環境の形成を図ります。
- ・用途地域内に大規模な未利用地の残る壁沢地区(川俣高校周辺)については、整備された復興公営住宅周辺への、計画的な市街地整備を念頭に将来的な土地利用のあり方を検討します。
- ・宅地供給の支援、定住促進策等により、安価で良質な住宅の供給を促進します。

【まちなかエリア中心部・周辺部共通】

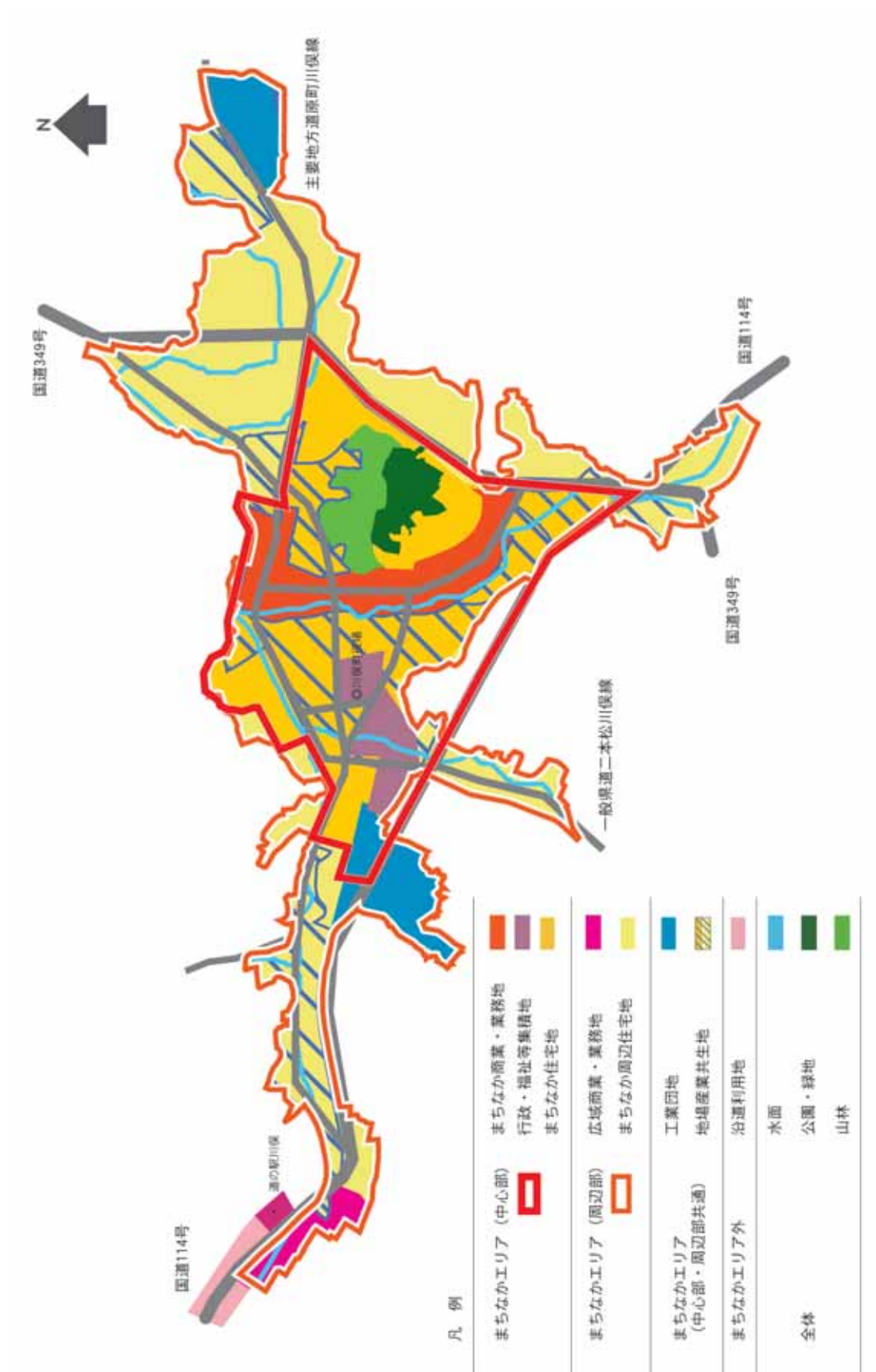
■工業団地 飯坂工業団地 中山工業団地 (産業拠点)

- ・中山工業団地は、現在東日本大震災の被災者のための応急仮設住宅が設置されていますが、仮設住宅撤去後は工業団地として利用を促進します。
- ・飯坂工業団地においては、周囲の山林等の自然環境へ配慮しながら、現在の操業環境の維持を図ります。

■地場産業共生地 地場産業施設の多い地区(特別工業地区・準工業地域)

- ・住宅地内に点在するまちなかの工場は、絹織物の町として古くから存在しています。このため、引き続き特別工業地区等を指定し、住環境に著しく悪影響を及ぼさない限り、住宅地と中小工場が共存をするような土地利用を図ります。なお、規模の大きな工場については、長期的には工業団地等への移転を促進します。
- ・蔵や鋸屋根の工場等、絹織物の町の歴史を伝える建物は、所有者の意向を確認しながら、町の歴史的資源として可能な限り保全・活用を図ります。





まちなかエリアの土地利用方針図

(2) 田園居住エリア形成の方針

① 基本的考え方

田園居住エリアは、農地や山林等の自然との共生に配慮するとともに、既存集落維持のための土地利用を図ります。



- 都市計画区域等の見直し等の検討
- 集落維持のための小さな拠点の形成
- 地域特性に応じた集落環境の形成
- 農地・山林を基本とした自然と共生する土地利用
- 防災に配慮した土地利用

② 整備・誘導の方針

【田園居住エリアの全体方針】

- ・田園居住エリアの枠組みとなる都市計画区域等については、人口や将来的な土地利用の動向等を考慮し、必要に応じて区域の見直し等の検討を図ります。

【都市的土地利用】

■集落地 まちなかエリア以外の集落地(集落拠点・田園居住エリア)

- ・集落及び地域コミュニティの維持が可能となるよう、拠点となる地区の形成を図り、各種制度の活用による、ゆとりある田園住宅、コミュニティ施設、生活利便施設及び地域振興に寄与する施設等の誘導を図り、集落環境の維持・向上に努めます。
- ・人口減少や高齢化の進行により機能の低下が懸念される集落については、農業的資源を活かしたグリーンツーリズムや6次産業化の展開等様々な活性化方策や、定住化促進総合対策事業をはじめとするきめ細かな移住・定住対策の推進により、集落活力の維持・向上に努めます。
- ・交通ネットワークの整備・活用により、都市住民やまちなかと集落の交流機会の創出に努めます。
- ・周辺の里山や農地と共生しつつ、集落ごとの個性を活かした生活環境、歴史文化環境の維持・向上に努めます。



■田園居住地 まちなかエリア以外の集落地周辺地区(田園居住エリア)

- ・若い世代や都会からの移住者等の居住の場を確保するため、優良農地や山林等の保全に配慮しつつ、集落地に隣接した地区に田園居住地の形成を検討します。

**■産業地** 西部工業団地(産業拠点)

- ・西部工業団地においては、農地や山林等周囲の環境へ配慮しつつ、工業施設の誘導を図ります。

■沿道利用地 国道114号、国道349号沿道(広域交通軸)

- ・国道114号、国道349号沿道は、幹線道路の持つ防災機能の確保に配慮するとともに、連続した山々や田園等の自然環境・景観との共存を図りながら、沿道については、沿道サービス施設等による活用を図ります。

【自然的土地利用】**■田園** 都市計画区域内の農地(田園居住エリア)

- ・優良な農地や生産性の高い集団農地については、農業生産の場として、また、無秩序な都市的土地利用の防止や、自然環境保全の観点からも重要であるため、今後も優良な農地として保全するとともに、農業を担う人材の確保・育成を図ります。
- ・自然環境や農業資源を活かしたグリーンツーリズムや6次産業化の展開、地産地消等による地域内経済循環の促進等により地域の活力の向上に努めます。

■山林等 都市計画区域内の山林等(田園居住エリア)

- ・市街地周辺の山林や河川等の自然環境は、都市的土地利用との調整を図りながら保全を図ります。
- ・都市計画区域のうち、山林が主体となっており将来的にも開発の見込みが少ない地区については、都市計画区域からの除外等を含め、今後の土地利用のあり方を検討します。

(3) 里山環境保全エリア形成の方針

① 基本的考え方

里山環境保全エリアは、都市計画区域外となる区域で、農地や山林等の自然環境の保全を基本とした土地利用を図ります。

本計画では、山木屋地区の復興や郊外集落の維持、自然を活用したレクリエーションを図る必要性のあるものを中心に、適切な土地利用の規制・誘導策を検討します。



- 復興の拠点の形成（山木屋中心地域）
- 集落維持のための小さな拠点の形成（山木屋以外の集落地域）
- 地域特性に応じた集落環境の形成
- 農地・山林を主体とした里山環境の保全
- 豊かな自然環境を活かしたレクリエーションの場の形成

② 整備・誘導の方針

【都市的土地利用】

■復興集落地 山木屋地区の新たな集落の拠点(復興拠点)

- ・原子力災害からの復興に合わせて、山木屋地区に拠点となる集落地の形成を図り、避難している住民が戻り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自然と産業が調和したスマートコミュニティの実現を図ります。



■郊外集落地 小島、福田、西福沢、大綱木、小綱木等都市計画区域外の集落地（集落拠点・レクリエーション拠点・里山環境保全エリア）

- ・小島、福田、西福沢、大綱木、小綱木等の地区ごとに、集落及び地域コミュニティの維持が可能となるよう、コミュニティ施設や生活利便施設等の誘導による拠点形成を図り、郊外の集落機能の維持・向上に努めます。
- ・小島地区のおじまふるさと交流館、福沢地区の羽山の森美術館等をレクリエーションや人々の交流と憩いの拠点として、イベントの定期的な開催等により積極的に活用し、都市部との交流の活性化による交流人口の拡大を図ります。

- ・人口減少や高齢化の進行により機能の低下が特に懸念される郊外集落については、古民家の活用等による都市からの移住促進や定住化促進総合対策事業をはじめとするきめ細かな移住・定住対策の推進により、集落活力の維持・向上に努めます。また、農業体験交流組織の整備や6次産業化の展開等を含めた様々な活性化方策を検討します。
- ・道路・公共交通ネットワークの整備・活用により、町外の方や、まちなかと集落の町民の交流機会の創出に努めます。
- ・自然とともにある里山の暮らしを尊重し、集落ごとの個性を活かした生活環境、歴史文化環境の維持・向上に努めます。



■産業地 羽田産業団地（産業拠点）

- ・羽田産業団地は、周辺の山林等の自然環境との共生に配慮しつつ、操業環境の維持・向上を図ります。



【自然的土地利用】

■広域レクリエーション地 花塚山一帯(レクリエーション拠点)

- ・峠の森自然公園・花塚山一帯は広域的なレクリエーションの拠点として、活用を図ります。

■田園・山林等 都市計画区域外の農地・山林等（里山環境保全エリア）

- ・郊外に広がる農地・山林を保全し、里山の環境の維持を図ります。また、口太山や女神山をはじめとする阿武隈山地の山並み等の豊かな自然環境について保全を図ります。



凡例

まちなか
エリア

用途地域指定エリア

田園居住
エリア

集落地

田園居住地

産業地

田園

沿道利用地

山林等

都市計画区域

里山環境保全
エリア

復興集落地

郊外集落地

田園・山林等

行政区域

主要な道路

土地利用方針図

2). 交通体系の方針

将来都市像の実現を目指し、計画的な道路や交通の確保を図るため、交通体系の方針を示します。

(1) 道路の方針

① 基本的考え方

周辺都市を結ぶ広域的な道路ネットワークの強化を図るとともに、まちなかと集落を結ぶ拠点ネットワーク型都市構造の実現のため、地域間を連絡する道路の維持及び防災等機能の拡充を図ります。

また、都市計画道路の多くは昭和 44 年に決定された長期未整備都市計画道路となっており、これら道路については、今後廃止を含め見直しを検討します。

- 広域的な道路ネットワークの強化
- 都市の骨格となる道路の整備促進
- まちなかと集落とを結ぶ道路の整備促進
- 都市計画道路の見直し
- 防災機能の強化

② 整備・誘導の方針

- ・主要幹線道路を主軸として、段階構成を踏まえた円滑な道路ネットワークの構築を図ります。

■主要幹線道路

- ・主要幹線道路は、近隣市町村を結び、主要な都市活動や交通流動を支える道路を位置づけます。
- ・これらの路線については、災害時には広域的な避難路や緊急輸送路としての活用を図ります。

- ◇国道114号 (3・4・7 鶴東川原田線)
- ◇国道349号 (3・5・4 壁沢川原田線)
- ◇主要地方道原町川俣線
- ◇主要地方道川俣安達線
- ◇一般県道二本松川俣線



■幹線道路

- ・町内の都市活動や交通流動を支える都市計画道路を位置づけます。ただし、長期未整備路線については今後そのあり方について検討を進めます。

- ◇3・4・1 川端壁沢線(長期未整備路線)
- ◇3・4・6 長戸川端線(長期未整備路線)及び町道鶴東鉄炮町線
- ◇3・4・8 熊ノ宮赤坂線(一部整備済)
- ◇3・5・2 中丁鉄炮町線(長期未整備路線)
- ◇3・5・3 五百田中道線(長期未整備路線)
- ◇3・5・5 川端新中町線(長期未整備路線)

■地域間連絡道路

- ・地域間を結び、町民の生活利便性を高める道路を位置づけ、平常時は地域の生活を支える主要な路線として維持・整備を図るとともに、災害時には緊急輸送路として活用を図ります。
- ・地域間連絡道路は町指定の緊急輸送路第1次確保路線(国道のみ2次確保路線)のうち、主要幹線道路、幹線道路以外で集落拠点等を結ぶ以下の路線を位置づけます。

- | | |
|---------------|--------------|
| ◇国道459号 | ◇町道2-13号杉坂線 |
| ◇主要地方道霊山松川線 | ◇町道2-15井戸上線 |
| ◇町道1-3号西方飯野線 | ◇町道2-16芦沼田線 |
| ◇町道1-5号小神秋山線 | ◇町道2-20花塚後沢線 |
| ◇町道1-8号杉坂大木田線 | ◇町道2-24号八木線 |



道路方針図

(2) 公共交通の方針

① 基本的考え方

高齢社会の到来等に伴う、公共交通への町民ニーズの高まりに対応するとともに、まちなかと集落を結ぶネットワークの一手段として、公共交通の確保・維持、利便性の向上を図ります。

- 生活交通確保・維持対策の検討
- 公共交通の利用促進と利便性向上

② 整備・誘導の方針

■生活交通確保・維持対策の検討

- ・公共交通については、平成 21 年 3 月に策定した川俣町地域公共交通総合連携計画を踏まえつつ、今後さらに民間バス路線、自治体バス運行のあり方や、町が運行するデマンド型乗合タクシーの利便性向上、中心市街地活性化のための公共交通について検討していきます。
- ・検討にあたっては、住民団体の代表や交通事業者及び関係者等で組織する「川俣町地域公共交通会議」により協議していきます。

■公共交通の利用促進と利便性向上

- ・バス路線については、中心拠点から主要都市を結ぶ移動手段として、引き続き路線の維持・確保と利便性の向上を検討します。
- ・デマンド型乗合タクシーについては、乗降所の追加や見直し、路線地域の拡大やイベント開催時の移動手段等、より利便性が向上し、中山間地域と各拠点を結ぶ交通手段として確立されていくよう検討を図ります。



(3) 自転車・歩行者ネットワークの方針

① 基本的考え方

集積する都市機能を互いに連携・強化するため、まちなかネットワークの形成を図ります。また、人々のまちへの動きを活発化するように、自転車・歩行者が安全・快適に、かつ、楽しく移動できる空間の形成を図ります。

- まちなかネットワークの形成
- 楽しく移動できる空間の形成

② 整備・誘導の方針

■まちなかネットワークの形成

- ・行政・福祉等集積地については、行政・保健・医療・福祉機能が集積しており、歩行者空間の整備や景観形成を図るとともに、利便性の向上を図ります。
- ・まちなか商業・業務地については、まちなかへの駐車場の確保と商店街への歩道の整備等を進め歩行者が安全に移動できる空間の形成を図ります。



■楽しく移動できる空間の形成

- ・幹線道路については、歩行者や自転車が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備を図ります。
- ・広瀬川の県の河川整備事業により、川沿いに整備される道を歩行者空間として活用するとともに、休憩施設や地域の自然や歴史・文化を活かした景観の形成、プランター等による植栽等、歩行者・自転車が心地よく移動できる空間づくりを、町民の協力を得ながら推進します。
- ・風景を楽しみながら歩く小径であるフットパスのルート整備を検討し、歩くイベント等を通じて、地域の活性化を図ります。



3). 公園・生活サービス施設等の方針

計画的な都市公園等、生活サービス施設、その他都市施設等の整備を図るため、公園・生活サービス施設等の方針を示します。

(1) 都市公園等の方針

① 基本的考え方

本町を取り巻く豊かな自然や歴史・文化資源を活用し、環境保全、防災、レクリエーション、景観等多様な機能を持つ都市公園等の計画的な維持・整備を図ります。また、町民や事業者との協働による緑化を進めるとともに、みどりをネットワーク化することにより、快適な空間の形成を図ります。

- まちのシンボルとなる中央公園の機能維持・更新
- 歴史や文化と一体となったみどりの保全と身近な公園等の整備・配置
- 自然を取り込む都市緑化の推進
- 水とみどりのネットワークの推進

② 整備・誘導の方針

■まちのシンボルとなる中央公園の機能維持・更新

- ・中央公園は、まちのシンボルとなる公園として、誰もが利用しやすい施設となるよう、その機能の維持・更新を図ります。
- ・中心市街地からの玄関口となるアクセス路の整備等により、利便性の向上を図るとともに、住民参加による美化や植栽等、新たな活動の場としての活用を図ります。



■歴史や文化と一体となったみどりの保全と身近な公園等の整備・配置

- ・春日神社や常泉寺、河股城跡等、町の歴史や文化と一体となったみどりを保全します。
- ・まちなかを中心に子どもの遊びや健康づくり、防災、地域コミュニティの形成等、多様化する地域ニーズに対応した身近な公園等の整備・配置を図ります。
- ・身近な公園の確保が困難な地域においては、空き地や未利用地等を活用したオープンスペースの確保を図ります。

■自然を取り込む都市緑化の推進

- ・公共施設の整備事業に際しては、積極的な緑化を推進します。
- ・工場や事業所、大型商業施設等は、周辺環境に配慮するため、敷地外周部への緑地帯の設置等、緑化を促進します。
- ・住宅地では、花やみどりを身近に感じる空間となるよう、個々の庭も重要なみどりの要素ととらえ、庭のみどり等による緑化を促進します。
- ・道路や歩行者空間の整備の際には、沿道の民地や町有地等の活用を含め、花やみどりによる演出を図ります。
- ・ざる菊の里づくりや自治会による花壇づくり等の支援を図り、花とみどりのある地域づくりを推進します。

■水とみどりのネットワークの推進

- ・広瀬川は、県の河川整備事業により川沿いに整備される道について、水辺の歩行者空間として活用します。
- ・公共施設や住宅等の様々なみどりは、快適な生活空間を形成するよう、緑道等による連続性を可能な限り確保し、ネットワーク化を図ります。
- ・緑化に際しては、現在自治会等を中心に実施されている地域の緑化活動を継続的に支援します。

(2) 生活サービス施設の方針

① 基本的考え方

商店や医療福祉施設、子育て支援施設等、人々の暮らしに欠かせない生活サービス施設について、計画的な誘導を図ります。少子高齢化への対応やコミュニティの維持等、人々のニーズや時代の要請に応じた柔軟な対応を図ります。

○計画的な都市機能の誘導

○少子・高齢社会に対応した都市機能の利便性・連携の強化

○人々の交流が育まれる都市機能の誘導

② 整備・誘導の方針

■計画的な都市機能の誘導

- ・まちづくりの方向性や地域のニーズに合わせた、計画的な都市機能の配置を図ります。また、居住人口の維持や機能の連携強化・利便性の向上策等により利用促進を図り、配置された都市機能の維持・活性化に努めます。

- ・都市機能の誘導の際には、空き地・空き家、空き店舗等の活用を図るとともに、蔵等の歴史的建築物を活用した整備を図ります。

■少子・高齢社会に対応した都市機能の利便性・連携の強化

ー保健・医療・福祉施設ー

- ・保健・医療・福祉機能の集積を活用し、周辺市町村も含めた地域医療の拠点として、また、在宅医療・介護のサービス拠点としての整備を図ります。
- ・急速な少子高齢化の進行に対応し、保健・医療・福祉関係機関との連携を強化し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者がそれぞれの状態や生活状況にあったサービスや支援を受けながら、家庭や住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で快適な生活を送ることができるまちづくりを進めるよう、役場や公民館、公園、商業等の利便施設の中心市街地への誘導を図ります。



ー教育・子育て支援施設ー

- ・幼稚園・保育園等、子育て支援施設は、子育て世代が住みやすいまちを目指し、利用者のニーズに応じ幼稚園、保育園の整備、拡充を進めるとともに、さらに多様化する教育・保育ニーズに対応するため、将来的に認定こども園として位置づけることを想定しながら、良質な教育・保育サービスの提供を進めます。
- ・学校等教育施設は、その機能維持を図ります。なお、人口減少に伴い学校敷地や教室等に余裕が生じた場合は、地域のまちづくりの方向性に合わせた施設の活用を検討します。
- ・親子が安心して遊べる子どもの屋内運動場「おてひめわくわくランド」について、利用者ニーズの把握を図りながら、イベントの企画や、遊具の更新等施設の魅力向上に努め、子育て世代の交流促進を図ります。



■人々の交流が育まれる都市機能の誘導

ー行政・コミュニティ施設ー

- ・川俣町役場は、行政・防災・交流等様々な機能を併せ持つ、復興とまちづくりのシンボルとして、多くの人が訪れ、利用する、人々に開かれた場として、最大限の活用を図ります。また、新しい役場周辺の環境整備を検討します。
- ・公民館・集会所周辺は、地域コミュニティの中心として、地域の実情に応じた都市機能の集約を図るとともに、地域イベントの開催等、機能の維持と活性化を図ります。
- ・子どもの遊び場や高齢者の健康増進の場等を一体的に整備し、世代間交流やコミュニティ形成、まちなかの賑わい創出が図られる多世代交流施設の整備を検討します。



(3) その他都市施設の方針

① 基本的な考え方

上水道等の供給処理施設、火葬場等について、計画的な維持・整備を図ります。

○計画的なその他都市施設の維持・整備

②整備・誘導の方針

■計画的なその他都市施設の維持・整備

- ・上水道は、福島地方水道用水供給企業団との連携を図りながら、水源確保や水道施設の維持・充実を進めます。
- ・「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進します。これにより、広瀬川等の河川について、水質浄化を図ります。
- ・都市下水路については河川整備の進捗を考慮し、計画を見直します。
- ・現在の火葬場については、老朽化が進んでいることから、火葬場の整備を推進します。

4). 都市防災の方針

東日本大震災からの教訓を活かし、本町の安全・安心の暮らしを根底から支える都市防災の方針について示します。

① 基本的考え方

老朽家屋が密集しているまちなかの防災性向上、空き家対策を図るとともに、避難路・避難場所等の整備等防災まちづくりを進めます。また、自助・共助の考え方に基づき、地域防災力の向上や防犯まちづくりに取り組みます。

- まちなかの防災性の向上
- 防災まちづくりの推進
- 地域防災力の向上
- 防犯まちづくり

② 整備・誘導の方針

■まちなかの防災性の向上

- ・老朽化した木造家屋や細街路は、建替えに伴う耐震化・耐火化を促進するとともに、敷地のセットバック等による細街路の拡幅について検討します。
- ・特に建物の密集度の高い中心市街地については、必要に応じて準防火地域等の導入についても検討します。
- ・広瀬川周辺の緑地は、建物が密集する中心市街地の延焼遮断帯として活用を図ります。また、遊休地を活用したオープンスペースの確保を図ります。

■防災まちづくりの推進

ー防災拠点の形成ー

- ・川俣町役場は、災害発生時の災害対策本部としての機能の整備・拡充を図ります。また、拠点となる公共施設等に再生可能エネルギー及び蓄電池を導入し、災害時のエネルギー確保に向けた取組みを進めます。
- ・防災行政無線や福島県総合情報通信ネットワークを活用した情報伝達ルートの多重化を進め、災害時における確実な情報伝達手段の確立を図ります。



ー緊急避難路の確保ー

- ・主要幹線道路、幹線道路、地域間連絡道路は、大規模災害時に優先的に確保すべき緊急避難路として位置づけ、道路施設の点検・計画的な修繕・耐震化を進める等、地域防災計画と一体的にその適切な確保を図ります。
- ・その他道路は地域の避難路や延焼遮断帯としての役割を考慮し、道路ネットワークの形成を進めます。

ー避難場所の確保ー

- ・災害時の避難場所等としての機能を有する公園や広場等の計画的な整備と配置を検討します。施設の状況に応じて、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等必要となる施設の計画的な整備に努めます。

ー風水害対策の促進ー

- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域を指定するとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策について国や県との協力を得ながら促進します。
- ・その他の土砂災害危険箇所等についても、国や県との協力を得ながら対策事業の促進に努めます。
- ・水害予防対策として、河川や遊水地等の整備を促進します。



■地域防災力の向上

- ・平常時から自主防災活動等の地域主体の取組みを支援し、自助・共助の強化による地域防災力の向上を図ります。
- ・防災ハザードマップの定期的な更新を図り、危険箇所の周知と防災意識の高揚を促進します。

■防犯まちづくり

- ・町道への街路灯や防犯灯等の計画的な設置を図ります。
- ・警察等と連携した地域の防犯活動を支援し、犯罪抑止環境の形成に努めます。

5). 環境形成の方針

本町を取り巻く豊かな森や河川、農地等の自然環境、地球環境保全を視野に入れた都市環境と共生する環境形成の方針について示します。また、本町の自然の美しさや歴史・文化を活かした景観形成の方針について示します。

(1) 自然環境の方針

① 基本的考え方

森林や河川等の自然環境と、人々の暮らしと農とがともにある里山環境の保全を図ります。また、自然環境の保全に配慮しつつ、本町の持つ水やみどりを活かしたレクリエーション等の環境形成を図ります。

- 豊かな森林環境の保全・回復
- 広瀬川等の水辺環境の保全・活用
- 地域の暮らしと結びついた里山環境の保全・活用
- 自然に親しむレクリエーション環境の形成

② 整備・誘導の方針

■豊かな森林環境の保全・回復

- ・阿武隈山地等の良好な森林は自然環境の保全のため、川俣町森林整備計画等に基づき、山林・緑地について保全を図ります。
- ・良好な森林は、除染に関する国の速やかな対応を要請し、環境の回復を図ります。また、間伐や下刈り、広葉樹の更新等計画的な森林整備を図るとともに、有害鳥獣被害防止に連動させ、複合的な取組みを目指します。

■広瀬川等の水辺環境の保全・活用

- ・河川の適正な管理を図るとともに、住民協働による環境保全運動や維持管理の支援を図ります。また、今後の河川整備にあたっては、多自然川づくりに努めます。
- ・まちの中心部を流下する広瀬川は、豊かな水辺環境を身近に享受できる空間として、親水性の確保を図ります。

■地域の暮らしと結びついた里山環境の保全・活用

- ・まとまりある優良な農地は、川俣農業振興地域整備計画等に基づき、農業生産の場として引き続き保全を図るとともに、営農を維持する有効な方策について検討します。また、市街地周辺の山林や田畑については、都市的土地利用との調整を図りながら保全します。
- ・農地は、除染に関する国の速やかな対応を要請し、環境の回復を図ります。

- ・農地・集落地と周辺の山々が一体となった里山環境は、地域の特徴として保全を図ります。また、地域の寺社仏閣や秋山の駒ザクラをはじめとする巨樹・巨木等のみどり、祭り・郷土芸能等地域ごとに個性ある環境の保全・活用を図ります。

■自然に親しむレクリエーション環境の形成

- ・花塚の里や峠の森自然公園等の自然資源を活用した施設については、自然に親しむ場としての機能整備・充実を図ります。
- ・羽山の森美術館、おじまふるさと交流館、川俣町体育館、農村広場等の施設については、レクリエーションや交流の場として機能の充実を図ります。

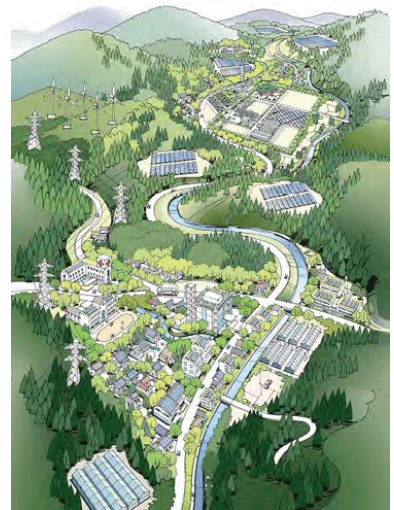


(2) 都市環境の方針

① 基本的考え方

地球環境の保全や東日本大震災からの復興を目指し、再生可能エネルギーの導入促進と環境負荷の低減を図ります。また、都市環境を低下させる要素ともなる空き家等の対策及び有効活用を図ります。

- 再生可能エネルギーの導入推進
- 環境負荷の低減
- 空き家等の対策と有効活用の推進



② 整備・誘導の方針

■再生可能エネルギーの導入推進

- ・公共施設では、省エネルギー化の推進と再生可能エネルギーの導入を図るとともに、住宅用太陽光発電システムの導入を促進します。
- ・産業の創出や雇用の確保につながる木質バイオマス、太陽光、風力等による発電等の再生可能エネルギーを導入し、自然と産業が調和したスマートコミュニティの実現を図ります。

■環境負荷の低減

- ・自動車から排出される二酸化炭素の削減を進めるため、都市機能の集約、公共交通の利用促進を図ります。また、二酸化炭素吸収源となるみどりの保全と創出を進めます。
- ・ごみの減量化とリサイクルによる循環型社会の実現を目指します。

■空き家等の対策と有効活用の推進

－危険な空き家等の解消の推進－

- ・倒壊の危険性のある空き家等について実態の調査を進めるとともに、「空家対策計画」の策定を検討し、利活用が不可能な空き家に対しては、更地にするための支援を行う等、計画的な解消を図ります。

－空き家・空き地の一元管理体制の整備－

- ・利用可能な中心市街地の空き家・空き地の情報を一元管理するとともに、ホームページ等で公開し、利活用を促進するための体制を整備します。

－空き店舗等の活用による中心商店街の魅力向上－

- ・関係団体と連携を図りながら、中心商店街周辺の空き店舗を再生・有効利用し、シルク、草木染めスカーフ・マフラー等の工芸品や川俣シャモ等の特産品を活用したイベントの定期的な開催や、空き店舗の短期レンタル等による、若い世代による店舗経営や個展等の支援を図り、空き店舗等を利用した女性や若者にとって魅力的な場所の創造による中心市街地の活性化を図ります。

(3) 景観形成の方針

① 基本的考え方

美しい山々等自然景観の保全を図るとともに、町への誇りと愛着を育むよう、絹織物産業の発展等、本町の歴史を感じるまちなか景観の形成を図ります。また、多くの人が訪れる空間については、まちの玄関口となる景観の形成を図ります。

- 歴史を感じるまちなか景観の形成
- まちの玄関口となる景観の形成
- にぎわい景観の形成
- 美しい山々等自然を活かした景観の形成

② 整備・誘導の方針

■歴史を感じるまちなか景観の形成

- ・蔵や鋸屋根の工場等の歴史的建造物は、所有者の意向を確認しながら、可能な限り保全・活用を図ります。また、歴史的景観との調和する街並みを形成するため、景観ガイドライン等の作成を検討します。



- ・河川の多い本町を特徴づける広瀬川では、川沿いに連続する蔵等の歴史的建造物や水辺を活用した景観形成を図ります。
- ・まちの中心部では、多くの人が訪れる空間として、公共サイン等の充実を図るとともに、まちなかのにぎわいを感じられるよう、花やみどり、照明等によるまちなか景観の演出を図ります。
- ・春日神社や常泉寺、河股城跡等の歴史ある寺社仏閣や緑地は、歴史景観として保全・活用を図ります。

■まちの玄関口となる景観の形成

- ・広域交流拠点については、広域からの玄関口として、地域の魅力が感じられる拠点景観を形成します。
- ・おじまふるさと交流館、羽山の森美術館等のレクリエーション拠点については、周辺の豊かな自然環境と調和した景観形成を図ります。
- ・国道 114 号や 349 号、町道鶴東鉄炮町線（旧国道 114 号）等の沿道は、周辺都市からも多くの人々の往来のある空間として、山並みや広がる田園景観、沿道の商業施設のにぎわい景観等、地域特性に応じたメリハリある景観形成を図るとともに、景観と調和した建築物や工作物等の誘導を検討します。

■にぎわい景観の形成

- ・コスキン・エン・ハポンやシャモまつり等にぎやかな行事の風景は、町への愛着を育み、本町をPRする景観として重要であり、行事の維持と活性化を図ります。
- ・これらの会場となる施設については、行事にちなんだ建築意匠等の導入についても検討します。

■美しい山々等自然を活かした景観の形成

- ・阿武隈山地の山々の景観を保全します。また、花塚山や高太石山、女神山等の山々の、魅力的な眺望を確保するとともに、様々な言い伝えや秋山の駒ザクラ、ざる菊の里をはじめとする花の名所等の歴史景観資源の保全を図ります。



- ・まちなか周辺の農地や里山は、人々の心に安らぎを与える身近な自然景観として保全・活用を図ります。



第4章 地域づくりの方針

1. 地域区分

第4章地域づくりの方針は、川俣都市計画区域を対象とします。区域内は11の地区からなっており、これらの地区を大きく4地域に区分します。



地域区分図

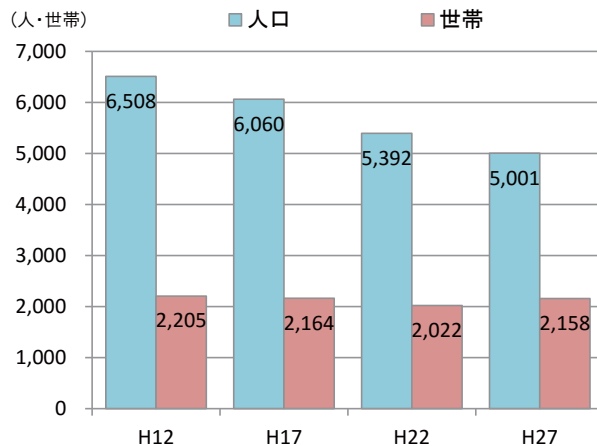
2. 地域別の方針

1). 川俣地域

(1) 地域の概況

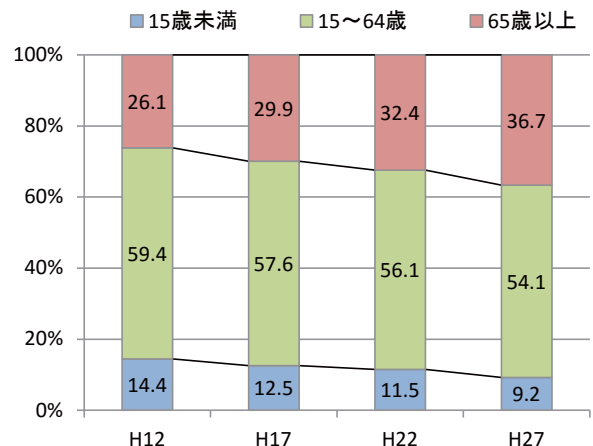
① 人口・高齢化の動向

- ・川俣地域は、本町で最も人口が多い地域で、平成27年の人口は5,001人、世帯数は2,158世帯で、人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向にあります。
- ・平成27年の高齢化率は36.7%で年々増加傾向にあり、15歳未満の若年人口比率は9.2%で、減少傾向にあります。



人口・世帯別の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

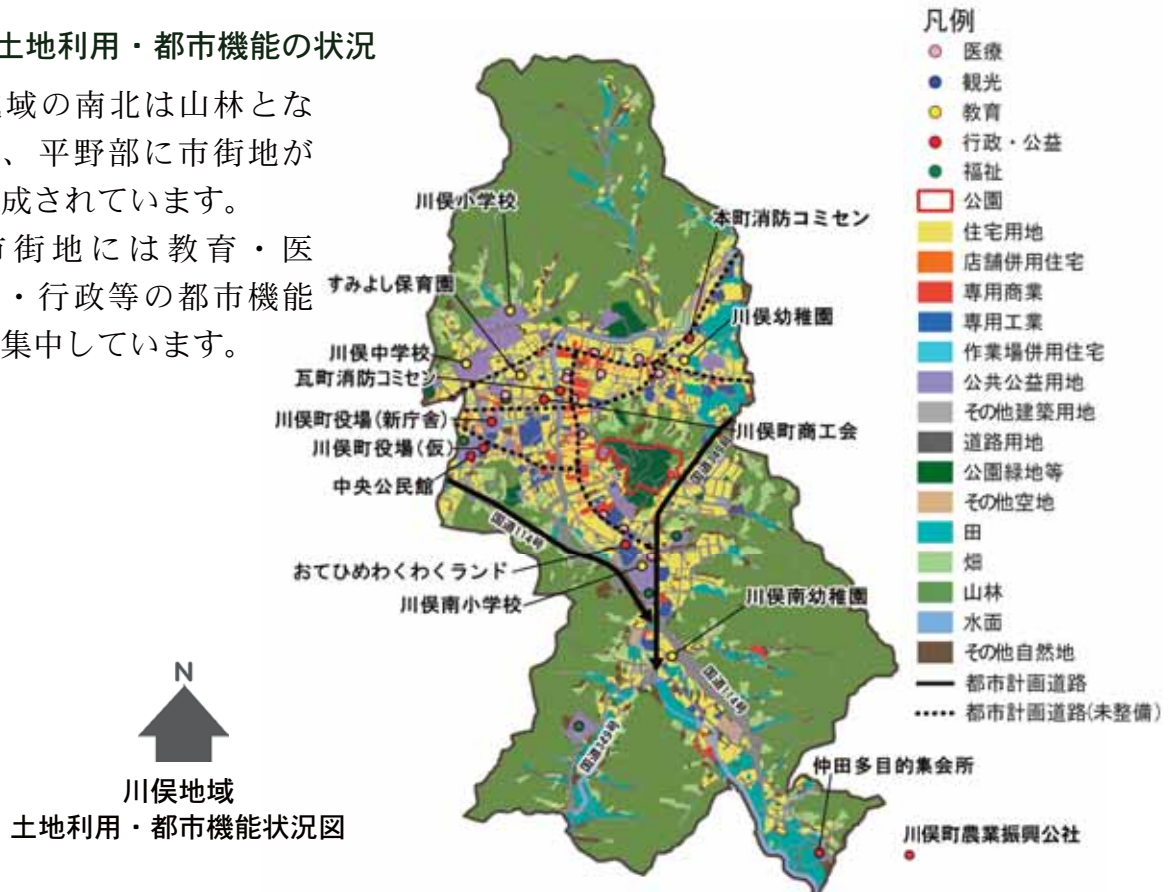


年齢3区分別人口の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

② 土地利用・都市機能の状況

- ・地域の南北は山林となり、平野部に市街地が形成されています。
- ・市街地には教育・医療・行政等の都市機能が集中しています。



③ 住民意向

■まちづくりアンケート調査

アンケート調査の結果、「地区の将来イメージ」「地区のまちづくりの課題」に対する主な回答は以下の通りです。

<川俣地区>

川 俣 地 区 の 将 来 の イ メ ー ジ		・第1位「防災・防犯対策の充実した安全・安心のまち」 ・第2位「生活に必要な機能の整ったコンパクトなまち」
地区のまちづくりの課題	土 地 利 用 ・ 建 物	・第1位「空き家、未利用地等が多い(+11.4)」「若い世代等が取得しやすい住宅が不足している(+6.8)」
	道 路 ・ 交 通	・第1位「バス等の公共交通が不便」
	みどり・環境	・第1位「農地や山林の放射性物質による汚染が心配」「絹の関連施設や神社等歴史的資源の活用が不十分(+9.4)」
	公 共 施 設	・第1位「下水処理・排水路の整備が不十分」
	防 災 ・ 防 犯	・第1位「建物の密集や老朽化等の火災延焼の危険性が高い(+23.0)」

※（+数値）…地区別での回答割合（%）と町全体の回答割合（%）の差が多かったものについて、地区別での回答割合－町全体の回答割合を示した。以下同様。

<小綱木地区>

小 綱 木 地 区 の 将 来 の イ メ ー ジ		・第1位「みどり豊かで落ち着いた住環境のまち(+12.8)」 ・第2位「人々が絆で結ばれたあたたかな交流のあるまち(+7.2)」
地区のまちづくりの課題	土 地 利 用 ・ 建 物	・第1位「人口が減少し、集落の維持が困難になりつつある(+23.2)」
	道 路 ・ 交 通	・第1位「バス等の公共交通が不便(+7.7)」第2位「交通安全に問題のある箇所が多い(+5.7)」
	みどり・環境	・第1位「農地や山林の放射性物質による汚染が心配(+22.7)」
	公 共 施 設	・第1位「交流やふれあいの場が不足している(+4.8)」
	防 災 ・ 防 犯	・第1位「地震や土砂災害・洪水等の自然災害の危険性が高い(+19.2)」

■地区懇談会

地区で行われた懇談会の主な意見は以下の通りです。

中 心 市 街 地 に つ い て	・用途地域・商業の集約地化、商業地の空き家を無くす努力を町が強く進める ・今後の商店街の見通し、10年・20年後のシミュレーションが大事
生 活 軸 の 整 備 に つ い て	・道路・歩道の整備をすべき ・生活軸は中心商店街である
農 村 景 観 の 保 全 に つ い て	・耕作放棄地の土地利用を考え、太陽光発電等に利用してはどうか
歴 史 環 境 の 保 全 ・ 整 備 に つ い て	・文化財の保護の強化 ・補助金等の活用 ・町でできることを考えるべき
そ の 他	・用途地域撤廃 ・空き店舗の利用（外部の人が利用できるよう補助する） ・商店街の実態調査アンケート実施 ・将来の後継者育成、募集・商店街の集約

(2) 地域づくりの課題

川俣地域の人口や高齢化、土地利用・都市機能の状況、まちづくりアンケート調査及び地区懇談会の結果を踏まえ、地域づくりの課題を以下のように整理します。

■まちの中心となる都市機能の集約と連携

- ・川俣地域は、人口・世帯数も多く、様々な都市機能が集積するまちの中心地となっています。生活に必要な機能の整ったコンパクトなまちの形成への住民意向が強く、都市機能の集積を活用した拠点形成が求められています。
- ・中心商店街は、商業者の高齢化やモータリゼーション（車社会化）の進展、郊外店の立地等により集客力の低下が見られており、活性化が望まれています。
- ・川俣町役場庁舎は、行政・防災・交流等の多機能を併せ持つ場として、最大限の活用を図るとともに、役場庁舎周辺の他機能との連携が求められます。
- ・空き家、未利用地等が多くなっており、防災・防犯の観点からも適正な管理を図るとともに、有効活用が望まれます。

■人口の受け皿となる住宅供給・住環境形成

- ・川俣地域の居住人口は、5,001 人となっています。まち中心部の都市機能を維持するためにも居住人口の確保が必要です。
- ・壁沢地区及び新中町地区には、復興公営住宅の整備が実施されており、人口の受け皿としての活用が求められます。
- ・生活道路の整備や公共交通の利便性の向上、子育て施設や福祉施設等との連携により、多様な居住ニーズへの対応が必要です。
- ・町民の憩いの場となる広い公園や広場の整備への住民意向が強く、整備が望まれています。

■川俣の歴史を伝える地域固有の資源の活用

- ・地域の中央を流れる広瀬川は、川沿いには歴史ある蔵等の建造物が建ち並び、本町の自然と歴史にふれあえる独自の景観を形成しており、保全と活用が望まれます。
- ・春日神社、常泉寺等の歴史的資源も多く、まちの財産として活用が求められます。
- ・中央公園は、本町を代表する都市公園であり、中央公園とそこからの眺望は川俣町らしい景観・大切な場所として認識されており、市街地との隣接性を活かした有効活用が望まれます。

- ・小綱木地区では、周辺に残された里山等豊かな自然や農地の保全への住民意向が強く、豊かな里山環境の保全が望まれています。

■地域の防災性向上

- ・東日本大震災の発生により、防災まちづくりへの意識が高まっています。
- ・川俣地区では、空き地・空き家の解消や防災性向上、建物の密集や老朽化等既成市街地の改善に対する住民意向が強く、また、小綱木地区では、地震や土砂災害・洪水等の自然災害の危険性が高まっており、地域特性に応じた対策が求められています。

■人々の交流による地域の活性化

- ・コスキンパレードや川俣シャモまつり等にぎやかな行事の風景は川俣らしい重要な景観と認識されており、今後も多くの人が集まるにぎやかな行事を大切に継承していくことが望まれています。
- ・小綱木地区では、人々が絆で結ばれたあたたかな交流のあるまちへの住民意向が強くなっています。一方で、人口が減少し、集落の維持が困難になりつつあるとの認識や交流やふれあいの場が不足している等の課題の指摘も多く、地域交流の活性化が望まれています。



(3) 地域づくりの方針

川俣地域は、人口も多く、役場庁舎や病院をはじめ、様々な都市機能が集積する本町の中心となる地域です。人口減少や商店街の活力低下等の課題を抱えていますが、人口や都市機能の集積を活用した中心市街地の再生は、川俣地域のみならず、町全体のまちづくりを進める上で不可欠です。

そのため、復興公営住宅の整備等を契機に、周辺の住環境整備による居住人口の確保を図るとともに、人々が集う役場庁舎や中央公民館等の都市機能の維持・充実と、広瀬川やみどり等の自然、絹の歴史を感じる古い建物等を利用した居心地のよい空間づくりにより、中心市街地の再生につながっていく、人が集い・交流する地域づくりを目指します。



【川俣地域 地域づくりのイメージ】

川俣地域の地域づくりの方針を以下のように設定します。

地域づくりの重点方針	①多くの人が集い・交流する中心市街地の再生
	②多くの人が住まうまちなか住宅地の形成
	③川俣らしい景観・環境づくり
地域づくりの基盤方針	④安全な地域づくり
	⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

【地域づくりの重点方針】**① 多くの人が集い・交流する中心市街地の再生**

- ・ 中心市街地は、中心市街地活性化基本計画に基づき、多世代交流施設の整備をはじめ、人々の元気、にぎわいのあふれるまちを目指した取組みを進めます。整備の際には、遊休地の活用や敷地の共同化、細街路の拡幅を促進します。
- ・ 中丁・瓦町・鉄炮町等の中心商店街は、歩道の整備や休憩施設の設置等による買い物環境の向上を図るとともに、集積する他の都市機能との連携やイベントの開催等による活性化を図ります。
- ・ 川俣町役場周辺は、新しい庁舎や中央公民館、済生会川俣病院との連携による交流の活性化を図ります。
- ・ 中心市街地内の道路は、歩道の整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮、景観の統一等により、誰もが歩きやすい歩行環境の整備を図ります。

**② 多くの人が住まうまちなか住宅地の形成**

- ・ まちなかの住宅地は、都市機能の集積を活かした利便性と、本町の自然や歴史、文化を身近に感じながら暮らせる住宅地として、維持・充実を図ります。
- ・ 生活道路の改善や公園・広場等の整備、景観形成等による居住環境の向上を図ります。また、建物の建替えに伴う、未利用地の活用や敷地の共同化、細街路の拡幅を促進します。
- ・ 壁沢地区及び新中町地区に整備された復興公営住宅周辺では、人口の受け皿となる住宅の立地を促進するとともに、子育て施設や福祉施設等との連携による多世代の居住ニーズに対応できる住環境の形成を図ります。

**③ 川俣らしい景観・環境づくり**

- ・ 中心市街地は、絹等の歴史資源の活用や景観の統一、緑化等により、町の中心となる景観づくりを図ります。
- ・ 広瀬川は、河川整備を促進するとともにまちなかの憩いの空間として歩行環境の向上や休憩施設の整備等を図ります。また、川沿いの蔵等の建造物は、町の歴史を伝える要素として保全を図るとともに活用策を検討します。

- ・春日神社や常泉寺等は、周辺の社寺林とともに保全を図ります。
- ・河股城跡は公園化等活用方策について検討します。
- ・中央公園は、町民の憩いの場として一層活用するために、中心市街地からの玄関口の整備や住民参加による美化や植栽等、新たな活動の場としての活用を図ります。
- ・周辺の山々や農地は、貴重な自然環境として、また、みどり豊かな町の暮らしを感じさせる要素として保全を図ります。これらを散策する小径については自治会等の協力を得ながら適切な維持・保全を推進します。
- ・コスキン・エン・ハポンのメイン会場となる中央公民館やコスキンパレードが行われるルートについては、絹の歴史等の周辺景観との調和に配慮しつつ、コスキン・エン・ハポンをイメージしたサインやポケットパーク（小公園）等の整備について検討します。



【地域づくりの基盤方針】

④ 安全な地域づくり

- ・既成市街地は、建替えや改修により、建物の密集や老朽化及び耐火性・耐震性の改善を促進するとともに、空き地・空き家の適正管理・解消を図ります。
- ・川俣地区北部や小綱木地区の集落地では、適切な土地利用規制による土砂災害対策を検討します。
- ・川俣中学校等の地区避難所をはじめ、緊急輸送路・避難路の確保を図るとともに、防災サインの設置についても検討します。
- ・瓦町コミュニティ消防センターをはじめコミュニティ単位に備蓄倉庫等の防災施設を整備・拡充するとともに、消防団等の自主防災組織等による防災活動を支援します。

⑤ 人々のあたたかな交流と地域コミュニティの維持

- ・国道349号、国道114号及び町道鶴東鉄炮町線（旧国道114号）は、地域の生活を支える主要道路として維持を図ります。また、集落部では、必要に応じ沿道に住宅や公共施設等、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・小綱木公民館や仲田多目的集会所等の施設は、地域コミュニティの核となる施設として機能の維持・拡充を図ります。また、住民による美化や緑化活動、地域の伝統行事の拠点として積極的に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・小綱木地区については、近接するざる菊の里や川俣シャモの加工施設との連携等による地域活性化方策について検討します。

【地域づくりの重点方針の進め方】

①多くの人が集い交流する中心市街地の再生

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・ 中心市街地活性化基本計画の取組み推進			
・ 中心商店街の買い物環境向上			
・ 中心商店街の他の都市機能との連携・イベントの開催			
・ 役場周辺の公共施設の連携と交流の活性化			
・ 中心市街地内の歩行環境整備			

②多くの人が住まうまちなか住宅地の形成

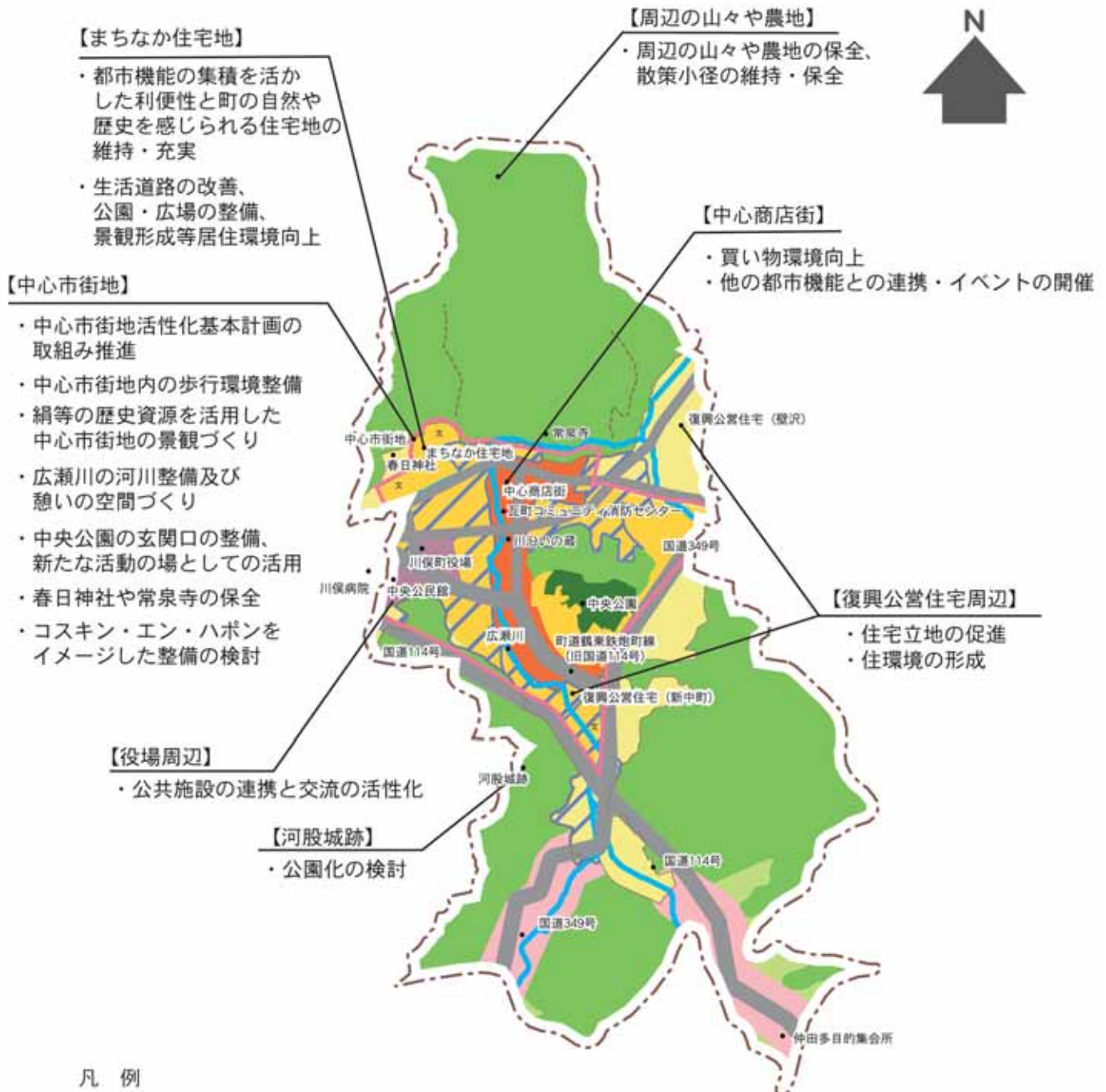
重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・ 都市機能の集積を活かした利便性と町の自然や歴史を感じられるまちなか住宅地の維持・充実			
・ 生活道路の改善、公園・広場の整備、景観形成等居住環境向上			
・ 復興公営住宅周辺における住宅立地の促進			
・ 復興公営住宅周辺における住環境の形成			

③川俣らしい景観・環境づくり

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・ 絹等の歴史資源を活用した中心市街地の景観づくり			
・ 広瀬川の河川整備及び憩いの空間づくり			
・ 春日神社、常泉寺の保全、河股城跡の公園化の検討			
・ 中央公園の玄関口の整備、新たな活動の場としての活用			
・ 周辺の山々や農地の保全、散策小道の維持保全			
・ コスキン・エン・ハポンをイメージした整備の検討			

短期：おおむね 5 年以内、中期：おおむね 10 年以内、長期：おおむね 20 年前後を想定

【川俣地域 地域づくりの方針図】



凡 例

【まちなかエリア】

まちなか商業・業務地

行政・福祉等集積地

まちなか住宅地

まちなか周辺住宅地

産業地

地場産業共生地

【田園居住エリア】

沿道利用地

山林等

【全体】

水面

主要な道路

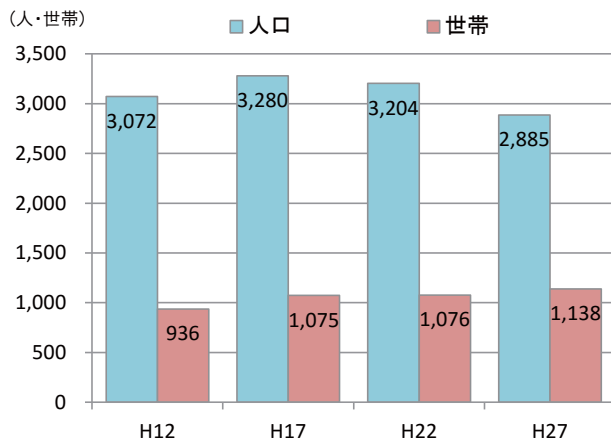
地域界

2). 小神・鶴沢地域

(1) 地域の概況

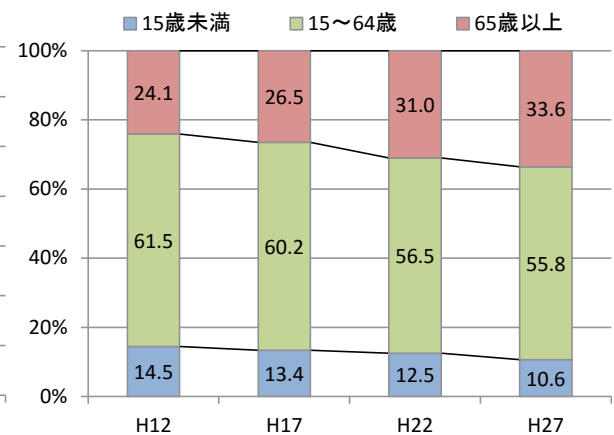
① 人口・高齢化の動向

- ・小神・鶴沢地域の平成27年の人口は2,885人、世帯数は1,138世帯となっています。平成12年から平成17年に増加が見られましたが、以降減少傾向にあり、世帯数は年々増加傾向にあります。
- ・平成27年の高齢化率は33.6%で年々増加傾向にあり、15歳未満の若年人口比率は10.6%で減少傾向にあります。



人口・世帯別の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

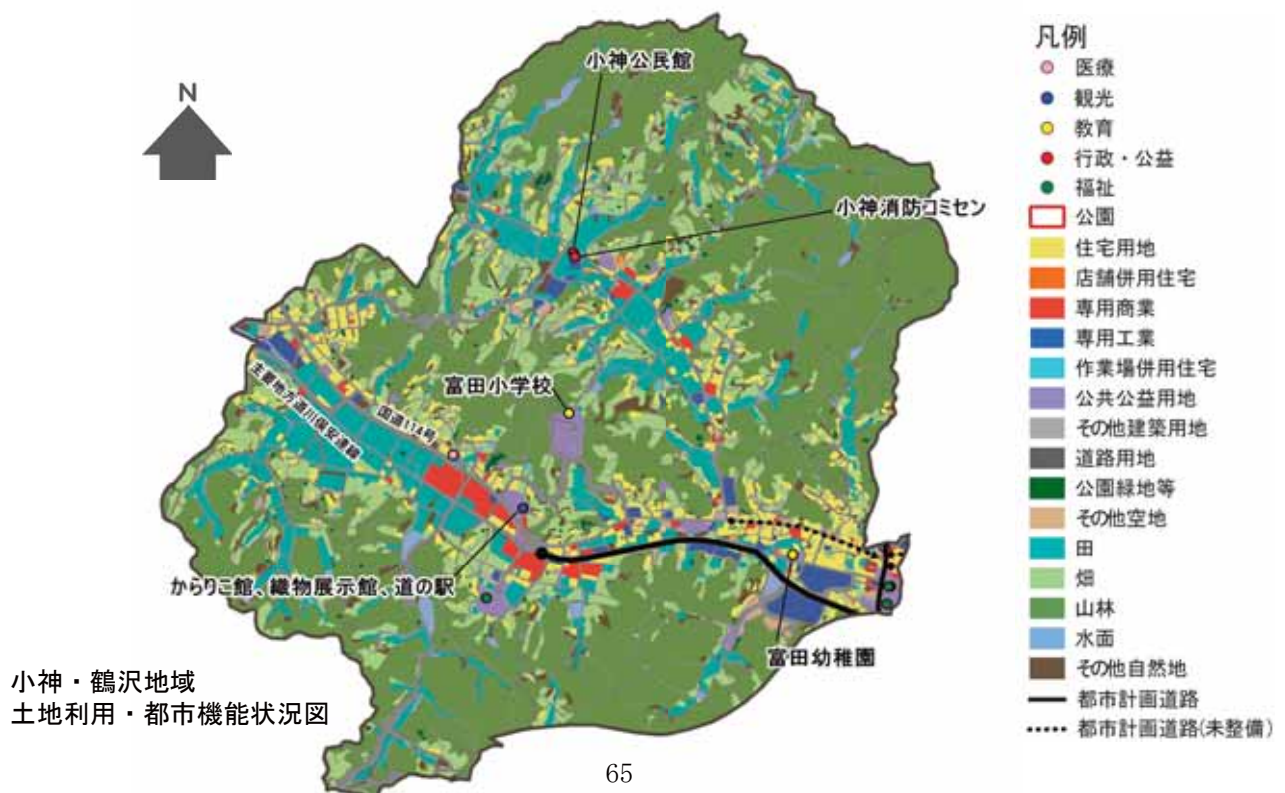


年齢3区分別人口の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

② 土地利用・都市機能の状況

- ・国道114号沿道にまとまりある商業地や工業団地、住宅等が立地しています。
- ・河川沿いに田畑や集落が立地し、田園風景が広がっています。



③ 住民意向

■まちづくりアンケート調査

アンケート調査の結果、「地区の将来イメージ」「地区のまちづくりの課題」に対する主な回答は以下の通りです。

＜鶴沢地区＞

鶴沢地区の将来のイメージ		・第1位「福島市へのアクセス性のよさを活かした住宅都市(+13.4)」 ・第2位「生活に必要な機能の整ったコンパクトなまち」
地区のまちづくりの課題	土地利用・建物	・第1位「歩ける範囲に公共施設や医療福祉施設がなく、生活が不便(+6.9)」、「歩ける範囲に商店等がなく、生活が不便(-11.1)」
	道路・交通	・第1位「バス等の公共交通が不便」
	みどり・環境	・第1位「身近な公園や広場が不足している+18.3」
	公共施設	・第1位「学習やスポーツ等学び楽しむ場が不足している(+11.0)」
	防災・防犯	・第1位「高齢者、障害者等災害発生時に避難が困難な人が多い」

＜小神地区＞

小神地区の将来のイメージ		・第1位「防災・防犯対策の充実した安全・安心のまち(+8.1)」 ・第2位「みどり豊かで落ち着いた住環境のまち(+7.4)」、「地域の人々自らが地域づくりのために活動するまち」
地区のまちづくりの課題	土地利用・建物	・第1位「歩ける範囲に商店等がなく、生活が不便(+16.3)」
	道路・交通	・第1位「バス等の公共交通が不便(+17.7)」 ・第2位「幹線道路までのアクセスが悪い(+10.4)」
	みどり・環境	・第1位「農地や山林の放射性物質による汚染が心配」
	公共施設	・第1位「下水処理・排水路の整備が不十分」
	防災・防犯	・第1位「高齢者、障害者等災害発生時に避難が困難な人が多い」 ・第2位「地震や土砂災害・洪水等の自然災害の危険性が高い」、「災害発生時の避難所等が近くにない」

■地区懇談会

地区で行われた懇談会の主な意見は以下の通りです。

田園住宅地について	・規模を縮小しつつ継続してほしい ・町内外を問わず、田舎暮らしをしたい人に向けた誘致をすればいい
遊歩道の整備について	・草刈り作業と連携して眺めのよい場所作りをする ・遊歩道・入口の整備をしてほしい ・利用者が少ないため、学童保育施設を建設したほうがよい
道の駅と沿道型商業施設集積と連携について	・駐車場の入口整備が必要 ・公園・レストラン等をつくり、交流の拠点となるような施設の充実を図る
溜池（上溜・下溜）の活用について	・上溜のみ活用 ・子どもの遊び場として整備、噴水や水車のある公園として整備してほしい
その他	・川俣⇄福島間のバスを小神にも通す ・小神北部の各地区を横断する道の整備をする ・子どもが安心して遊べるスペースが必要

(2) 地域づくりの課題

小神・鶴沢地域の人口や高齢化、土地利用・都市機能の状況、まちづくりアンケート調査及び地区懇談会の結果を踏まえ、地域づくりの課題を以下のように整理します。

■道の駅周辺の活用

- ・道の駅シルクピア周辺は、郊外型の店舗等の商業集積が見られ、観光客も多く訪れる商業地となっています。更なる商業の集積や他機能の導入、施設整備等による交流の活性化が望まれます。
- ・今後、新たな都市機能の誘導を図る際には、周辺環境との調和に配慮した計画的な機能の導入が求められます。

■立地特性を活かした居住環境の形成

- ・小神・鶴沢地域の人口は、2,885人で人口は町内で唯一、平成12年から17年で増加が見られた地区です。
- ・鶴沢地区では、福島市へのアクセス性のよさを活かした住宅都市への住民意向が強くなっています。
- ・福島市へのアクセス性や商業施設の集積、周辺の田園環境という好条件を活かした田園型住宅地の維持を図るとともに、新たな田園住宅地の形成については、需要動向を加味しつつ検討することが望まれています。

■暮らしを支える都市施設の整備・改善

- ・歩ける範囲に公共施設や医療福祉施設、商店等がなく生活が不便との住民意向が強く、地域生活を支える都市機能の配置が求められています。
- ・日常利用する生活道路の整備・拡幅やバス等の公共交通の利便性向上への住民意向が強く、道路・交通環境の改善が求められます。
- ・上溜・下溜周辺の自然環境保全と有効活用が望まれているほか、子どもの遊べる場の整備への住民意向が強く、公園や広場の整備が求められています。
- ・学習やスポーツ等学び楽しむ場が不足しているとの住民意向が強く、地域の交流やコミュニティの活性化が望まれています。
- ・川俣病院周辺の福祉・保健施設等の集積が見られる地域では、機能の維持・充実が望まれています。

■企業誘致と工業団地の形成

- ・中山工業団地や西部工業団地は、産業の活性化を図るため、企業誘致が必要です。
- ・西部工業団地は、用途地域の指定がなされていないことから、周辺の自然環境に配慮した活用が求められます。

- ・ 小神・鶴沢地域に近接する羽田地区の産業団地については、新たに誘致した企業の操業環境の維持・向上が望まれます。

■防災性の向上

- ・ 東日本大震災や豪雨災害の発生により、防災まちづくりへの意向が高まっています。
- ・ 小神地区では、地震や土砂災害・洪水等の自然災害の危険性が高いことや災害発生時の避難所等が近くにならないことへの住民意向も多く、対応が求められます。



(3) 地域づくりの方針

小神・鶴沢地域は、本町の玄関口となる地域です。福島市からの良好なアクセスを活かし、まちの発展に結びつく土地利用の展開や、まちの魅力の発信地としての役割を果たしていく必要があります。

そのため、道の駅及び周辺商業地の整備・充実を進め、交流の活性化と本町の魅力の発信を図ります。

また、病院や保健センター、工業団地等の拠点となる都市機能の充実とともに、需要動向を見極めつつ、豊かなみどりに囲まれたゆとりある田園居住地の形成を図り、まちの発展をけん引する地域づくりを目指します。



【小神・鶴沢地域 地域づくりのイメージ】

小神・鶴沢地域の地域づくりの方針を以下のように設定します。

地域づくりの重点方針

- ①多くの人が集い・交流する広域交流拠点の形成
- ②町の活力となる拠点の形成
- ③自然と調和した利便性の高い田園居住地の形成

地域づくりの基盤方針

- ④安全な地域づくり
- ⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

【地域づくりの重点方針】

①多くの人が集い・交流する広域交流拠点の形成

- ・観光の拠点となる道の駅周辺と国道114号の沿道型商業施設の集積が見られる地域では、道の駅川俣活性化計画に基づき、広域交流拠点として、道の駅や観光施設の機能向上や再整備等を検討し、本町の魅力を広く内外にPRする空間として更なる活用を図ります。
- ・道の駅周辺と本町の中心部を結ぶ町道鶴東鉄炮町線（旧国道114号）は、人々をまちなかへ誘う軸として、適切な土地利用の誘導を図るとともに川俣らしい景観の形成を図ります。



②町の活力となる拠点の形成

- ・済生会川俣病院・保健センター・町民プールが集積する地域は、町の保健・医療・福祉の拠点として、機能の維持・拡充を図ります。
- ・中山工業団地や西部工業団地では、企業誘致等により利用を促進します。また、整備・活用にあたっては、農地や山林等周辺的环境へ配慮します。
- ・国道114号沿道については、農業との調整を図りながら、沿道サービス施設や福島市へのアクセス性を活かした適切な土地利用の誘導を検討します。



③自然と調和した利便性の高い田園居住地の形成

- ・主要道路沿道や既存集落の周辺について、福島市へのアクセス性や商業施設の集積、周辺の田園環境という好条件を活かした新たな田園居住地を、住宅の需要動向を踏まえつつ、農業との調整を図りながら検討します。
- ・福島市への良好なアクセス性を活用した地域の振興に寄与する施設の立地を検討するとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・集落の中心となる地区については、公共施設や医療福祉施設、商店等の立地を促す等、適切な誘導策を検討します。また、幹線道路へのアクセス性の維持・向上や公共交通の利便性の確保を検討し、集落の維持を図ります。

【地域づくりの基盤方針】

④安全な地域づくり

- ・富田小学校等の地区避難所をはじめ、緊急輸送路・避難路の確保を図るとともに、防災サインの設置についても検討します。
- ・小神コミュニティ消防センターをはじめコミュニティ単位に備蓄倉庫等の防災施設を整備・拡充するとともに、消防団等の自主防災組織等による防災活動を支援します。
- ・山間の集落地では、適切な土地利用規制による土砂災害対策を検討します。
- ・町道への街路灯や防犯灯、ガードレールの設置等、安全性を高める施設の整備を推進します。

⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

- ・小神公民館・鶴沢公民館や地区集会施設等地域の核となる施設は、機能の維持・拡充を図るとともに、住民による美化や緑化活動、地域の伝統行事の拠点として積極的に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・上溜・下溜等の地域の自然や未利用地を活用し、子どもの遊び場等、人々の交流が育まれる公園や広場等の整備を検討します。
- ・尾根沿いの小径等については、自治会等の協力を得ながら、今後とも地域の交流や散策の場として適切な維持・保全を推進します。

【地域づくりの重点方針の進め方】

①多くの人が集い・交流する広域交流拠点の形成

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・道の駅川俣活性化計画に基づいた整備・活用			
・町道鶴東鉄炮町線の適切な土地利用の誘導及び景観形成			

②町の活力となる拠点の形成

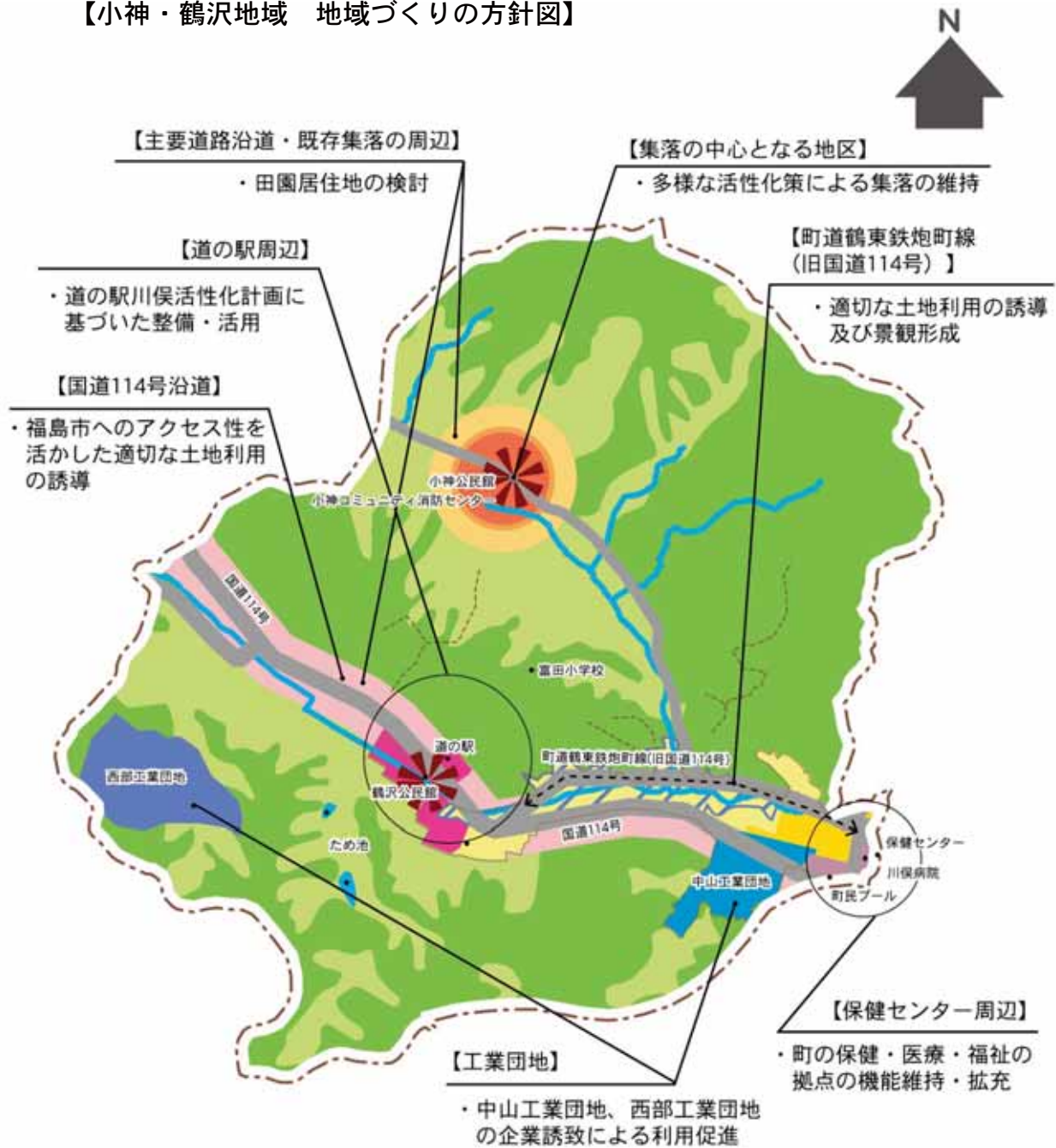
重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・町の保健・医療・福祉の拠点の機能維持・拡充			
・中山工業団地、西部工業団地の企業誘致による利用促進			
・国道114号沿道の福島市へのアクセス性を活かした適切な土地利用の誘導			

③自然と調和した利便性の高い田園居住地の形成

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・新たな田園居住地の検討			
・福島市へのアクセス性を活かした適切な土地利用の誘導			
・集落の中心となる地区への多様な活性化策による集落の維持			

短期：おおむね5年以内、中期：おおむね10年以内、長期：おおむね20年前後を想定

【小神・鶴沢地域 地域づくりの方針図】



凡 例

【まちなかエリア】

行政・福祉等集積地

まちなか住宅地

広域商業・業務地

まちなか周辺住宅地

産業地

地場産業共生地

【田園居住エリア】

集落地

田園居住地

産業地

沿道利用地

田園

山林等

【全体】

主要な道路

水面

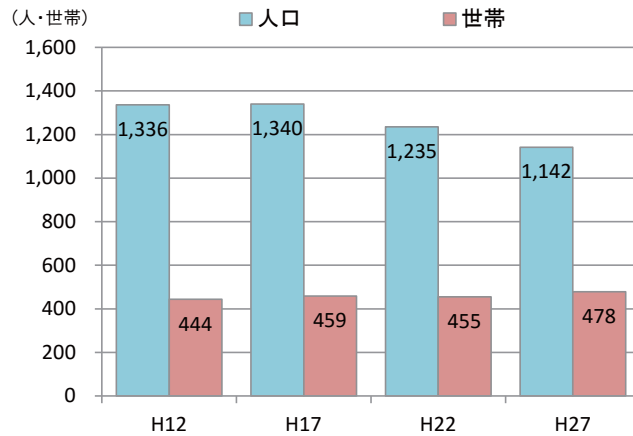
地域界

3). 飯坂地域

(1) 地域の概況

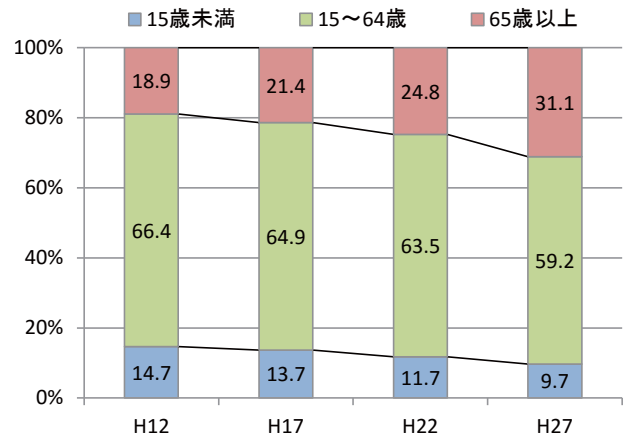
① 人口・高齢化の動向

- ・飯坂地域の人口は平成27年時点で1,142人、世帯数は478世帯で、人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向にあります。
- ・都市計画区域内の高齢化率は31.1%と最も低く、15歳～64歳が占める割合は最も高く59.2%を占めています。



人口・世帯別の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

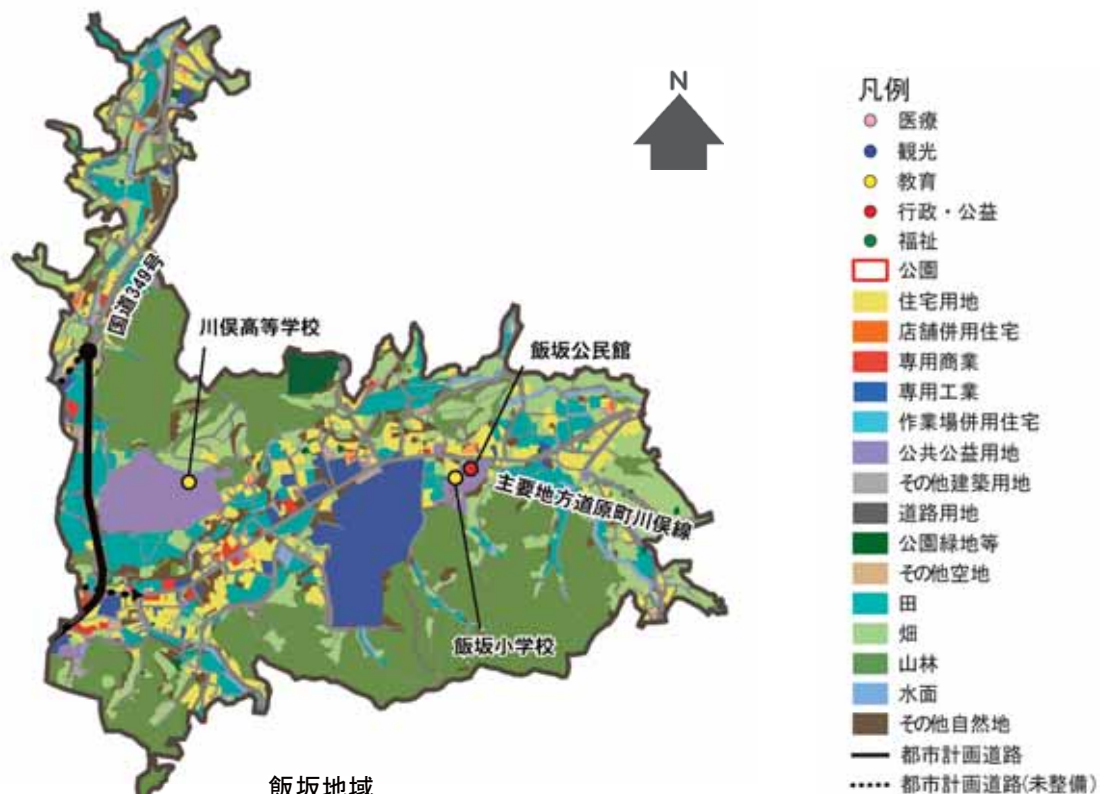


年齢3区分別人口の推移

資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

② 土地利用・都市機能の状況

- ・主要地方道原町川俣線沿道に住宅・商業・工業施設が立地しています。



飯坂地域
土地利用・都市機能状況図

③ 住民意向

■まちづくりアンケート調査

アンケート調査の結果、「地区の将来イメージ」「地区のまちづくりの課題」に対する主な回答は以下の通りです。

＜飯坂地域＞

飯坂地域の将来のイメージ		・第1位「防災・防犯対策の充実した安全・安心のまち」 ・第2位「北阿武隈の山並み等自然環境豊かなまち(+10.8)」
地域のまちづくりの課題	土地利用・建物	・第1位「歩ける範囲に商店等がなく、生活が不便(+8.7)」 ・第2位「歩ける範囲に公共施設や医療福祉施設がなく、生活が不便(+6.3)」
	道路・交通	・第1位「バス等の公共交通が不便」 ・第2位「交通安全に問題のある箇所が多い(+11.2)」
	みどり・環境	・第1位「農地や山林の放射性物質による汚染が心配」
	公共施設	・第1位「交流やふれあいの場が不足している」
	防災・防犯	・第1位「高齢者、障害者等災害発生時に避難が困難な人が多い」

■地区懇談会

地区で行われた懇談会の主な意見は以下の通りです。

道路整備について	・国道349号の道路整備は継続すべき
住宅地整備について	・小規模な住宅地の整備が必要 ・復興住宅整備の際には、小規模な住宅地の整備等が必要
公園整備について	・現在ある公園に魅力のある施設 or 遊具等をつくる ・公園の整備や充実等については継続が必要 ・復興公営住宅の近くに小公園が必要
その他	・飯坂生涯学習センターや生活改善センターをコミュニティの核として活用していく ・飯坂小学校廃校の場合、跡地を活用する（老人の集う施設） ・道路からの進入路を整備する ・峠の森等のインフラ整備 ・各集会所等の修復 ・運動公園（農村広場）の新設 ・防災無線の設置 ・花塚山・峠の森の整備と温浴施設をつくる ・簡易水道の整備（飯坂全地区へ）

（２）地域づくりの課題

飯坂地域の人口や高齢化、土地利用・都市機能の状況、まちづくりアンケート調査及び地区懇談会の結果を踏まえ、地域づくりの課題を以下のように整理します。

■地域の活力となる拠点の維持・形成

- ・飯坂工業団地は、工場団地の維持とともに、周辺の自然や居住環境との調和が求められています。
- ・花塚の里、峠の森自然公園、花塚山探勝路を含む花塚山の一带は、川俣町らしい景観・大切な場所として認識されており、自然環境の保全と活用策が求められています。

■暮らしを支える都市施設の整備・誘導

- ・歩ける範囲に商店や公共施設、福祉施設が必要との住民意向が強く、生活に必要な機能の導入が求められています。
- ・生活道路や小規模な公園の整備等、暮らしを支える都市施設の整備・誘導が望まれています。
- ・地域に隣接する壁沢地区で復興公営住宅の整備が実施されており、これと連携した環境整備が求められています。

■地域コミュニティの核の形成

- ・交流やふれあいの場が必要との住民意向が強く、飯坂生涯学習センターや生活改善センター等の既存施設を活用した地域コミュニティの核の形成が望まれています。

■地域の安全性の向上

- ・東日本大震災や豪雨災害の発生により、防災まちづくりへの意向が高まっています。



(3) 地域づくりの方針

飯坂地域は花塚山等の山々へとつながる、みどり豊かな地域です。自然環境の豊かさと、まちの中心部に近接する利便性を活かした地域づくりが望まれています。

そのため、飯坂工業団地等、拠点機能の維持を図るとともに、地域に隣接する壁沢地区の復興公営住宅の整備を契機とした周辺整備により、ゆとりある住宅地の整備や住環境の形成を図り、住みやすい地域づくりを目指します。



【飯坂地域 地域づくりのイメージ】

そのため、地域づくりの方針を以下のように設定します。

地域づくりの重点方針	①復興公営住宅と連携した地域づくり
	②飯坂工業団地の維持と周辺環境との調和
	③地域周辺の豊かな自然環境の保全と活用
地域づくりの基盤方針	④安全な地域づくり
	⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

【地域づくりの重点方針】**①復興公営住宅と連携した地域づくり**

- ・飯坂地域に隣接する壁沢地区の復興公営住宅整備に合わせ、地域人口の受け皿となる住宅の立地を促進します。また、地域の自然等を活かした公園や広場の整備による住環境の向上を図ります。

**②飯坂工業団地の維持と周辺環境との調和**

- ・飯坂工業団地は、町の産業の一翼を担う工業団地として、操業環境の維持・向上を図るとともに、周辺との調和に配慮した環境整備を推進します。

③地域周辺の豊かな自然環境の保全と活用

- ・飯坂地域の周辺に位置する花塚山一帯は、豊かな自然環境と親しめるレクリエーションの場として、案内板の設置や導入路となる道路の維持等、利用環境の向上と観光PRによる利用促進を図ります。

**【地域づくりの基盤方針】****④安全な地域づくり**

- ・飯坂小学校等の地区避難所をはじめ、緊急輸送路・避難路の確保を図るとともに、防災サインの設置についても検討します。
- ・飯坂コミュニティ消防センターをはじめコミュニティ単位に備蓄倉庫等の防災施設を整備・拡充するとともに、消防団等の自主防災組織等による防災活動を支援します。
- ・山間の集落地では、適切な土地利用規制による土砂災害対策を検討します。
- ・町道への街路灯や防犯灯、ガードレールの設置等、安全性を高める施設の整備を推進します。

⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

- ・国道349号や主要地方道原町川俣線は、地域の主要道路として整備促進を図ります。また、必要に応じ沿道に住宅や公共施設等、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・飯坂公民館等、地域の核となる施設は、機能の維持・拡充を図るとともに、不足する地区への整備を検討します。また、住民による美化や緑化活動、地域の伝統行事の拠点として積極的に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域にある川俣高校との連携を深めるために、全国的に有名なフェンシングをはじめとする文化・スポーツ等による町民と生徒との交流の促進を図ります。



【地域づくりの重点方針の進め方】

①復興公営住宅と連携した地域づくり

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・復興住宅周辺における住宅立地の促進			
・復興住宅周辺における住環境向上			

②飯坂工業団地の維持と周辺環境との調和

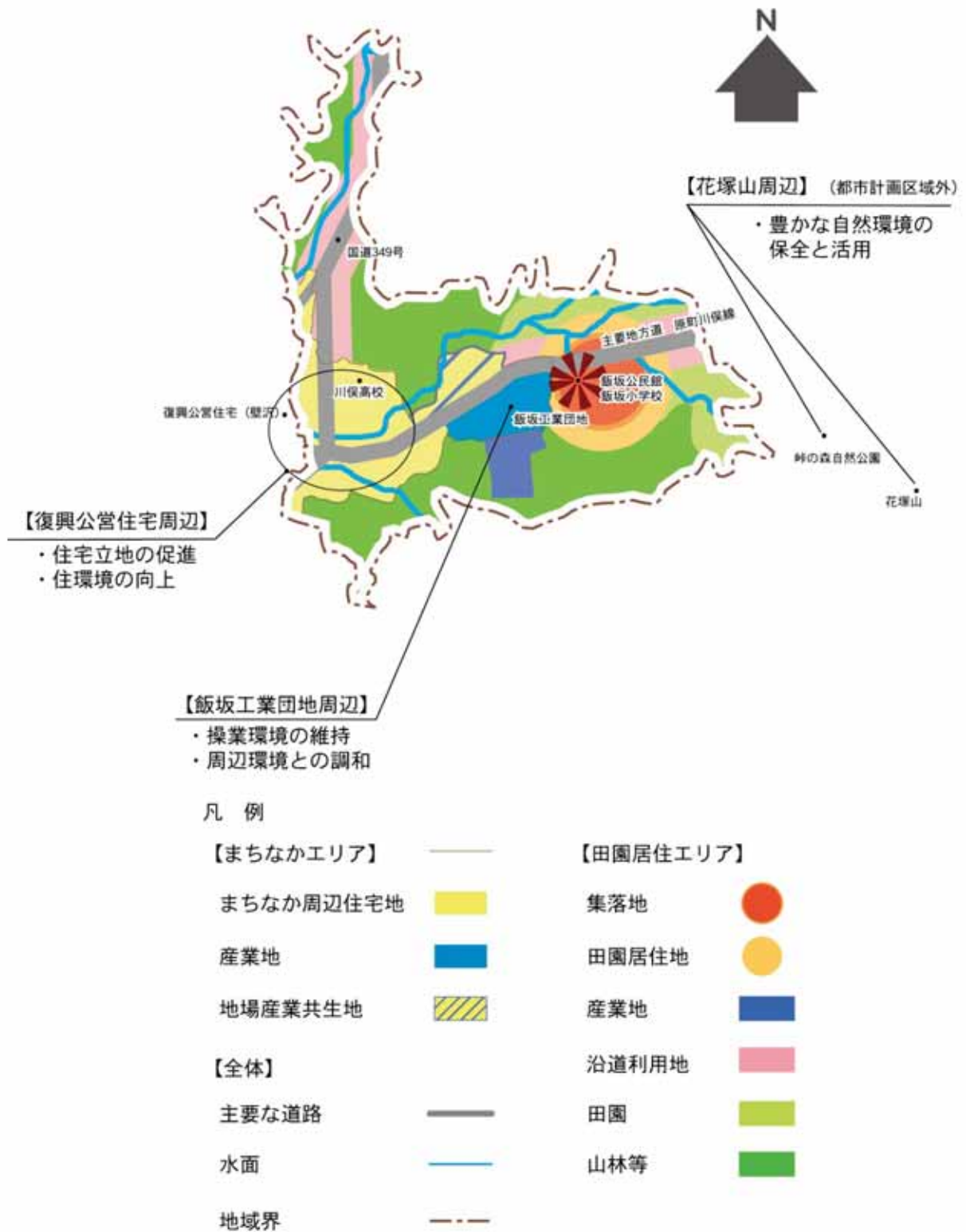
重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・飯坂工業団地の維持と周辺環境との調和			

③地域周辺の豊かな自然環境の保全と活用

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・花塚山一帯等豊かな自然環境の保全と活用			

短期：おおむね5年以内、中期：おおむね10年以内、長期：おおむね20年前後を想定

【飯坂地域 地域づくりの方針図】

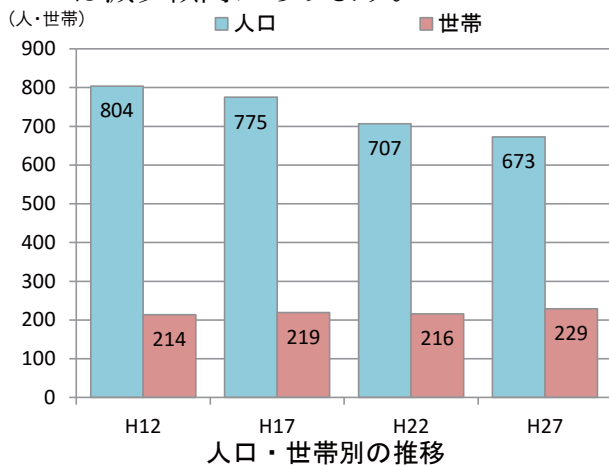


4). 東福沢地域

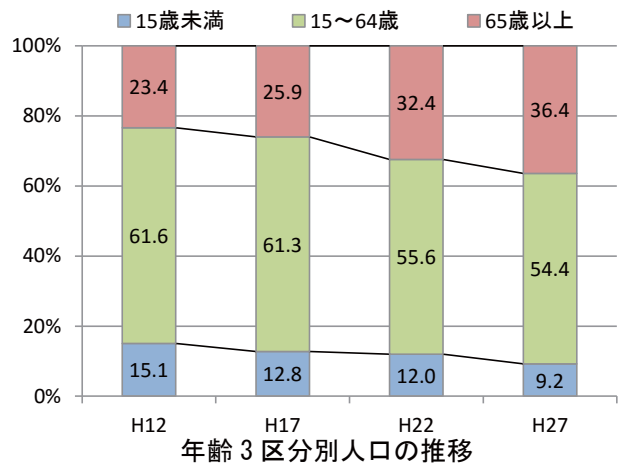
(1) 地域の概況

① 人口・高齢化の動向

- ・東福沢地域は、都市計画区域内で人口・世帯数ともに最も少なく、平成27年度の人口は673人、世帯数は229世帯です。
- ・人口は減少傾向にあり、世帯数は横ばいとなっています。
- ・平成27年の高齢化率は36.4%で年々増加傾向にあり、15歳未満の若年人口は減少傾向にあります。



資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)



資料：H12-H22 国勢調査、H27 毎月現住人口調査(12/31 現在)

② 土地利用・都市機能の状況

- ・地域内は自然的土地利用の割合が高く、農地・山林が主体となっています。
- ・一般県道二本松川俣線沿道に集落や行政・公益施設が立地しています。



③ 住民意向

■まちづくりアンケート調査

アンケート調査の結果、「地区の将来イメージ」「地区のまちづくりの課題」に対する主な回答は以下の通りです。

＜東福沢地域＞

東福沢地域の将来のイメージ		・第1位「みどり豊かで落ち着いた住環境のまち(+21.7)」 ・第2位「地域の人々自らが地域づくりのために活動するまち(+11.3)」
地域のまちづくりの課題	土地利用・建物	・第1位「歩ける範囲に商店等がなく、生活が不便」
	道路・交通	・第1位「バス等の公共交通が不便」
	みどり・環境	・第1位「農地や山林の放射性物質による汚染が心配」 ・「廃棄物等の不法投棄が多い (+15.5)」
	公共施設	・第1位「下水処理・排水路の整備が不十分」、「情報化に対応した高速通信網の整備が不十分(+15.1)」
	防災・防犯	・第1位「高齢者、障害者等災害発生時に避難が困難な人が多い」

■地区懇談会

地区で行われた懇談会の主な意見は以下の通りです。

道路整備について	・緑化ではなく歩道整備が必要 ・子どもたちが安心して通学できる歩道や景観の整備が必要
住環境整備について	・田代川の河川環境整備と併せた住環境整備を進める
拠点整備について	・川俣町体育館・農村広場を中心としたスポーツ拠点の整備を進める
河股城跡や薬師堂周辺の保全・活用	・草刈りや、歩行イベントの継続と併せて広報活動を実施すべき ・広報活動に力を入れるべき
公園や広場の整備について	・ポケットパークにこだわらず、花壇とベンチ程度の整備をしていくのが良い ・見晴らしの良い場所であるため景観を楽しめるような設備をつくるべき
その他	・交通網の整備。高齢者が利用しやすいシステムが必要 ・羽山の森美術館を拠点としての文化施設の充実 ・地区内の古民家の有効活用 ・デマンドタクシーの充実（街なか→福沢地区への移動手段として） ・夏祭り、子どものための事業等を活かした地域コミュニティの活性化、世代間交流の充実

(2) 地域づくりの課題

東福沢地域の人口や高齢化、土地利用・都市機能の状況、まちづくりアンケート調査及び地区懇談会の結果を踏まえ、地域づくりの課題を以下のように整理します。

■川俣町体育館及び農村広場等レクリエーション施設の活用

- ・川俣町体育館及び農村広場は、現在は仮設住宅用地として活用されていますが、仮設住宅撤去後はスポーツ・レクリエーションの拠点として機能の維持・充実が望まれています。
- ・地域に隣接する羽山の森美術館の更なる活用が求められています。

■暮らしを支える都市施設の整備

- ・一般県道二本松川俣線は、歩道の整備等の利用環境の向上が望まれています。
- ・歩ける範囲に商店が必要との住民意向が強く、生活に必要な機能の導入が求められています。
- ・公共交通の改善、生活道路の整備、水質浄化や高速通信網の整備への意向も多く、暮らしを支える都市施設の整備が望まれています。

■河股城跡や薬師堂をはじめとする地域資源の活用

- ・河股城跡や薬師堂等は、地域固有の歴史資源として保全・活用を検討します。
- ・田代川は、地域を南北に流れる水辺空間として環境整備が望まれています。

■自然環境の保全

- ・農地や山林の放射性物質による汚染や不法投棄等への対応が望まれています。
- ・東福沢地域の多くを占める標高 300m以上の地域では、自然環境を保全していくことが望まれています。

■地域の安全性の向上

- ・東日本大震災や豪雨災害の発生により、防災まちづくりへの意向が高まっています。

■地域コミュニティの維持

- ・福沢公民館等、地域の中心となる施設の維持が望まれています。



(3) 地域づくりの方針

東福沢地域は山あい位置し、集落が主体のみどり豊かな地域となっています。また、川俣町体育館や農村広場を有し、まちのスポーツ・レクリエーションの中心となる地域となっており、町内外からの人々を呼び込み、元気な活動が展開される場づくりが望まれています。

そのため、農業体験等と合わせた移住や交流、公共交通の充実等活性化策とともに、花やみどりの美しい集落づくりを目指します。また、スポーツ・レクリエーション機能の維持・充実や河股城跡等の自然や歴史を活かした特色ある地域づくりを目指します。

【東福沢地域 地域づくりのイメージ】



地域づくりの方針を以下のように設定します。

地域づくりの重点方針

- ①花とみどりの美しい集落づくり
- ②スポーツ・レクリエーション拠点の形成
- ③河股城跡や薬師堂等地域の自然や歴史を活かした空間づくり

地域づくりの基盤方針

- ④安全な地域づくり
- ⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

【地域づくりの重点方針】

①花とみどりの美しい集落づくり

- ・ 田代川の周辺を整備することにより、田代川沿いの居住環境の向上を図ります。
- ・ 地区内の古民家を有効活用する等、農業体験等と合わせた移住や交流の拡大を検討します。
- ・ デマンドタクシー等公共交通の充実を検討し、高齢者の利用や交流人口の拡大等による地域の活性化を図ります。
- ・ 花の植栽やベンチの設置、見晴らしの良い場所の整備等、自治会等の協力を得ながら花とみどりによる美しい集落づくりを推進します。

②スポーツ・レクリエーション拠点の形成

- ・ 川俣町体育館及び農村広場は、フェンシングをはじめとするスポーツ・レクリエーションの拠点として機能の維持・充実を図ります。
- ・ 地域に隣接する羽山の森美術館については、地域の芸術や文化の発信の拠点として、また、地域活性化の中心となる施設として、活用を図ります。



③河股城跡や薬師堂等地域の自然や歴史を活かした空間づくり

- ・ 河股城跡や薬師堂等は、地域固有の歴史資源として保全・活用を検討します。
- ・ 南部の山林地域は豊かな自然環境の保全を図るとともに、放射性物質による汚染や不法投棄等について、関係機関と連携しながら対応を図ります。

【地域づくりの基盤方針】

④安全な地域づくり

- ・ 羽山の森美術館等の地区避難所をはじめ、緊急輸送路・避難路の確保を図るとともに、防災サインの設置についても検討します。
- ・ 上中コミュニティ消防センターをはじめ、コミュニティ単位に備蓄倉庫等の防災施設を整備・拡充するとともに、消防団等の自主防災組織等による防災活動を支援します。
- ・ 山間の集落地では、適切な土地利用規制による土砂災害対策を検討します。
- ・ 防犯灯やガードレールの設置等、安全性を高める施設の整備を推進します。

⑤あたたかな交流のある地域コミュニティの維持

- ・まちなかエリア内の住宅地では、町中心部への近接性や都市機能の集積した利便性を活かし、住宅の立地等、適切な土地利用誘導を図ります。
- ・一般県道二本松川俣線や広域農道は、地域の主要道路として維持を図るとともに、歩道の整備等の利用環境の向上を図ります。また、集落部では必要に応じ沿道に住宅や公共施設等、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・福沢多目的集会所等地域の核となる施設では、機能の維持・拡充を図るとともに、住民による美化や緑化活動、地域の伝統行事の拠点として積極的に活用することにより、コミュニティの活性化を図ります。



【地域づくりの重点方針の進め方】

①花とみどりの美しい集落づくり

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・田代川沿いの居住環境の向上			
・農業体験等と合わせた移住や交流の拡大			
・公共交通の充実による地域の活性化			
・花とみどりによる美しい集落づくり			

②スポーツ・レクリエーション拠点の形成

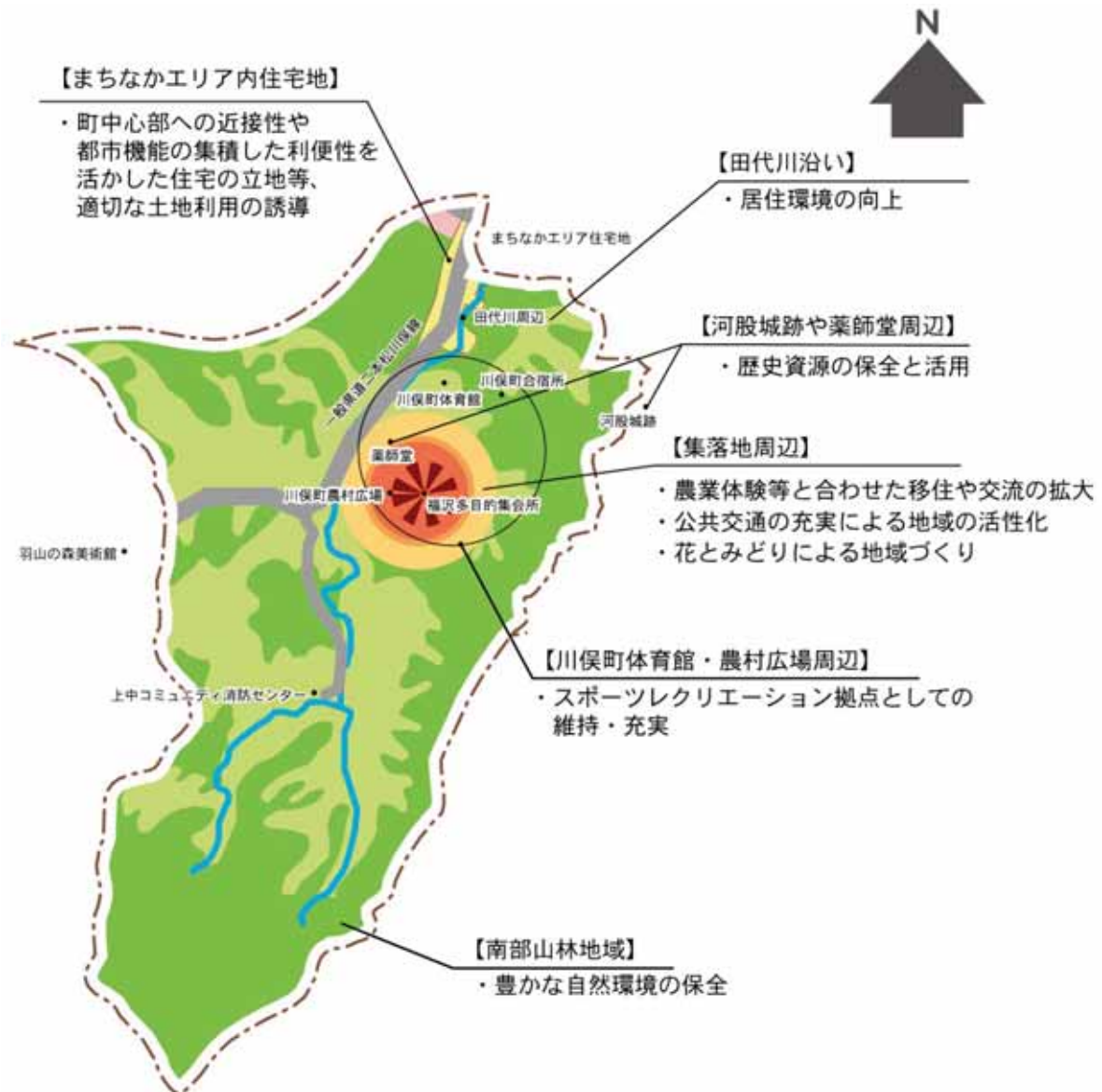
重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・スポーツ・レクリエーション拠点としての維持・充実			

③河股城跡や薬師堂等地域の自然や歴史を活かした空間づくり

重点方針に基づく施策例	実施時期		
	短期	中期	長期
・河股城跡や薬師堂等の歴史資源の保全と活用			
・南部山林地域の豊かな自然環境の保全			

短期：おおむね 5 年以内、中期：おおむね 10 年以内、長期：おおむね 20 年前後を想定

【東福沢地域 地域づくりの方針図】



凡 例

【まちなかエリア】



まちなか周辺住宅地



【全体】

主要な道路



水面



地域界



【田園居住エリア】

集落地



田園居住地



沿道利用地



田園



山林等





第5章 実現化方策

1. まちづくりの進め方

本計画に示すまちづくりを進めていくため、町は県や関連団体との連携を図りながらまちづくりを推進するとともに、町民や町民団体、事業者も主体的に取り組み、ともに手を携えてまちづくりを進めます。また、本計画の適切な進行管理を行い、本計画の実行性を確保していきます。

2. まちづくりの主体

(1) 各主体の役割

① 町民の役割

「町民一人ひとりが主役となるまちづくり」を基本理念として、本町には「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」が制定されています。町民は、一人ひとりがまちづくりの主役として、住みよい地域づくりや住民同志のふれあいを育む等、地域活動への積極的な参加が望まれます。

また、敷地内の緑化や住宅の耐震化等、町民の実践によるまちづくりも期待されます。

② 事業者の役割

事業者は、地域の一員として町に活力を創出するだけでなく、地域貢献の視点を持ち、事業活動を通じて良好な都市空間の創出や保全に努める等、まちづくりに積極的に取り組むことが望まれます。

③ 行政の役割

行政は、道路・交通やみどり、景観、防災等、まちづくり分野の事業の展開や県や近隣市町村等と広域的なまちづくりを展開するにあたり、本計画を活用し相互に連携のとれた一体性のあるまちづくりを進めます。

また、役場庁舎や工業団地の整備等、復興事業が進行する中、社会経済情勢を見据え、必要に応じて都市計画決定・変更や計画的な土地利用誘導、都市施設の整備による、復興まちづくりを適切に誘導します。

町は住みよいまちづくりを推進するため、町民や事業者に対して必要な助言、指導等の支援を行うとともに、まちの活力を育むため、企業誘致や移住者の誘導等についても積極的なPR活動を展開します。

(2) 参加の支援

町民、事業者が主体的にまちづくりへ取り組めるよう、行政は様々な支援を実施します。

① 情報提供や意見収集、PR活動の実施

広報紙や公式ホームページ等を活用し、まちづくりに対し積極的な情報提供を実施します。また、定期的に行われている町政懇談会等により、町民意見の収集に努め、まちづくりへの反映を図ります。

さらに、各種イベントやまちづくり事業への参加を促進するよう、積極的なPR活動を実施します。

② 自治会活動等の支援

地域活動の基本となっている自治会活動を支援し、自助・共助を促進するとともに、自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めます。

③ 「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」の再認識とPR、積極的活用

全国的にも先進的な「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」を再認識するとともに、所管課の枠を越えて積極的に活用されるようPRを行ったり、地域での勉強会の開催等による普及に努めます。

■ 「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」とは

地域の文化や美しい景観を自分たちの手で守りたい。住みよい地域づくりや住民の間に育まれるふれあいを大切にしたい。そんな町の人々の活動をもっと支援していこうと、平成18年度「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」を定めました。

— 一条文 —

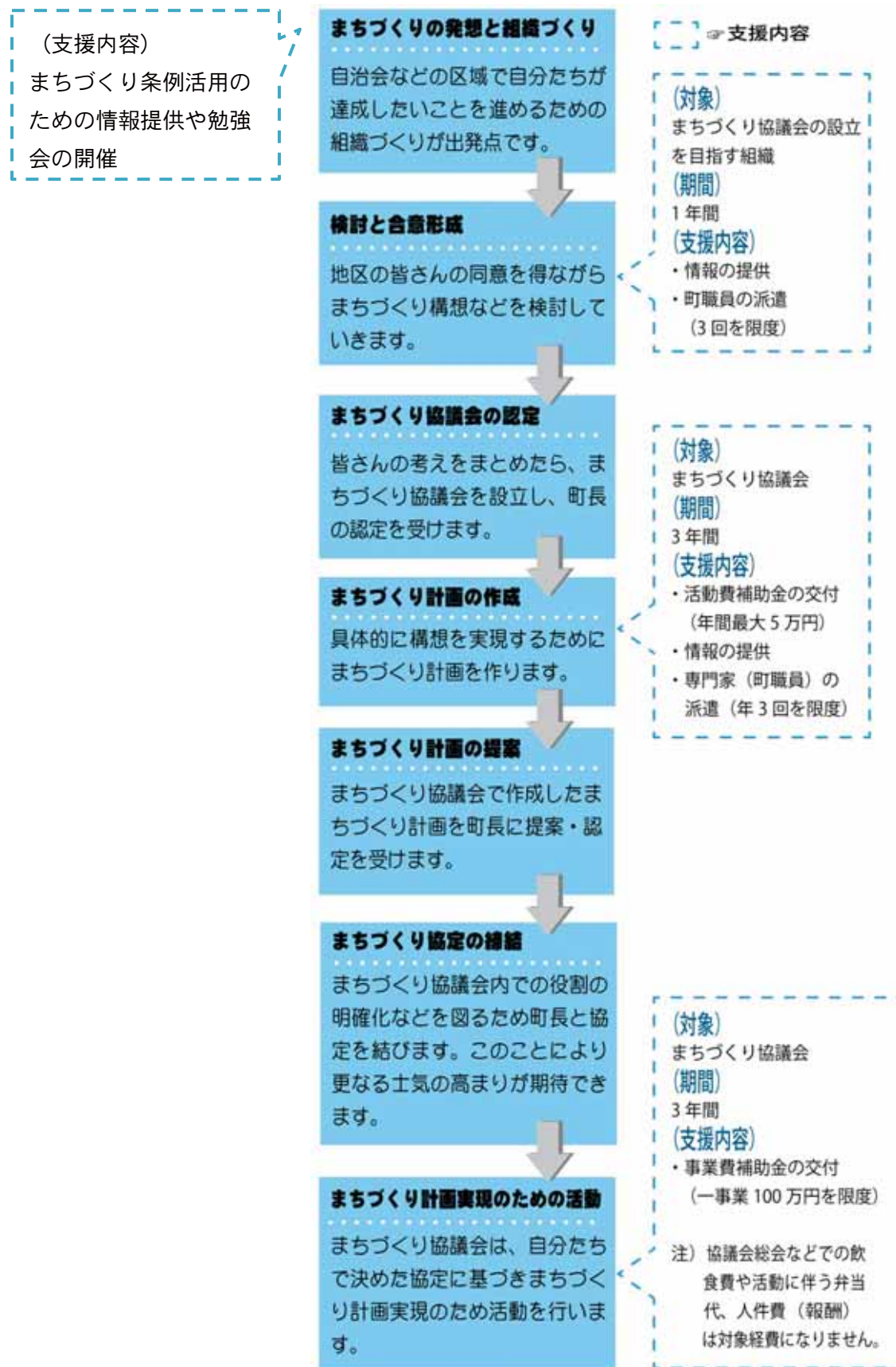
(目的)

第1条 この条例は、町民主体によるみんなでつくるまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、町民、事業者及び町の役割を明確にし、もって住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 本町のみんなでつくるまちづくりは、町民一人ひとりがその主体となり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、町民、事業者及び町がともに手を携えて進めていくことを基本理念とする。

■「川俣町みんなで作るまちづくり条例」手続きの流れ



資料：広報かわまた 2009.4 に加筆

■「川俣町みんなで作るまちづくり条例」を活用してできること

『ふれあいのまちづくり』

Ⅰ 地域間の交流

- ・各地域のイベントや祭りを結ぶ広域観光交流
- ・健康をテーマとした保健医療に関する交流
- ・河川の水質保護に向けた共同会議など環境分野の交流

Ⅱ 世代間の交流

- ・こどもや高齢者、障がい者まで幅広く楽しめるニュースポーツ（グランドゴルフ、スポーツ吹き矢など）教室などの交流
- ・郷土玩具の製作技能の伝授など遊びを通しての交流

Ⅲ 産学官の交流

- ・企業の活性化、競争力を強化するための技術開発の交流
- ・新たな商品開発に向けた調査、研究の交流

Ⅳ リーダーの育成

- ・イベント等を企画、立案、運営することによるリーダーの育成
- ・地域コミュニティ活動へ積極的に参加することによるリーダーの育成

『美しい景観のまちづくり』

Ⅰ 良好な景観形成

- ・地域の美しい景観の保全、形成についての主体的な景観づくり活動

Ⅱ 生活空間の整備

- ・身近なやすらぎの場としての地区公園の整備
- ・身近な緑地の保全や計画的な緑化など緑化意識の高揚と緑の環境づくり

Ⅲ 環境の保全

- ・河川の汚れ具合など水環境への関心を深め、水質保全意識の啓発を図る活動
- ・自然と親しみ、ふれあえる場の確保と整備
- ・散乱ごみの防止、清掃活動等の環境美化の促進に関する活動

まちづくり条例を活用してできることを具体例をあげて紹介します

『文化のまちづくり』

Ⅰ 文化と遺産の伝承

- ・地域における伝統的な年中行事、お祭りなどの伝承
- ・民謡などの音楽や民俗舞踊など伝統文化伝承のための普及啓発、研修、調査研究等
- ・伝統的技術所有者が指導者となり、その指導者から伝統文化を学び体得する伝承教室等

Ⅱ 積極的な町文化の体験

- ・民泊を通じて、農業体験やお祭りなど伝統文化の体験
- ・音楽、木工など人的及び文化的活動や資源を有効に活用した体験

Ⅲ 新しい文化の創造

- ・芸術家等に活動の場を提供し、気軽に芸術に親しむ、芸術家等との交流
- ・音楽、演劇、美術など様々な分野において、質の高い演奏、演技や作品に触れる場の設置
- ・史跡、名勝や指定建築物等、川俣の自然や歴史の文化財に触れる機会の設定

『福祉のまちづくり』

保健・福祉・医療の充実

- ・生活の営み方にそった心とからだの健康づくり活動
- ・町民の安心を支えあうボランティア活動
- ・安心して子育てができるよう子どもや子育て家庭を地域で支える子育て支援活動
- ・高齢者が安心して社会参加ができるような環境づくりを進める高齢者の健康づくり活動



資料：広報かわまた 2009.4

■「川俣町みんなで作るまちづくり条例」を活用したまちづくり事例

長寿山・太郎坊山開き 4 / 25

今年はまちづくり条例を活用した整備事業で、長寿泉から東小屋をつなぐ遊歩道を地元の皆さんが山開きに合わせて整備をし、ハイカーの皆さんはその新設された遊歩道を歩きながら山頂へと向かいました。あいにくの冷たい雨模様でしたが、下山した皆さんをあたたかい豚汁でおもてなし。地域の皆さんの気持ちが伝わる心あったまる山開きとなりました。



「今年も来ましたよ」と雨の山開きにもかかわらず多くのハイカーの皆さんが集まりました。来年は晴れますように…

資料：広報かわまた 2009. 6

～文化と福祉の地域づくり～ 西方行政区（西福沢）

少子・高齢化が進行し、地域共同体としての機能維持に課題を抱える西方行政区では、地域住民の協働精神を涵養させるため、盆踊り大会の継承と共同墓地周辺の整備を基本方針とした、文化と福祉の地域づくり計画を策定しました。

まちづくり事業として、地域の伝統行事である盆踊り大会継承のため、やぐらを改修するとともに、共同墓地参道の舗装・手摺の設置、広場の整備を行いました。

相互扶助の精神で歴史と伝統にはぐくまれ、笑顔にあふれた心豊かな地域づくりを目指して活動中です。



広場の整備作業
地元の憩いの場になりますように…

～連帯感と思いやりのある住みよいまちづくり～ 栗和田地区再生協議会（西福沢）

地区の連帯感が薄れてきている中、人間性豊かなコミュニティづくりのため、盆踊りの継承と地区住民間の交流を基本方針とした、栗和田地区住みよい町づくり計画を策定しました。

まちづくり事業として、盆踊りやぐらの改修、伝統的なお囃子を継承するための祭礼備品を整備しました。また、地区住民の交流事業として、遊休農地の整備・種まきから始めるそば打ち交流事業を実施しました。地区住民の交流事業をとおして、地区の相互信頼の構築と地域共存意識の確立を図り、住みよい魅力ある地域づくりを目指して活動中です。



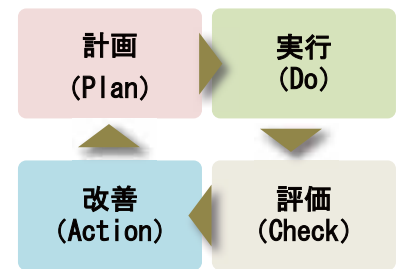
世代間交流事業
そば種まき作業

資料：広報かわまた 2010. 10

3. まちづくりの進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の将来像を実現するためには、各施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実行性を高めていきます。



① 計画（Plan）段階

本計画に基づき、新たな事業の立案や取り組み手法等を策定します。

例：土地利用→用途地域の見直し等
都市施設→都市計画道路の見直し等
都市防災→空き家・空き店舗の一元管理の推進等
都市環境→川俣町景観計画策定の検討等

② 実行（Do）段階

各主体が連携を図りながら本計画に基づく各種事業を実行します。他計画に位置づけられる事業等、相乗効果を発揮できるものについては、各事業を連携して実施するプロジェクト方式を導入する等、効果を高めるよう努めます。

③ 評価（Check）段階

都市計画基礎調査や各種統計データ等をもとに、本計画に基づく各種事業の実施状況の把握を行うとともに、中間年度においては点検・評価を実施します。

例：都市計画基礎調査による現状把握
政策中間評価の実施

④ 改善（Action）段階

点検・評価の結果を踏まえ、事業の見直しや改善が必要な場合は取り組みの見直しを行います。なお、平成 29 年度から始まる振興計画の後期基本計画の内容等も踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを実施します。

(2) 進行管理の主体

計画の進行管理は、定期的実施することが重要です。また、町の内部だけではなく、町民や町民団体、事業者等の視点も合わせた組織による評価も必要です。このため、既設の都市計画審議会等第三者機関を活用しながら、定期的に進行状況の確認を実施します。

■プロジェクト方式のイメージ（実行（DO）段階）

1. 川俣町で暮らすプロジェクト

事業1 復興公営住宅の整備●

事業2 復興公営住宅周辺の住宅・

住環境の整備

- ・公園や子育て施設の設置等、ニーズに応じた住環境向上
- ・周辺地域における住宅の適正整備の促進

事業3 移住定住対策・人材誘致の推進

- ・移住・定住に関する情報提供、HP作成
- ・定住化促進総合対策事業見直し・拡充

事業4 空き家等を活用した 定住促進・住環境の向上★

- ・既存の宿泊施設や空き家の利活用によるお試し移住の推進
- ・空地・空き家を活用したオープンスペースの確保等による住環境向上

2. 中心市街地再生プロジェクト

事業1 川俣町役場庁舎の整備●

事業2 フットパスによるまちなかの 回遊性の向上

※フットパス…”森林や田園、古いまち並み等地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径”

- ・フットパスによる地域活性化
- ・歩行環境の整備やユニバーサルデザイン化、サインの設置等
- ・歴史や文化資源を活用した景観誘導

事業3 空き家等を活用した まちなかの魅力づくり★

- ・空き家空き地情報の一元管理
- ・空き家空き店舗の活用によるチャレンジショップや商店街イベントの実施、子育てや多世代交流サロンの設置等、まちなかの魅力づくり

3. 道の駅を核とした魅力PR プロジェクト

事業1 道の駅川俣活性化計画に 基づく事業の推進★

- ・道の駅川俣の既存機能である「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」について、問題・課題を整理・検証
- ・交流人口の増加につながる道の駅の機能拡充について検討
- ・道の駅川俣を拠点とした地域活性化策を検討

4. 集落とまちなかを結ぶ 拠点ネットワークプロジェクト

事業1 自治活動の維持・活性化

事業2 公共交通の利便性の確保

- ・集落部の暮らしに不足する都市機能を補完するためのまちなかと集落の道路・公共交通によるネットワークの確保
- ・川俣町地域公共交通会議の活用による利便性確保

事業3 まちなかツアーの実施

- ・集落での暮らしに不足する機能をまちなかで提供するツアーの実施

★…総合戦略に位置づけのある事業 ●…復興計画に位置づけのある事業





資料

■ 川俣町都市マスタープラン改定版策定経緯

段階	年 月 日	会議等名称	内容・議題
平成26年			
策定体制整備 など策定準備 作業	8月13日	都市マス策定業務委託	
	9月3日	第1回打合せ協議(業者)	
	10月22日	政策調整会議	
	11月1日	M.P策定本部設置要綱 制定	
	〃	M.P策定委員会設置要綱 制定	
	11月1日 ～21日	M.P策定委員及び 審議委員の公募	
	12月17日	M.P公募委員選考委員会	公募委員(2名)→2名
	〃	審議会公募委員 選考委員会	公募委員(3名)→2名
	〃	福島大(今西先生) 委員依頼	
	12月22日	福島大(川崎先生) 委員依頼	
	12月25日	宮城大(古川先生) 委員依頼	
平成27年			
第1章 都市マスター プラン見直し にあたって 第2章 川俣町の現況 と課題 検討段階	1月8日	第1回担当者部会	(1) 川俣町都市マスタープランの策定 方針について (2) 現行川俣町都市マスタープランの 政策評価について
	1月20日	第1回策定本部会議	(3) 川俣町まちづくりアンケート 調査(案)について
	1月21日	第1回策定委員会	(1) 川俣町都市マスタープランの策定 方針について (2) 現行川俣町都市マスタープランの 政策評価について (3) 川俣町まちづくりアンケート 調査(案)について



資料

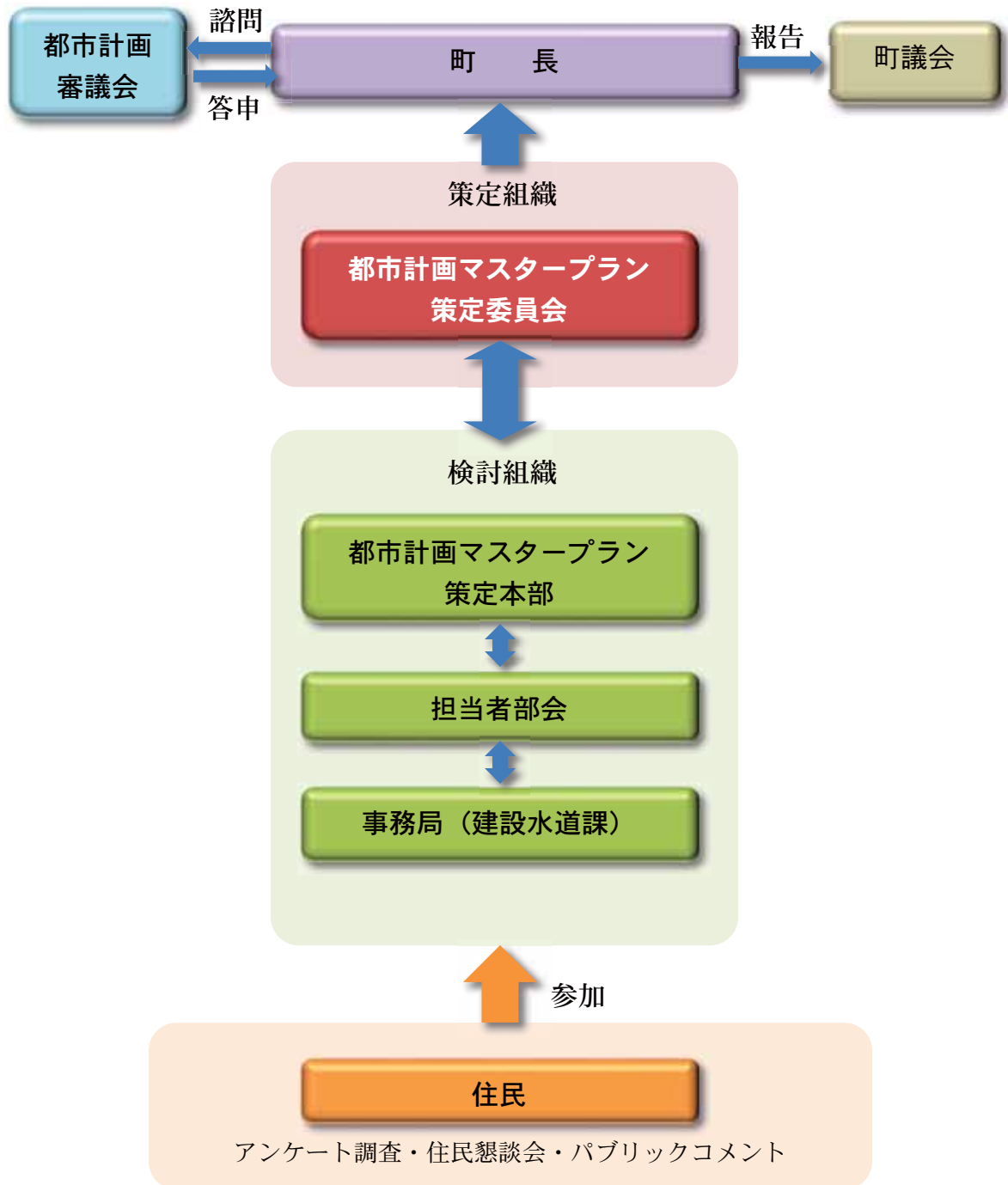
■ 川俣町都市マスタープラン改定版策定経緯

段階	年 月 日	会議等名称	内容・議題
平成26年			
策定体制整備 など策定準備 作業	8月13日	都市マス策定業務委託	
	9月3日	第1回打合せ協議(業者)	
	10月22日	政策調整会議	
	11月1日	M.P策定本部設置要綱 制定	
	〃	M.P策定委員会設置要 綱制定	
	11月1日 ～21日	M.P策定委員及び 審議委員の公募	
	12月17日	M.P公募委員選考委員会	公募委員(2名)→2名
	〃	審議会公募委員 選考委員会	公募委員(3名)→2名
	〃	福島大(今西先生) 委員依頼	
	12月22日	福島大(川崎先生) 委員依頼	
	12月25日	宮城大(古川先生) 委員依頼	
平成27年			
第1章 都市マスター プラン見直し にあたって 第2章 川俣町の現況 と課題 検討段階	1月8日	第1回担当者部会	(1) 川俣町都市マスタープランの策定 方針について (2) 現行川俣町都市マスタープランの 政策評価について
	1月20日	第1回策定本部会議	(3) 川俣町まちづくりアンケート 調査(案)について
	1月21日	第1回策定委員会	(1) 川俣町都市マスタープランの策定 方針について (2) 現行川俣町都市マスタープランの 政策評価について (3) 川俣町まちづくりアンケート 調査(案)について

段階	年 月 日	会議等名称	内容・議題
第1章 都市マスター プラン見直し にあたって 第2章 川俣町の現況 と課題 検討段階	1月27日	第1回都市計画審議会	(1) 川俣町都市マスタープランの策定方針について (2) 現行川俣町都市マスタープランの政策評価について (3) 川俣町まちづくりアンケート調査について
	2月13日	アンケート調査実施(町内全域)	1,324通
第3章 都市づくりの 方針 検討段階	3月27日	第2回担当者部会	(1) 川俣町まちづくりアンケート調査の速報集計について (2) 川俣町都市マスタープラン見直しの基本方針(案)について (3) 将来像設定に向けた方向性の確認(案)について
	5月13日	第3回担当者部会	(1) 川俣町まちづくりアンケート調査の速報集計について (2) 川俣町都市マスタープラン見直しの視点と9つの柱(案)について
	5月27日	第2回策定本部会議	(1) 川俣町都市マスタープランアンケート調査の確報集計について (2) 川俣町都市マスタープラン見直しの視点と9つの柱(案)について
	7月1日	第2回策定委員会	(1) 川俣町まちづくりアンケート調査の確報集計について (2) 川俣町都市マスタープラン見直しの視点と9つの柱(案)について (3) 町民懇談会の実施方法(案)について
第4章 地域づくりの 方針 検討段階	7月21日	地区懇談会参加者依頼	各地区ごとに、現行計画の地区別構想に対し、チェックシートに基づき評価を実施
	8月25日	地区別懇談会(飯坂地区)	
	9月8日	地区別懇談会(小神・鶴沢地区)	
	9月10日	地区別懇談会(東福沢地区)	
	9月24日	地区別懇談会(川俣地域)	
第3章 都市づくりの 方針 検討段階	11月18日	第4回担当者部会	(1) 計画書の構成見直し案(計画の新旧対照表) (2) 将来都市構造の方針 (3) 都市づくりの基本方針 (4) まちづくりの基本理念
	12月25日	第3回策定本部会議	(1) 川俣町都市マスタープラン計画書の構成見直し案について (2) 川俣町都市マスタープラン改定版(素案)について

段階	年 月 日	会議等名称	内容・議題
平成28年			
第3章 都市づくりの 方針 検討段階	1月25日	第3回策定委員会	(1) 川俣町都市マスタープラン 改定版(素案)について
第4章 地域づくりの 方針 第5章 実現化方策 検討段階	3月29日	第5回担当者部会	(1) 第1章～第3章について (2) 第4章地域づくりの方針について (3) 第5章実現化方策について
	4月14日	第4回策定本部会議	
	5月13日	第4回策定委員会	
素案検討段階	6月14日	第6回担当者部会	素案、回覧(持回決裁)
	6月14日	第5回策定本部会議	素案、回覧(持回決裁)
	7月6日	福島大(今西先生)との事前 協議	資料確認依頼
	7月13日	第5回策定委員会	(1) 川俣町都市マスタープラン 改定版(素案)について
	7月13日	第1回県協議	事前協議
	7月28日	第2回県協議	事前協議
	8月3日	県へ協議書提出	
	9月1日	県協議(回答)	
素案検討段階	10月5日	平成28年度第1回都市計 画審議会	(1) 川俣町都市マスタープラン(素案) について
	10月15日	パブリックコメント実施周 知	災害広報(5,600部、全戸配布)
	10月20日 ～11月2日	パブリックコメント実施	提出意見数8件(1人)
原案検討段階	11月15日	第7回担当者部会	原案、回覧(持回決裁)
	11月15日	第6回策定本部会議	原案、回覧(持回決裁)
	12月12日	第6回策定委員会	(1) 川俣町都市マスタープラン 改定版(原案)について
	12月20日	福島大(川崎先生)との事前 協議	
	12月22日	平成28年度第2回都市計 画審議会	川俣町都市マスタープラン改定版 諮問・答申
平成29年			
周知段階	3月	都市マスタープラン完成	
	3月～4月	概要版各戸配布	
	3月～4月	計画書を県に送付	

■ 川俣町都市マスタープラン策定体制



■ 川俣町都市マスタープラン策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	職 名	備 考
今 西 一 男	国立大学法人 福島大学 人文社会学群行政政策学類 教授	委員長
古 川 隆	公立大学法人 宮城大学 地域連携センター 地域振興事業部 地域振興事業部長	副委員長
遠 藤 貴 美 子	川俣町交通安全母の会 会長	
菅 野 俊 一	川俣町PTA連絡協議会 副会長	
阿 部 和 幸	川俣町商工会青年部 副部長	
櫻 井 恵 美 子	川俣町商工会女性部 部長	
橋 本 正 男	川俣町南自治会 会長	
後 藤 由 美 子	公 募	
齋 藤 美 智 子	公 募	

■ 川俣町都市マスタープラン策定委員会設置要綱

平成26年11月1日
川俣町告示第57号

川俣町都市マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第2項第1号に規定する川俣町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市マスタープラン」という。）を策定するため、川俣町都市マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、川俣町都市マスタープラン策定本部より上程された都市マスタープランの案について、町の第5次振興計画その他関連計画との整合を図りつつ、多様な観点から審議し、その結果を町長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 関係機関及び関係団体の代表 6名以内
- (3) 住民の代表 2名以内
- (4) その他町長が必要と認める者 2名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、第3条第2項第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市マスタープランを公表した日までとする。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設水道課建設係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

■ 川俣町都市計画審議会名簿

(敬称略・順不同)

役職等	氏 名	職 名	選 任 区 分
会長	川 崎 興 太	福島大学 共生システム理工学類准教授	条例第 3 条第 1 項第 1 号 学識経験者
職 務 代理者	紺 野 栄 二	川俣町商工会会長	条例第 3 条第 1 項第 1 号 学識経験者
H27	高 橋 孝 夫	川俣町鶴沢地区自治会会長	条例第 3 条第 1 項第 1 号 学識経験者
H28	本 田 克 秀	川俣町飯坂自治会会長	
H27-28	木 瀬 君	川俣町連合婦人会庶務	条例第 3 条第 1 項第 1 号 学識経験者
H27	黒 沢 敏 雄	川俣町議会議長	条例第 3 条第 1 項第 2 号 町議会議員
H28	斎 藤 博 美	川俣町議会議長	
H27	遠 藤 宗 弘	川俣町議会副議長	条例第 3 条第 1 項第 2 号 町議会議員
H28	菅 野 清 一	川俣町議会副議長	
H27	石 河 清	川俣町議会 産業建設常任委員長	条例第 3 条第 1 項第 2 号 町議会議員
H28	高 橋 真一郎	川俣町議会 総務産業常任委員長	
H28	高 橋 道 也	川俣町議会 厚生文教常任委員長	条例第 3 条第 1 項第 2 号 町議会議員
H27	小 湊 隆久	福島県県北建設事務所 企画調査課長	条例第 3 条第 1 項第 3 号 関係行政機関
H28	佐 藤 岳 晴	福島県県北建設事務所 企画調査課長	
H27-28	菅 野 英 夫	町の住民（公募）	条例第 3 条第 1 項第 3 号 町の住民
H27-28	江 川 由美子	町の住民（公募）	条例第 3 条第 1 項第 3 号 町の住民

■ 諮問・答申書

28 川 建 4 9 6 号
平成28年12月22日

川俣町都市計画審議会
会長 川 崎 興 太 様

川俣町長 古 川 道 郎



川俣町都市マスタープラン改定版(原案)について(諮問)

このことについて、別添のとおり原案を策定したので、川俣町都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年12月22日

川俣町長 古川道郎様

川俣町都市計画審議会
会長 川崎興太

川俣町都市マスタープラン改定版(原案)について(答申)

平成28年12月22日付け28川建第496号で諮問のあった川俣町都市マスタープラン改定版(原案)について、慎重に審議した結果、以下のとおり意見を付して、原案を了承します。

附記事項

1. 都市マスタープランに基づき、まちづくりを着実に進めること。
2. 今後のまちづくりの推進にあたっては、より一層の町民参加と情報の公開に努めること。
3. 社会情勢の変化に対応し、必要に応じ積極的に見直しを行うこと。

川俣町都市マスタープラン 改定版

平成 29 年 3 月

編集・発行 川俣町建設水道課

〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話 024-566-2111(代表)

制作協力 朝日航洋株式会社

